

平成17年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成17年9月9日 午前9時10分開会・開議

議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

町長 議会招集の挨拶

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 第 1号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算（第2号）専決
- 日程第 5 第 2号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例及び飯島町水防協議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第 3号議案 飯島町町民カード条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第 4号議案 飯島町文化財保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 5号議案 平成16年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 第 6号議案 平成16年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第 7号議案 平成16年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第 8号議案 平成16年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第 9号議案 平成16年度飯島町飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第10号議案 平成16年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第11号議案 平成16年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第12号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第13号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第14号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第15号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第16号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第17号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第18号議案 平成17年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 第19号議案 長野県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第23 第20号議案 南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第24 発議第 7号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 内山 淳 司 | 2番 | 宮 下 寿 |
| 3番 | 曾 我 弘 | 4番 | 平 澤 晃 |
| 5番 | 森 岡 一 雄 | 6番 | 三 浦 寿美子 |
| 7番 | 竹 澤 秀 幸 | 8番 | 坂 本 紀 子 |
| 9番 | 宮 下 覚 一 | 10番 | 松 下 寿 雄 |
| 11番 | 織 田 信 行 | 12番 | 野 村 利 夫 |

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明
	総務課長 箕浦税夫
	企画財政課長 高坂浩
	住民税務課長 滝本英司
	保健福祉課長 米沢長実
	産業振興課長 斉藤久夫
建設水道課長 松下一人	
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭	教育長 大沢利光 教育次長 北沢正文
飯島町監査委員 代表監査委員 林良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣 美
書 記 小林 美 恵

本会議開会

開 議 長 平成17年9月9日 午前9時10分
おはようございます。
定足数に達していますので、ただいまから、平成17年9月飯島町議会定例会を開会します。

本定例会には、平成16年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
開会に当り、町長から挨拶をいただきます。

町 長 おはようございます。議会招集にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成17年8月25日付け飯島町告示第45号をもって平成17年9月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にも関わらず、全員のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、季節も巡り残暑の厳しい中にも朝夕は過ごしやすいわやかな季節の訪れとともに、実りの秋を迎えました。今年の農作物は天候にも恵まれて収穫に大きな期待を寄せているところでございます。台風14号の影響は一部に果実の落下や花卉の倒伏などの被害がございましたが、全体として施設等大きな災害に至らずほっとしているところでございます。さて、郵政民営化法案の参議院の否決を受けての衆議院総選挙は郵政民営化の是非、年金制度改革などの暮しを争点に小泉政治を問い、日本の将来を見極める重要な選挙と位置付けられて、厳しい選挙戦が展開されいよいよ明後日11日は国民の審判が下されることになりました。有権者の皆様には大切な1票を棄権もすることなく行使することを願っております。一方、アスベスト不安が大きな社会問題となっておりますが、当町の場合小学校等一部の公共施設に使用が確認をされておりますが、しかしいずれも飛散等直接な影響はないものと思われましても、念のために調査をいたしましてその現状と結果につきましては、最終日の全員協議会でご報告をさせていただきたいと思っております。次に自立を決定して以降、審議会や職員の自立のための地域総合計画やふるさとづくり計画実践書の策定作業を現在進めております。これらの件につきましては、議会最終日のやはり全員協議会におきまして一部中間報告というかたちで報告をさせていただきたいと思っておりますので、この点につきましてもよろしくお願いを申し上げます。

さて、決算議会とも言われる本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、合併問題に真剣に取り組んでまいりました平成16年度の決算認定案件が7件、条例案件3件、補正案件が8件、その他案件が2件の計20件でございます。いずれも重要案件でございますので、何卒慎重なご審議をいただき、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会招集のご挨拶といたします。よろしくお願いをいたします

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、9番 宮下覚一議員、10番 松下寿雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 会期の報告をいたします。去る9月1日に議会運営委員会を開催し、会期につきましては、案件の内容からいたしまして本日から9月20日までの12日間と決定いたしましたのでご報告いたします。

議 長 お諮りします。
ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議なしと認めます。したがって会期は本日から9月20日までの12日間とすることに決定しました。

事務局長 会期の日程については、事務局長から申し上げます。
(会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。議長から申し上げます。
まず、陳情等の審査につきましては、お手元の請願・陳情等文書表のとおりです。会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。
次にお手元に配布のとおり月例出納検査報告がされております。
次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりです。
なお、上伊那広域連合並びに伊南行政組合関係の平成16年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。
以上、諸般の報告を終わります。
ここでお知らせをいたします。室内が高温になってまいりましたので、上着の着用は自由といたします。

日程第4 第1号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第2号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第1号議案 平成17年度一般会計補正予算(第2号)専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は6月飯島町議会定例会後において、補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき8月23日付で専決処分をいたしましたので同条第3項の規定に基づき今回の議会においてご報告を申し上げて、承認を求めます。衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査が公示をされ、9月11日に執行されることになったことによるものでございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682万6千円を追加し、それぞれ42億6,601万2千円とするものでございます。国県からはまだ委託金の内容等示されておりませんが、歳入歳出とも前回の衆議院選挙の例を参考に編成をいたしております。細部につきましては、ご質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議を

議 長 いただき承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第1号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第2号)専決を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第1号議案は承認することに決定しました。

日程第5 第2号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例及び飯島町水防協議会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第2号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例及び飯島町水防協議会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。飯島町消防団員等公務災害補償条例及び飯島町水防協議会条例の2条例につきましては、条例の設置目的等の根拠をはじめその規定中に水防法の条文を引用しております。この度この水防法の一部が改正をされ、それぞれの条例中に引用しております法律の条番号が変更となりましたために条例中の関係部分について整備を行うものでございます。したがってこの改正によります現条例の内容につきましては、何ら変更がございません。内容をご理解の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第2号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例及び飯島町水防協議会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第3号議案 飯島町町民カード条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第3号議案 飯島町町民カード条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。ご承知のとおり現在は町民カードを利用して上伊那情報センターネットワ

ーク内の伊那市役所、辰野町役場、箕輪町役場及び伊那市内のいなっせの4箇所の自動交付機設置箇所におきまして、住民票、印鑑証明書、町税等に関する諸証明の交付が受けられる広域自動交付体制が稼働いたしております。なお、かねてよりこれに加えまして戸籍の謄抄本の交付についても法務省への協議を重ねて研究を進めてまいりましたが、新たに11月14日から上伊那広域連合の区域内に本籍がある住民につきましてこの広域自動交付システムを利用して戸籍の謄抄本の交付が許可されることになりました。これに伴いまして本条例案をもって所要の改正を行うものでございます。なお、細部につきましては、住民税務課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

住民税務課長
議 長

(補足説明)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第3号議案 飯島町町民カード条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第4号議案 飯島町文化財保護条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役

第4号議案 飯島町文化財保護条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。飯島町文化財保護条例は、文化財保護法の規定に基づき設置をしている条例でございます。本条例案はこの度根拠法である文化財保護法の改正等により引用条番号が変更となりましたために、条例に関係部分について所要の整備を行うものでございます。内容については、条例の内容についての改正は一切ございません。なお、十分たたいま申し上げました理由でございますので、内容をご理解いただきましてご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長
11番

これから質疑を行います。

条例の改正の趣旨はわかりまして理解いたしますが、ちなみに現在町には文化財と称されるものがどのようなものがあり、どのように管理されているか現状をお願いいたします。

教育次長

町内の文化財でございますが、町の条例による指定が34箇所で県宝に指定されているものが5箇所ほどございます。管理ですが、町が直接管理しているものと、それからあと個人所有のものがございましてそれぞれによって管理をされております。なお、先般これらの管理につきまして補助制度を作りまして町から文化財の方についての一定の補助

議 長 金が出せるところといった制度を整備いたしたところでございます。以上です。

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第4号議案 飯島町文化財保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第5号議案 平成16年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 第6号議案 平成16年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第7号議案 平成16年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第8号議案 平成16年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第9号議案 平成16年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第10号議案 平成16年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 第11号議案 平成16年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について

以上、日程第8から日程第14の決算7議案を一括議題とします。本7議案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第5号議案から第11号案、までの平成16年度各会計決算の認定議案につきまして一括して順次提案説明を申し上げます。

平成16年度一般会計他6会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところにしがいまして、過日監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会への認定をお願いするものでございます。また、各会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして、行政報告書及び財政分析資料を提出をしてありますので合わせてご覧いただきますようお願いを申し上げます。なお、私からは決算の極大綱を申し上げ、後ほど助役また企業会計につきましては、所管課長から細部の説明をいたさせますので、十分なるご審議をいただき認定をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、昨年度の国内のマクロ経済は輸出の回復を中心に景気が持ち直しつつあり、企業の景況感も最悪期を脱出しつつあると伝えられておりますが、地域経済ははまだ回復基調

とは言いがたい状況の1年でもございました。また、昨年度は国内で豪雨や台風、新潟県中越地震等まず多くの災害が発生をし、多くの方々が犠牲となりました。心からお見舞いを申し上げます。さて、平成16年度は私が町政を担ってから初めて予算編成から携わった1年間でもございました。平成の大合併といわれる市町村合併に関する大きなうねりの中で当町も3年余りの長きにわたってこれらの町づくりの手法について研究を重ねてまいりましたが、今年2月に町民の皆様の判断によりまして最終的に自立し持続可能な町づくりを進めていくこととなりました。これからの町政運営は大変厳しさが増すことが予想されますが、町民と行政との協働による町づくりを大きな目標することを互いに確認し、選択をした町の歴史において有意義意義深い年でもございました。さて、昨年度の一般会計をはじめ特別会計をも含めた町全体の会計は厳しい財政環境のもとではありましたが、予算執行方針に基づき概ね計画通りの行財政運営ができました。これはひとえに町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第でございます。当町全体の歳出決算規模は約82億円となり、平成15年度と比べ約5億円増加をいたしました。これは公共下水道事業特別会計が七久保処理区の建設事業開始に伴い約3億円、水道事業の決算規模も下水道事業関連工事の増加により1億円増加したこと等によるものでございます。

まず、第5号議案の一般会計について申し上げます。歳入総額は44億7千万円、歳出総額は43億2千万円となり、前年度対比歳入で0.1%、歳出で0.6%の増加となりました。ただし、昨年度は減税補填債の借換えがあったために実質的には歳入で3.6%、歳出で3.2%の減少となっております。これにより実質収支は1億5千万円余りの黒字決算となり実質単年度収支においても約1億4千万円の黒字決算となりました。歳入においては、町税の減少が続いており、前年度に比べ2千万円ほどの減少となりました。また、地方交付税は答が増加したものの関連する臨時財政対策債の大幅減少によりましてこの合計額は1億円余り減少をしております。また、国県支出金も三位一体改革の影響や建設事業の減少により大きく減少いたしました。歳出については、昨年度は改革の第1章として内からなる改革に着手をし、収入役を置かないことをはじめ課や係の統廃合を行うなど組織改革の一部先行実施をいたしました。また、人件費をはじめとする経常経費の削減に努め、その結果前年度に比べ2.3%の減少となりました。性質別では人件費、物件費、補助費、繰出金及び普通建設事業費などは軒並み減少いたしました。維持補修費、扶助費及び公債費等は増加をしております。建設事業におきましては、飯島中学校耐震大規模改造事業や町道高尾本線歩道設置事業が終了をいたしました。また、土地改良施設維持管理適正化事業や基盤整備促進事業等により用水路等の改修を進めました。更に、本郷県営農道整備事業につきましても計画通り事業が実施をされております。また、国道153号伊南バイパス建設事業につきましても、本郷地区の用地買収に着手いたしましたし、懸案でありました久根平工業団地に優良企業の誘致ができ、今後当町の活性化に大きく寄与するものと期待をいたしております。ソフト面においては、法律改正により児童手当の給付範囲を小学校就学前から第3学年終了前まで拡大をいたしました。高齢者福祉に関しましては、一部補助金等の削減を行いましたが、概ね前年度どおりの水準での事業執行をいたしております。

す。また、昨年度はパキスタンからの農業研修員を受け入れた国際交流事業の実施や軌道に乗ってまいりましたアグリネイチャー飯島における都市と農村との交流事業に意を注いでまいりました。次に当町の財政状況についてであります。依然として厳しい状況が続いております。当町の主な財政指標では起債制限比率が 10.7%と前年度に比べて 0.1 ポイント財政力指数も前年度の 0.43 から 0.44 となりました。わずかながら改善をいたしましたが、経常収支比率は 85.2%となり 0.8 ポイント上昇し、依然高水準にあります。今後の財政見通しとしては町税や地方交付税の増額は見込めないことから、引続き行政改革の更なる推進と実施計画に基づいた思い切った事業の厳選が重要な課題であるというふうに考えております。

次に第 6 号議案の国民健康保険特別会計の決算についてご説明申し上げます。歳入決算額は 8 億 8 千万円、歳出決算額は 7 億 9 千万円で、歳入歳出差引額は 9 千万円となり翌年度への繰越金となりました。昨年度の保険給付は平成 15 年度に比べて 19%増加しており、今後更に国保保険者の高齢化に伴い医療費も増加するものと予測をされます。更なる保健予防に努めつつ国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に第 7 号議案介護保険特別会計の決算についてでございますが、歳入決算額は 6 億 6 千万円、歳出決算額は 6 億 3 千万円、歳入歳出差引額は 3 千万円となり翌年度への繰越金となりました。主な歳入の内容につきましては、国県支出金及び支払基金交付金の減少を繰越金及び一般会計からの繰入金で賄ったかたちとなりました。歳出につきましては、要介護者の増加等により保険給付費が 6.9%増加いたしました。介護保険におきましては、介護予防に重点を置いた給付が行われるよう適切な介護認定を行い、高騰する保険給付費の給付適正化を図り介護保険事業の健全運営に努めてまいります。

次に第 8 号議案の老人保健医療特別会計の決算についてご説明申し上げます。歳入歳出ともに決算額は 10 億 3 千万円で、前年度対比 3 千万円、3.0%の減となりました。1 人当りの医療費としては増加しつつも県下 112 市町村中 94 番目と比較的低い水準と維持しておりますけれども、今後とも若人から中高齢者へと継続した保健予防、健康づくりに力を入れてまいりたいと考えております。

次に第 9 号議案の公共下水道事業特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額は 8 億 8 千万円、歳出決算額は 7 億 8 千万円で歳入歳出差引額は 1 億円となり、翌年度への繰越金となりました。昨年度から七久保処理区の管渠工事が新たに始まり飯島処理区と合わせて 37 箇所、約 6.4 km の管渠工事を計画通り実施をいたしました。今後も引き続き事業の推進とともに、受益者の皆様のご理解とご協力をいただきつなぎ込みの普及をぜひ推進してまいりたいと考えております。

次に第 10 号議案の農業集落排水事業の特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額は 1 億 8 千万円、歳出決算額は 1 億 7 千万円、歳入歳出差引額は 1 千万円となりまいりました。翌年度への繰越金となりました。平成 15 年度から建設事業がなくなりまして維持管理業務のみの形態になっておりますけれども、これまで借入をしてまいりました起債の本格的な償還が始まり一般会計繰出金が年々増加をしております。財源確保という観点からも公共下水道事業と同様につなぎ込みの普及を推進してまいりたいと思っております。

次に第 11 号議案の水道事業会計の決算についてであります。昨年度は断水までに至る大きな災害や取水停止もなくて安定給水ができました。主な事業は公共下水道及び道路改良関連の配水管布設替え工事を中心に 31 件の関連工事を、また林道横根山線に敷設してあります送水管の布設替え工事など単独工事 5 件を実施をいたしました。業務面においては給水件数が 3,500 件と前年度より 29 件増加し、年間給水量は 978,000m³余りとなり、前年度よりわずかに増加をいたしました。昨年度は平成 8 年度以来の当年度純利益を生み出しましたが、前年度からの繰越欠損金もあり平成 17 年度への繰越欠損金は 4 千万円余りとなっております。今後も厳しい財政事情は変わりませんが、住民生活の根幹をなすこの水道水の安定供給のために最善の経営努力をしてまいり所存でございます。

以上、第 5 号議案から第 11 号議案までの平成 16 年度の各会計の決算について概要説明を申し上げます。今後の地方行財政を取り巻く情勢はこれまで申し上げてまいりましたように今まで以上に増して厳しいものがあると思っております。健全な財政運営に細心の注意をはらいながら多種多様な住民要望を可能な限り実現し、住民福祉の向上を図ることが大変重要であると考えております。今後とも議員各位の一層のご協力をお願い申し上げます。よろしくご審議の上認定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

助 役

ただいま町長から提案されました平成 16 年度各会計決算案件のうち、公営企業会計を除きます 6 つの会計につきましては収入役の事務を検証する立場から補足をしてご説明を申し上げます。なお、後ほどそれぞれの委員会におきまして詳細なご審査をいただきますので、私からはお手元の決算書を元に極概要をもって説明に代えさせていただきますけれども、多少時間を要しますが何卒よろしくをお願いいたします。

まず、平成 16 年度の各会計の決算額については、決算書の最初でございます会計別決算総括表によりご覧のとおりであります。全会計が黒字決算であります。ご参考までにこの 6 つの会計の決算総額は歳入で 81 億 2 千万円余、歳出で 77 億 2,600 万円余であり、前年度決算より約 5%の伸びとなっております。また、次年度繰越金の総額は約 3 億 7,500 万円余であります。

まず、一般会計決算額につきましては、歳入 44 億 7,309 万 5,452 円、歳出 43 億 2,243 万 770 円、差引次年度繰越額は 1 億 5,066 万 4,682 円であります。この次年度繰越金額は 12 年度から繰越金を受けました前年度繰越金より 2,400 万円余減少となっておりますので、この減少額が単年度収支の赤字ということになりますけれども、年度中の財政基金への積立金 1 億 6,200 万円余の積立によりまして内部利用資金は増加しております。実質単年度収支はほぼ前年度に近い 1 億 3,910 万円余の黒字決算でございます。このことはひとつに極めて厳しい収支の状況判断にたつて歳出予算の抑制を行い、無駄を省いた予算執行に努めた結果であり、加えてこうした財政環境の中で可能な限り基金の積立を行い、適正範囲とされております繰越額をもって 16 年度を締めくくることができましたことはほぼ順当な決算状況であると認識をいたしております。次に 16 年度においては、前年度から 934 万 5 千円の繰越明許費による予算繰越を受けて事業を実施をいたしております。したがって決算額はこれらの収支を含んだものであります。ここ数年来は国の

経済財政対策によりまして積極的に繰越明許費による建設事業予算が追加補正されてまいりましたが、16年度においては建設予算の削減とともに一転をいたしまして次年度への予算繰越は0となっております。3ページの歳入決算額欄の収入未済額につきましては、総額で3,370万4,689円であり、それぞれの徴収部門における不断の徴収努力にも関わらず前年度における繰越明許費を除いたものでございますが、実質的な収入未済額に比較いたしまして457万円余の増加となりました。また、関係法令に基づきまして不納決算処理をいたしました額は町税において164万9,723円でございますが、前年対比で26万余の増加となっております。それでは6ページの事項別明細書によりまして款を追って順次申し上げます。まず1款町税の収入額10億661万円余であり、前年比2,190万円余2.1%減少し、平成14年度以来3年連続の減収となっております。中でも町民税は2,400万円余6.6%の減収であり、依然として町税の減収傾向に歯止めがかからず極めて厳しい決算となっております。7ページ2款の地方譲与税は1億2,854万5千円でございますが、16年度に移譲財源として創設されました所得譲与税は国の財政改革による減収額を大きくかけ離れわずか1,800万円余の収入でございました。また8ページ4款、配当割交付金、5款の株式譲渡所得割交付金については税制改正により16年度に創設された財源であり総額264万円の収入がありました。9ページ12款の地方交付税は14億7,800万円余であり予算をわずかに上回りほぼ前年度並の交付額でありました。しかしながらこの一方で地方交付税を補う臨時財政対策債が前年度より1億1,500万円余の減額となりましたので、普通交付税と臨時財政対策債の合算額においては8,900万円余の大幅な減収となっております。なお、このご承知のとおりこの町税、地方譲与税及び地方交付税などの一般財源の合計額はいわゆる町の標準財政規模として予算の編成規模に大きく関わっております。この標準財政規模の推移を見ますと平成12年度の33億円をピークにいたしまして以降急激な減少傾向に転じておりまして、この4年間に実に6億3千万円に及ぶ大幅な減少が続き、平成16年度標準財政規模は約27億円まで落ち込んでおります。このように財政規模の急激な減少が続いている現在当町におきましても行政サービス全般にわたる見直しとともに、内部管理経費の削減にも懸命に取り組んでいるところでございます。次に14ページの16款国庫支出金、17ページの県支出金でございますが合わせて4億1,500万円余につきましては、前年度より1億1,200万円余の減収となっております。この主な原因としたしましては、継続工事实施をしましてまいりました中学校耐震化改造事業並びに広域農道歩道設置事業等の大型事業における工事料が減少をいたしておることですけれども、新たに大きな要素といたしまして三位一体の改革により補助金負担金が一般財源化されたことによりまして減収額が約6,900万円ございます。こうした状況下におきまして事業費のほぼ100%が県費補助となります緊急地域雇用創出特別事業につきましては、各分野において補助対象事業の掘り起こしを行い総額3,000万円余の新規財源を確保して事業を実施をいたしております。次に26ページ20款の繰入金でございますが、1億4,500万円に近い基金からの繰入を行っております。中学校耐震改造事業に対して義務教育施設改築基金から4,790万円及び町単費によります在宅福祉事業の財源に地域福祉金から1,700万円を繰入れたものでございます。また、商工業振興基金につきましては、

町内商工業者に対する制度資金融資の担保として設置をしておりましたこの基金を16年度末をもって廃止し、予算による預託金方式に改めております。従って基金残高8,000万円余を一般会計に繰入れたものであります。なお、この繰入金8,000万円につきましては、歳出において全額を財政調整基金へ積立ててございます。最後に28ページ23款の町債につきましては、先に触れております地方交付税の肩代わりであります臨時財政対策債2億5,110万円の借入を含み6億9,770万円の借入を行っております。この内特異な町債として以前に借入を行っております住民税等減税補填債の利息軽減を図るため借換え債1億6,550万円を組んでございます。なお、この借換えにつきましては、歳出より同額の元金償還を伴うものでございましてこの分歳入歳出決算額が増加をする結果となっております。

次に歳出について申し上げます。ページと事業コードをもって申し上げます。よろしくお願いたしたいと思っております。まず30ページの1款総務費でございますが、経常的な支出が主体であります。36ページ事業コードで1169でございますが、高度情報化基金積立金1,570万円余、それから38ページのコード1901財政調整基金積立金1億6,200万円余などが特異な支出でありまして、決算額は前年度に比較しまして5,700万円の増加となっております。43ページの3款民生費におきましては、障害者老人児童福祉の各分野における福祉金、年金等の給付あるいは各種の福祉サービスに要する支出といたしまして、扶助費の節から総額1億9,100万円が支出をされております。この額につきましては、民生費の全体の20%に当りまして前年度より約1,000万円増加をいたしておりますが、特に制度開始2年となります障害者支援費の増加額がこの大半を占めております。また、社会福祉協議会に対する高齢者及び障害者福祉事業の委託料といたしまして2,200万円、上伊那福祉協会が運営します老人福祉等福祉施設の建設負担金に3,800万円余を支出しております。その他他会計繰出金といたしましては、総額2億1,700万円余を民生費より支出をいたしております。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、老人保健医療特別会計等の繰出を行っております。また、事業コード48ページでございますが、事業コードの2561社会福祉基金におきましては、17年度から計画をいたしております東部保育園建設事業に備えて3,000万円を積立ててございます。51ページ4款衛生費におきましては、次ページのコード2811昭和伊南総合病院運営負担金6,000万円余、53ページの2831各種検診事業、約3,100万円が突出した支出になってございます。清掃費の56ページの2921でございますが、塵芥処理費5,100万円余につきましては、ごみの収集量が年々増加傾向にある中で新規事業者の参入等もございまして、1,500万円余の大幅な支出減となっております。事業コード2941合併処理浄化槽費におきましては、継続事業でございます豊岡及び本郷第6耕地と田切地籍の浄化槽排水管路敷設事業に1,000万円余を支出いたしまして17年度完成に向けて事業の促進をいたしております。57ページの6款農林水産業費4億1,500万円余につきましては、前年度におきまして新屋敷地域交流センター建設費などの多額の支出要因がありましたことに比較いたしまして約16%余の支出減となっております。当年度におきましては継続中の県営事業によります61ページコード3411中山間地農地防災事業の事業名によりますけれども、七久保用水の改修及び

6 2 ページコード 3454 の本郷農道整備事業の促進、並びに町単の新規事業といたしましては6 1 ページのコード 3407 土地改良施設維持管理適正化事業によります郷沢用水の改修及び6 2 ページの基盤整備促進事業によります飯島新井用水の改修など農業生産基盤整備事業におきまして重点的に事業を進め、これらに総額9,070万円余を支出をいたしております。その他区や耕地が行います小規模土地改良事業に対しましては、原材料費の支給を含めまして1,800万円余を補助いたしてございます。なお、6 3 ページの3551 農業集落排水事業特別会計の繰出金につきましては、1億2,693万円でございます。次に8 款の土木費決算額はほぼ前年同額となっております。町単事業でおきましては、現下の厳しい財政事情のともて縮小を余儀なくされてまいりましたけれども、7 0 ページのコード 4231 町道整備事業では日曾利、峯の牟田線の改良を完成をし、新規に七久保小南芝宮線の一部改修に着手をいたしております。また、補助金、地方債等に財源を求めまして継続中にあります事業におきましては、鋭意促進を図りまして7 1 ページの事業コード 4233 地方特定道路整備事業によります北上の原線、堂前線の2 路線の改良とコード 4237 特定交通安全施設等整備事業によります広域高尾本線の歩道設置整備を合わせて総額約1億5千万円を支出いたしております。その他町営住宅整備事業では継続事業で進めてまいりました北神戸町営住宅の下水道つなぎ込み工事を本年度の1,900万円余をもって完成しております。また、公共下水道事業特別会計には5,570万円を繰出しをいたしております。7 6 ページの9 款消防費の決算額につきましては、前年度に比較いたしまして消防施設費の支出減等によりまして1,100万円余約7%の減少をいたしております。経常的な支出が主体でありまして常備消防にかかります伊南行政組合負担金につきましては、事業コードの4911 よりも消防費全体の7 3%を占めます1億1,430万円余を支出をいたしております。次に1 0 款の教育費におきましては、1 6 年度の最重点事業として1 5 年度から2 カ年をかけて進めてまいりました中学校特別教室棟の耐震補強大規模改造工事を8 3 ページの事業コード 5331 におきまして2億3,800万円を支出いたしましてすべての校舎の耐震化工事を完了いたしております。この事業にかかります町費の負担4,700万円余につきましては、全額を義務教育施設改築基金で充当いたしております。なお、この基金につきましては、引き続き計画をされております七久保小学校の耐震補強事業等に備えまして8 0 ページの事業コード 5141 におきまして2,000万円を積立、年度末の基金総額7,000万円余を確保いたしてございます。最後に1 2 款9 3 ページ1 2 款の公債費6億9,600万円ほどであります。前年度より1億9千万円ほどの大幅な増加となっております。これにつきましては、最初の場面で申し上げておりますが、減税補てん債の借換えのために償還元金1億6,550万円を一括償還したための増加が主なものとなっております。次に決算書中行政目的に沿いましてそれぞれの款から支出をされました決算額に大変大きな比重を占めております上伊那広域連合、伊南行政組合などの広域行政にかかる町の負担金は前年度より1,100万円ほどの減少をいたしまして3億100万円ということになっております。また、個々に申し上げてまいりました国民健康保険事業等5 つの特別会計の繰出金総額ほぼ前年同額の4億円となっております。ご承知のとおりこれらの多額な経費がその他の一般行政経費を大きく圧迫する結果となっております。

次に国民健康保健特別会計について申し上げます。決算時点での国保加入率は世帯数の57.5%、全住民の38.1%となっております。1 ページの歳入決算額8億7,555万2,206円、歳出決算額8億8,801万5,667円、差引9,053万6,539円が次年度繰越額でございます。歳出決算規模は保険給付費の増加に伴いまして前年度より約5,800万円7.9%増加をいたしております。国保税収入額は2億4,300万円余でございます。収納対策には鋭意力を注いでまいりましたが1,899万300円が収入未済となりました。収納率は1.6ポイント低下いたしまして92.6%となっております。また、不納欠損額は54万1,500円であります。5 款の療養給付費交付金は退職者医療費の財源として交付されるものでありますけれども、前年度より7,300万円余の増加となっております。2 ページの歳出であります。保険給付費は5億1,290万円余と前年度より8,070万円余19%の大幅な増加にありまして、特に退職者被保険者の著しい増加傾向が続いているところでございます。3 款老人保健拠出金1億8,000万円余につきましては、前年度に引き続きまして老人保健医療費の対象年齢の引上げに伴いまして被保険者の減少があり、拠出額も約3,300万円の減少となりました。なお、国保支払準備金の年度末現在額は9,600万円余となっております。

続いて介護保険特別会計について申し上げます。歳入決算額は6億5,812万7,781円、歳出決算額は6億3,399万1,372円、差引2,413万6,409円が次年度繰越金となっております。事業の運営状況でありますけれども、6 5 歳以上の1号被保険者は年度末現在2,827人、この内要支援を含む介護認定者は383人であり前年度よりほぼ横ばいの状況でございます。なお、歳入における保険料の収納状況はほぼ良好であり収入未済額は2万9,750円でありました。歳出2 款の保険給付費は5億9,300万円余で前年度対比3,850万円余の増加となっております。今後に見込まれます給付費の高い伸びを抑制する上に徹底した保健予防とともに適正な介護認定と介護給付に一層意を注いでまいることが肝要でございます。

次に老人保健医療特別会計の決算であります。1 6 年度においては平均1,947人の高齢者に対しまして医療給付を行っております。この会計は会計年度ごとに収支を精算してまいりますので、決算額は歳入歳出同額でありまして10億2,745万601円前年度の97%の決算額となっております。決算額減少の要因は保健対象年齢が平成1 4 年度を初年度といたしまして段階的に7 5 歳に引き上げられていることによるものでございまして、療養の対象者と給付費が前年度に引き続き一時的な減少をみております。歳出の全額に近い10億2,000万円が医療の給付費でありまして、国費が25%、県と町が6%、保健医療の医療保険の被保険者拠出が62%を負担いたしまして収支を合わせて制度となっております。なお、老人1人当りの医療諸費は引き続き増加傾向にございまして52万6千円余となっております。

次に公共下水道事業会計でございます。歳入決算額は8億7,874万6,044円、歳出決算額は7億8,089万6,112円であり差引9,784万9,832円を次年度へ繰越をいたしております。1 6 年度は飯島処理区の第3 期工事を促進するとともに、新たに七久保処理区において管渠の布設工事の着工と処理場の用地取得及び基本設計に取組みまして1 款の公共下

水道事業費は約6億3,500万円の多額の支出となっております。その結果歳出決算額は前年度の54%増となっております。飯島処理区のつなぎ込み率につきましては、50.6%であり、汚水処理施設の管理には約2,900万円を支出をいたし一方この使用料収入は約3,600万円でありました。また歳出においては七久保処理区の事業着手により財源といたしまして町費、分担金、国庫支出金などのいずれも大幅な増加をいたしております。なお、加入者負担金の1,546万1,300円及び使用料12万1,339円が収入未済となっております。

最後に農業集落排水事業特別会計の決算でございます。歳入決算額は1億8,596万564円、歳出決算額は1億7,364万8,262円、差引1,231万2,302円が次年度繰越金であります。15年度以降3つの処理区域とこれらの汚水処理施設の維持管理が主な事業となっております。各処理区でのつなぎ込みの促進がこれからの課題であります。年度末のつなぎ込み率につきましては、3地区平均で66.8%、年間の汚水処理施設の管理経費につきましては、約2,800万円余の支出に対しまして使用料収入は約2,400万円であります。2ページで全歳出の73%を占める公債費の支出額1億2,600万円余につきましては、全額を一般会計より繰入補填をいたしております。なお、加入分担金使用料につきましては、380万円余が収入未済となっております。下水道事業2会計の起債元利償還額は総額で2億7,200万円余であり、前年度より3,200万円余の増加であります。この累増は常に申し上げておりますとおり今後の財政に大きく影響を与えるものでございまして、独立採算の視点に立ちましてつなぎ込みの促進に一層の力を注がなければならないところでございます。以上で6会計の決算についての概要説明とさせていただきます。

なお、年間を通じまして各会計から支払の円滑化を図るために金融機関からの一時借入金に替えまして財政調整基金より4億4千万円、地域福祉金から1億5千万円を一時的に振替え運用をいたしております。また、手元の余裕資金につきましては、可能な限り定期預金による運用に努めましたが、利子収入は極めて少額に留まっております。最後に中長期的に町のこの財政基盤を支えております基金と詳細の状況について申し上げます。基金については決算書付表に記載するとおりでありますけれども、12年度末において商工業振興基金を廃止したことによりまして基金数は13件、保有総額は12億9,600万円となっております。保有額は前年度より8,700万円余増加をいたしております。特にこの財政調整基金につきましては、財政逼迫の状況下ではございましたが1億6,200万円余の積み増しを行うことができました。これまでの最高保有額でございます6億4,400万円余となっております。一方、地方債は一般会計下水道事業債分を加えまして120億4,300万円余の借入現在額となっております。国の財政対策による多額の臨時財政対策債借入の影響もありますが、前年度比4億200万円余の増加となっております。今後の財政計画において道半ばにあります下水道事業の借入金の累増は避けられないものであり、財政支出に大きな比率を占める償還金の動向を最も重要視しているところでございます。財政構造は一段と厳しさを増しております。こうした中で国の財政改革にこういたした町独自の財政改革によります成果として人件費、物件費、補助費等につきましては、ここ2、3年来着実に削減に向かっております。しかしながら、こうした懸命な経費削減努力にも関わらず町

税や国に依存をいたします地方交付税などの経常的な財源の減収額があまりに大きく経常収支比率他財政指標の早急な改善は極めて困難な状況にあります。更に今後一段と進む国の財政改革と景気回復の動向によっては少子高齢化社会における多くの行政課題を抱えてより厳しい時代が予測されるところであります。引続き着実な行政改革の実施と可能な限り中長期的な財政見通しのもとに身の丈に相応しい安定した行政レベルをもって慎重な財政運営に努めてまいらなければならないところでございます。以上、極めて雑駁でございますが、平成16年度の決算概要といたします。なお、細部にわたりましてはお手元の行政報告書等をもってご審議をいただきますようお願いを申し上げます。私の説明を終わります。

水道課長

それでは16年度飯島町水道事業会計の決算につきまして細部につきまして報告をさせていただきます。先程町長が申しましたように断水に至る大きな災害がありませんでした。安定給水ができたことにつきまして今後精進していきたいと思っております。それでは1ページをお願いをしたいと思います。損益取引と資本取引に関わる収益的収支と資本的収支についてであります。記載されています数値は消費税及び地方消費税を含めた消費税込みとなっておりますのでお願いをいたします。それでは(1)の収益的収支、収入及び支出につきましてお願いをいたします。収入につきましては、第1款水道事業収益決算額2億1,040万3,832円となりました。この関係につきましては、水道使用料の増加によりまして昨年より434万余の増額となりました。次に支出でございますが、第1款水道事業費用決算額1億9,813万8,660円となりました。この関係につきましては、高利息による償還が昨年で終わり昨年より375万8,000円余の減額となりました。次に2ページをお願いをいたします。資本的収入及び支出の収入につきまして第1款資本的収入決算額1億9,844万8,162円となりました。下水道の七久保地区の事業着手と給水管の布設替え工事によりまして前年度より1億1,500万円余の増額となりました。次に支出でございますが、第1款資本的支出の決算額2億7,020万4,994円となりました。昨年より9,625万5,000余の増額となりました。資本的収支の不足額7,175万6,832円は過年度分損益勘定留保資金6,740万9,056円及び当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額434万7,776円で補填をいたしました。次に3ページをお願いをいたします。この関係につきましては、損益計算書でございます。一事業年度間におきます経営収支の成績を表したものでございます。記載数値は決算報告と異なりまして税抜きとなっておりますのでお願いをいたします。当年度は413万9,010円の純利益となりました。次に4ページをお願いをいたします。貸借対照表でございます。16年度末日における飯島町の水道事業の財政状態を資産、負債、資本の額により出したものでございます。資本の部、固定資産と流動資産に区分されております。資産合計31億8,146万7,134円でございます。一方負債資本合計は同じ額で符合しておりますのでお願いをいたします。5ページをお願いをいたします。剰余金計算書でございます。一事業年度間におきます利益剰余金及び資本剰余金を表したものでございます。貸借対照表の剰余金の欄に転記記載されておりますのでお願いをいたします。次に6ページをお願いをいたします。平成16年度飯島町水道事業欠損金計算書案でございます。損益計算書より生じました当年度純利益413万9,010円を前年

度繰越欠損金 4,431 万 7,176 円から差引いた当年度未処理欠損金 4,017 万 8,166 円を翌年度繰越欠損金として繰り越すものとしたのでよろしく願いをいたします。7 ページ以降につきましては、決算付属書類を添付しましたのでお目通しをお願いをいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を 10 時 40 分といたします。休憩。

10 時 26 分 休憩

10 時 40 分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

監査員の決算審査報告を求めます。

代表監査員 それでは平成 16 年度飯島町各会計決算審査意見書についてご報告を申し上げたいと思います。ただいま各会計の提案理由等を説明がございました。内容においてダブルとこるもでございますので重複しないように特徴あるところに絞ってですね、申し上げたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

第 1 として審査の概要でございます。審査の対象でございますけれども、水道事業会計を含めると決算全 7 会計でございます。まず、平成 16 年飯島町一般会計と同じく飯島町国民健康保険特別会計、同じく飯島町介護保険特別会計、同じく飯島町老人保健医療特別会計、同じく飯島町公共下水道事業特別会計、同じく飯島町農業集落排水事業特別会計、以上の 6 会計につきまして、審査の期間であります。平成 17 年 8 月 4 日から 8 月 11 日までの土日を除く 5 日間、曾我監査員と林それに小林局長立会いのもとに審査を実施いたしました。審査の方法でございます。この決算審査に当りましては、提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全かどうか、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置いて当年度の行政報告書をもとに各課等の説明を求め、関係諸帳簿の審査、例月出納検査結果との照合を行い決算審査を実施したところでございます。

審査の結果でございます。町長から提出された平成 16 年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は関係法令に準拠して調整されております。決算係数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、いずれも符合しており正確であると認められました。財産に関する調書では公有財産、物品及び基金について各台帳との照合、預金通帳、有価証券との照合を審査した結果係数はいずれも正確であり適切に保管処理されていると認められました。

2 ページ、決算規模であります。一般会計および各特別会計の決算規模は次の表のとおりでございます。ご覧をいただきたいと思いますが、一般会計の歳入歳出額この両方に減税補填債の借款債 1 億 5,550 万円が含まれております。差引額これ実質収支額でございますが、合計で 3 億 7,549 万 8 千円の繰越金でございます。次に会計別決算収支、財政状況、予算執行状況等でございます。一般会計の決算収支の状況でございますが、平成 16 年度の歳入歳出ともにほぼ前年度並の決算額となっております。3 年間との対比でございます。表はご覧をいただくとおりでございます。財政構造でございます。住民福祉の向上

を図り、より質の高い公共サービスの提供を続けていくには健全な財政運営が必要になるわけでございます。健全な財政運営を確保していくには、収支の均衡を保持しながら経済変動や住民要望に対応しうる弾力性が必要になるわけでございます。一般会計における財政力等主要な財政指数の動きは次の表のとおりでございます。3 年度対比でございます。平成 16 年度実質収支比率、前年度対比で 0.7 ポイントマイナスでございました。財政力指数わずかにプラスになっております。経常収支比率 0.8 ポイント悪化しております。公債費比率 1.4% の増でございます。公債費比率 0.8% の増、起債制限比率 0.1% 改善をされております。標準財政規模でございます。前年度よりも 3,437 万 3 千円の減でございます。財政調整基金現在高 6 億 4,404 万 1 千円でありまして、1 億 6,238 万 8 千円の積み増しがされたわけでございます。地方債の現在高であります。58 億 5,541 万 9 千円で前年よりも 1 億 3 千万円の余増えております。次に財政指数の解説でございます。内容については、ご覧をいただきたいと思っております。4 ページをお願いしたいと思っておりますが、予算の執行状況でございます。予算の執行率は歳入におきまして 100.2% 少し増加、歳出において 96.9% と減少しております。実質収支、実質単年度収支ともに黒字決算でございました。収入未済額は 3,370 万 5 千円、不納欠損額は 165 万円でございます。次に一般会計の歳入でございます。内容についてまとめてみますと町税は減少しております。その中で未収金が増加をし、徴収率は減少しております。歳入において増えたものですが、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、繰入金等が増えたものでございまして、歳入において減ったものでございまして、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金と県支出金は大幅に減少でございました。臨時財政対策債も大幅減でございました。新たに交付されることとなったものでございまして、所得譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金でございました。このあと内容については、またご覧をいただきたいと思っております。続きまして一般会計の歳出であります。議会費から公債費まで決算額と前年比また特徴ある内容を占めしてございます。議会費でございます。前年比 97.2% 少し減っております。総務費、前年より少し増加でございました。収入役が廃止となっております。一番下ですね、飯島町ふるさとづくり計画が持続可能な町づくり計画として策定されております。6 ページをお願いいたします。財政調整基金へ 1 億 6,238 万 7 千円積み増しをしたということで、現在高は 6 億 4,401 千円になっており、高度情報化基金へ 1,572 万 1 千円の積立、現在高で 4,454 万 1 千円になったわけでございます。民生費へまいります。前年比大幅減でございました、その下高齢化率が 25.98%、少子化率は 17.59% 等少子高齢化が更に進んでおる状況でございます。国保老人介護保険会計への繰出金は合計で 2 億 1,759 万円でございます。前年度よりも減少しております。老人福祉センター千寿荘でございますが、建物が古くなりまして宿泊事業が廃止されております。衛生費であります。前年比大幅減でございました。その中でごみの有料化が開始されて 2 年目になったわけでありまして、住民意識の高揚は図られておるわけでありまして、反面不法投棄の問題が出てきております。農林水産業費であります。前年比大幅減でありました。1 つ飛んで、16 年度 2 度のわたる遅霜がありまして果樹に大きな被害が発生したわけでございます。2 つ飛びまして、道の駅花の里いじまの

すべての施設整備が終了となっております。松くい虫対策は全量処理から危険木処理となりました。駒ヶ根に被害が入ってきた模様でございます。農業集落排水事業への繰入金は693万円増えまして1億2,693万円でございます。商工費であります。少し増額となっております。土木費まいります。当年度大きな災害はなかったわけでありまして、支出額は減少しております。継続事業の内容はご覧をいただくとおりでございます。平成16年度末における町道改良率は78.3%、舗装率は75.5%これはともに県下におきましては上位にランクされておりまして今後も計画的に整備を進めていただきたいということでございます。公共下水道事業への繰入金は5,576万3千円でありました。前年度よりも減少しております。消防費でございます。本郷のコミュニティの消防センターが建設が終わったということで当年度は前年比減少をしております。教育費でございます。大幅減でございました。2つ飛びまして、4年生まで30人規模学級が拡大されております。協力金として229万円の出費がございました。生涯学習における各種講座や出前講座が数多く実施されております。充実した活動がされておるということでございました。8ページへまいります。本郷区有の古文書の目録が作成されております。資料は約2,000点あったと聞いております。災害復旧費であります。16年度の当町での災害の発生はございませんでした。公債費でございます。大幅に増額になりましたが、減税補填債の借款債分1億6,550万円が加算されているためでもございます。

次に各特別会計でございます。まず国民健康保健特別会計であります。決算収支歳入歳出とも昨年に引き続き増加をしております。3年対比の表はご覧をいただくとおりでございます。実質収支額で9,053万6千円が繰越されております。当年度は被保険者において26人、世帯数において32世帯増加をしております。予算の執行状況でございます。国保税は前年比少し増額増えています。収入未済額は1,899万円増加いたしました。徴収率は92.6%と低下いたしました。不納欠損額は54万2千円でありました。1つ飛びまして、一般会計からの繰入金は4,900万6千円で前年よりも増加でございました。9ページをお願いしたいと思います。1人当たり医療費でございます。32万7千円、県下83番目ということでございます。

介護保険特別会計決算収支でございます。歳入歳出ともに前年比増加してきております。表はご覧をいただくとおりでございます。実質収支額は2,413万6千円の繰越でございました。1つ飛んで出現率についてでございますが、特に75歳以上の後期高齢者において22.61%、上伊那郡下平均を上回る高い出現率となっております。介護予防事業の充実や意識の高揚が望まれるところでございます。主な収入の内、一般会計の繰入金でございます。1億1,008万1千円でありました。

10ページをお願いしたいと思います。老人保健医療特別会計へまいります。決算収支歳入歳出とも前年比97%と減少しております。支払医療費に総額98%でございました。老人保健医療事業は対象年齢が70歳から75歳に引き上げられております。財源の内、一般会計からの繰入金は5,850万4千円で前年よりも減少をしております。老人1人当たり支払医療費は52万7千円でありました。県下94番目ということでございます。

公共下水道事業特別会計でございます。決算収支平成16年度の歳入歳出は前年より大

幅に増加をしております。その中で実質収支は9,785万円の繰越金でございました。主な収入の内、一般会計からの繰入金でございます5,576万3千円でありました。受益者負担金でございます。11ページをお願いしたいと思います。収入未済額全体では前年より203万2千円と大幅に増加しております。3つ飛びまして、飯島処理区地区内の普及率は50.6%、更につなぎ込み促進の対策を講じていただきたいということでございます。

次に農業集落排水事業特別会計であります。決算収支歳入歳出とも前年より増加をしております。実質収支額につきましては、1,231万2千円の繰越金でございました。主な収入の内、一般会計繰入金は693万円増えまして1億2,693万円でございます。3つ飛びまして、平成17年3月末現在の地区内普及率はご覧をいただくとおりでございます。なかなかつなぎ込みが伸びない状況であります。更につなぎ込み促進の対策を講じていただきたいということでございます。

続いて審査意見の総括として申し上げます。平成16年度一般会計における歳入歳出決算額においては、特に地方交付税配分の見直しなど三位一体の改革の影響や、町民税の減収などにより一般財源の確保が更に厳しい状況となっております。こんな中で中学校の耐震補強大規模改修工事や緊急地域雇用創出事業また継続事業など国県補助の積極的活用など行っておりまして、事務事業全般にわたっては適正に執行処理されたものと判断いたしました。市町村合併問題についてでございます。法定合併協議会が設立をされました。市町村発足に新市発足に向けて協議が進められたが、意向調査の結果合併反対が多数を占めたために法定合併協議会は解散され、町は自立の道を進むことになったわけでございます。一般財源が年々減少する中で、町が自立し町民の多様なニーズに応えるためには、行財政改革や飯島町ふるさとづくり計画に沿った事務事業の選択が必要と思われるわけでございます。健全な行財政運営に努力されている中で、財政構造を示す各種の係数の内、特に経常収支比率は前年比0.8ポイント上昇し、85.2%になっておりまして、県下においては依然高い水準であり、財政の硬直化が深刻な状況にあると思われま。以下審査過程での幾つかの所見を申し上げて今後の改善検討に期待をするところでございます。1つとしてバランスシートと行政コスト計算書それにキャッシュフロー計算書というのが昨年から出来上がっております。こういったものを更に今後の健全財政の指針として利用をいただきたいということでございます。バランスシート一般的には貸借対照表と申しますけれども、これについて若干付け加えて申し上げさせていただきたいと思。こういった決算書というものはその組織のですね、体質とか健康状態を表しているということが言われておるわけでございます。この町全体のバランスシートでみまして町単の地方債135億5,395万1千円になりました。だんだんこれ増えておるわけでございますけれども、1人当りにしてみますと124万5千円という借金でございます。昨年が122万3千円でございますので年々増加してきているわけでございます。それからこのバランスシートの中の借入の依存度でございます。民間の計算に当てはめて計算してみますと当年度は50.4%でございます。昨年が49.5%でございましたので、借入依存の体質は更に進んだということだろうと思。それから流動比率でございます。普通会計で198%、全会計で218%これは資金繰りを示す比率でございます。数字が高い方が資金繰りの状態は

よいとされております。普通会計と町全体のバランスシートでみましてともに負債が増加しております。反面正味資産は減少という結果でありました。町の財政は厳しさを増す傾向が読み取れるわけでございます。キャッシュフロー計算書では当年3期連続ができておりまして、よく解説されていると思います。これについては、プライマリーバランスとの関連での活用ができるものとして対応して見ているところでございます。にまいます。一般会計から他の会計への繰出金が毎年増加しておりまして、一般会計を圧迫し厳しい財政運営を余儀なくされておるわけございまして、全会計の合計額で4億7,948万6千円、622万4千円の増でございました。今後歳入の増加が期待できない中で財政の健全化のためには行財政改革の推進は不可欠でございます。実効の上がる改革を進め、実施計画による事業選択をより厳しく精査し、町民の理解のもとに健全財政確立のために努力していただきたいということでございます。未収金でございます。年々増加しておりまして、平成16年度全会計合計額では前年より1,000万円余増加しております。全会計未収金が7,773万9千円になりました。未納金対策プロジェクトを中心に公金の収納確保に取組まれておるわけでございますけれども、なお専門職員の配置等きめ細かな組織により早い段階での収納確保に更にご努力をいただきたいということでございます。不納欠損処分についてでございます。不納欠損調書により収納が不可能な状況等を踏まえ、公金の公平性の問題でもありますので、慎重に扱っていただきたいということでございます。町有建物等において老朽化が進み安全性や耐震性が危惧される建物等見られるわけでございます。今後費用対効果の面からも検討いただき、有効な活用をしていただきたいということでございます。例えば勤福センター千寿荘、与田切プール、町営住宅の一部、文化館大ホールのワイヤーロープ等でございます。下水道事業受益者申告書の回収におきまして一部不適正な事務処理が発覚をいたしました。このことにおいて町民に不信感を与えてしまったわけでございますが、行政事務全般にわたって事務処理に万全を期していただきたいということでございます。例月出納検査や定期監査で指摘している事項についても、その改善にと止めていただきたいということでございます。

続きまして水道事業会計を先に申し上げさせていただきたいと思っております。14ページをお願いいたします。平成16年度飯島町水道事業会計決算審査の意見書についてでございます。審査の期日でございますが、平成17年6月21日、曾我監査と林、それに小林事務局長立会いの上で実施をしております。審査の方法であります。当決算審査に当りましては、当町から提出された決算財務諸表並びに決算報告書が平成16年度における水道事業の経営成績等財政状態を適正に表示しているかどうかについて会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証をいたしました。合わせて年度内の企業運営全般について関係職員から説明を求め公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査をしたところでございます。決算の概要でございます。業務実績であります。平成16年度は度重なる台風の上陸がございまして、取水停止6回はあったものの断水となるような災害はなく、年間を通じて安定給水ができております。通常業務において給水件数3,500件は前年比29.0と増加いたしました。当該年度中の有収水量であります。978,000m³は前年比少し増加でございました。施設整備につきましては、引続き下水道事業、道

路改良事業関連、配水管布設替え工事などが施工され本年度の配水管の布設総延長は4,546mとなりました。その他配水池水位計や消火栓の取替え工事が行われております。経営成績でございます。事業による総収入税抜きでございます。公営企業会計、消費税の課税事業体ということでございますので、税抜き計算の計算になっております。

1億9,936万3千円、総費用は1億4,549万3千円でございます。当年度未処理欠損金は4,017万8千円であります。当年度の経常収支において438万4千円の経常利益が出ております。不納欠損を差引きまして当年度の利益は413万9千円でありました。先程も説明ありましたように平成8年度以来の黒字ということでございました。収益的収入支出でございます。収益の内容であります。給水収益は前年比増加しております。15ページをお願いしたいと思います。未収金のところに飛びまして、1,668万2千円でございます。内訳といたしましては、一般会計からの繰入金金の900万円が含まれております。それから当年度消費税の還付金がございます、これが7,200円ですね、これが未就計上されております。これ中間納付をしたものの還付金でありまして、消費税の当年度納付額は決算額で386万円でございます。費用の内容でございます。営業費用は前年よりも減じております。人件費が減少しているためでありまして、営業外費用の4,974万7千円はこのほとんどが支払利息でございまして、前年よりも227万円減少しております。これは高利率で借入していた企業債の償還が終了したためでございます。先程も説明がございました。続きまして資本的収入支出でございます。資本勘定において収入が1億9,844万8千円、3行飛びまして、支出の総額は2億7,020万5千円でありました。差引いたしまして不足額が7,175万7千円でございます。ご覧をいただく内容で補填をされております。財務状態でございます。貸借対照表において当会計の総資産は31億8,146万7千円でありました。その内訳といたしまして有形固定資産でございます。28億4,300万9千円であります。この内訳は土地1,179万6千円でありますけれども、これを除いた有形固定資産は全額償却資産でございまして年々定額法で償却の計算がなされるわけでございます。現金預金であります。3億2,136万6千円、未収金が1,668万2千円、損益計算による当年度未処理欠損金額は4,017万8千円で全額が翌年度繰越欠損金として処理をされております。審査の結果について申し上げます。決算諸表について損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他付属書類については係数に誤りなく適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状態を正確に表示しているものと認められました。また、現金預金基金の管理についても適正に行われていることも確認をいたしました。事業経営についてでございます。事業の経営は概ね安定給水が確保されております。このことは通常管理運営が適切であることが認められるわけでございます。給水件数、給水人口、給水量は前年比わずかながら増加をしておりまして、この結果給水収益は494万3千円の増収となったわけでございます。通常業務の内では経常経費や人件費の削減等そういった努力によりましてですね、また給水収益が現状で維持されていけば今後経常利益が期待されるわけでございます。審査意見の総括でございます。審査過程での総括所見を表しまして今後の経営改善に期待をいたします。経常経費や人件費の削減など内部努力によりまして単年度決算は黒字でございました。その努力を評価をいたしますとい

うことと、引続き公営の独立企業としての経営活動に努めていただきたいということでございます。水道使用料の未収金については、その対応に努力されているわけではありますが年々増加する傾向にあります。未収金は477万2千円でありまして、前年よりも125万2千円の増加でございました。早期の対応によりまして未収金の解消に努めていただきたい、なお滞納者に対しては事情を斟酌の上、分割納入や給水停止を含め的確に対応をいただきたいということでございます。不納欠損金でございます。白樺他5件でありまして24万5,271円の処理につきましては、いずれもやむを得ない結果ということでございました。要布設替え石綿管の総延長は24km残っておりまして、これについて計画的に更新をいただきたいということでございます。償却資産については、毎年3台帳の整理を行い、常に物品の管理をしていただきたいということでございました。償却費は定額法で7,209万9千円でございます。定額法でございますので、償却費は年々このくらいの償却費損金計上となされるものと考えております。資産の減耗費として143万4千円が計上されております。これにつきましては、資産の除却損ということですが、償却資産というものは残存価格として5%残すことになっております。この償却資産が物品としての機能を失ったり、廃棄されたときには帳簿上の最終処理といたしましてこの処理が出てくるわけでございます。以上、平成16年度飯島町全7会計の決算審査の結果といたしまして申し上げてまいりました。

お戻りをいただきたいと思います。13ページをお願いいたします。今後の町政運営は財政規模の適正化を図り、真に行政が応えるべき町民ニーズに対し計画的な事業の厳選、執行を行い、住民参加による協働の町づくりに取り組まれることを期待申し上げて審査の総括といたします。以上、審査についての報告を終わります。

議長 これからただいまの決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については、監査員の職務の範囲を超えることのないようご留意をお願いいたします。質疑はありませんか。

6番 それでは幾つか質問をさせていただきます。未収滞納が増えているということでその処理について専門員の配置を求めておられるようですけれども、今のプロジェクトを組んでの体制との上ではまだ不十分だというふうに解釈をしてよろしいのでしょうか。その専門職員を配置するということによって、どのような滞納についての改善が期待されるのかその辺についてお聞きをしたいと思います。それから下水道の事業の受益者の申告書ということについて回収についてで問題があったわけですが、今後のそういう部分についての行政事務全般について事務処理に万全を期されたいというふうに述べられておりますけれども、具体的なこのチェック体制についての提言というようなことでお考えがありましたらお聞きをしたいなと思います。それから滞納整理を進めるにあたりまして、なかなか厳しい中で少しずつ返金をしていこうという方も大勢みえるわけですが、それでは元金が減っていかないのでもいつまでも滞納が整理されていかないというような状況があるのではないかなというふうにも感じているんですけど、その辺のお考え方を聞きしたいとこの3点お願いします。

代表監査 ただいまご質問がありました。お答えをしてみたいと思います。未収金は非常に増

員 えてまいりました。7,770万円ですね、1,000万円の余全体の会計では増えたわけです。これプロジェクトを組んで各課対応でなくて、すべての課が寄ってですね、この取組みをしておるわけでございますけれども、なかなか減らないと、益々増える状況これはここだけの問題でもございません。それで県でもですね、町民税というものは県税と町民税がセットで収納されるわけでございます。ここだけの問題でなくて県にもその問題も同じように絡んでいるわけでございまして、県の対応も市町村を一体として考えてこれから収納に当ろうじゃないかというようなね、そういう動きもあるわけでございます。そういったことについての対応の取組みと、これが新しく出てくるだろうと期待をするところでございますし、それからまた滞納整理についてはですね、専門員ですね、それだけのよその町村でもですね、その対応が出たところもあると聞いておりますけれども、そういった専門員を職員対応とこれはどんどん増えていくとすればですね、そういったことも考えざるを得ないなかとこういうことを考えております。これ滞納の内容でありますけれども、なかなか複雑な事情がありましてですね、それぞれの事情があるわけですね、それでなかなかこれわかっておってもやむを得ず滞納しなきゃならんこういう事情もあるわけでありまして、そこらを斟酌する必要もあるだろうと思っておりますけれども、内容によればですね、滞納整理についての研修を受けた職員がおります。そういった人を中心にしてですね、今後の対応取組み、例えば差押さえ等法的な手段にどう対応させていくのかというようなこともですね、ことによればですね、考えなきゃならんのかなとこういうことも思うわけでございます。それからですね、下水道事業の受益者分担金についてのご質問でございますね、これ申告書が回収が要するに遅れた部分があったということでそれが発覚したということですね、台帳を作りましてですね、それに今当っておるわけで、その台帳の整理がされましてですね、それによって今整理をされておりますので、以後はこういうことはないだろうとこうみております。細かく台帳ができておりますので、原因のこういった問題についてはですね、原因究明等今後の予防策こういうことが必要でありますので、こういうことを申し上げておきました。3番目の滞納整理の現状でありますけれども、内容が非常に複雑でございますので、個々のその事情を見た上でですね、個々に対応いただくより他ないのかなとこう思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。以上でございます。

議長 他に質疑ありませんか。
9番 どうしてもその未納の関係にいつてしまいますけれども、関連でございますけれども、12ページの のですね、このちょっと意味合いがよく理解できませんけれども、要するに調書によって扱えという意味合いをちょっとご説明をお願いします。

代表監査員 お答えをいたします。これ不納欠損が非常に難しい問題でございまして、例えばこれ執行停止をしてから3年で時効成立ということで不納欠損してもいいよとこういうことのようにございますが、その内容についてはですね、不納欠損調書というものがございます。これまた難形見ていただくとおわかりと思っておりますけれども、その内容においてですね、十分その内容を吟味した上でですね、不納欠損処理をしているわけでございまして、そのこと申し上げているわけでございますが、よろしいでしょうか。先程も申し上げるように公金の公平性の問題でもありますので、安易に不納欠損処理はしていただきたくないという

9 番
代表監査員
11 番
代表監査員
議長
4 番

ことを申し上げているわけでございます。
町の対応は現在では不十分だと。
不十分ではございません。色んな状況がありましてですね、この不納欠損調書なるものによって十分検討をし、その上で不納欠損処理をしておりますので、この状況においてはですね、色んな原因がございます。本人が行き先不明だとか、亡くなってしまったとか、あるいは家庭の事情等あったりしてですね、そういった状況があるわけでありまして、そういったことについての不納欠損処理でございましたので、現状でいいわけでありまして、なおそのことを安易に扱っていただきたくないということでございますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。いいでしょうか。
今、宮下議員の言われたことに関連するわけでありまして、いわゆる不納と滞納それから未納とか、納める意志があるのに納められないそのらの色々な区分もあろうかと思えます。それで上伊那の北部の町においてそうした納めなければならないものについて、督促をしたりあるいは制裁を加えたりというような段階的なこともありますけれども、そうした条例等が検討されてそうした内容も公表されて報道なんかにされた経過も承知しておりますけれども、そうしたことまでは考えなくて、今申されたような内容の中で飯島としては努力していくべきだとそんなふうにお考えでしょうか。上伊那の北部でのやる町でのそうした不納滞納だとかいうことに対するね、ひとつの条例化等もありましたけれども、そこら辺についてももしご見解がございましたら差し支えない範囲で結構でございます。
お答えをいたします。これ政策上の問題も含まれておりますので、なかなかそういったことに対する見解についてはですね、申し上げづらいところもございます。他の町村等この問題滞納整理の問題はどこでも抱える問題でございます。全国的な問題と聞いております。そういったことから考えてみますとですね、現状の内容を踏まえてですね、適切に対応いただくより他ないんではなからうか、その中の選択肢として幾つかの今織田議員申されてましたような他の取組み等を参考にしてですね、政策をこれからどうするかということになるかと思いますが、こんなところでよろしいでしょうか。
他にありませんか。
やはり私も不納欠損とそれから収入未済額についてちょっとお答えをお聞きしたいと思います。やはり町民税の不納欠損が去年平成15年度が105万あったものが今年161万と、それから軽自動車税も平成15年は1万2千が2万3千というかたち、それから固定資産はですね、15年度が32万あったのが9,000円というふうに改善されております。それで先程出た水道事業会計も今年24万何がしというような不納欠損金が出ております。それと合わせてその負担金と手数料が収入未済金となってかなりありますが、町民税、軽自動車税はこれは一定の基準によりましてこの担税力があるものに課税されておるわけでございます。それで勿論軽自動車税も車を所有しているから担税力があると思っておりますが、この滞納が許されるとするとやはりこの公平の原則にもこれは確かに反すると思っておりますので、このこういうものが生じたときのこの時効、先程3年発行してから3年と言っていましたけれども、この消滅時効によりこのものは消滅したとするならばこの時効を

中断の処置とかそういうものは取れないものかどうかということと、それから町営住宅使用料未納金が年々累増しておるわけでありまして、平成15年が28万5千ありましたけれど、これも確かに増えております。これで住宅使用料はこれは民間で言えばこれは家賃ということですが、このまま推移していくと行政も今度行政もこれひとつ大変なことになると思いますが、この公営住宅の使用料はこの滞納処分は出来ないと思っておりますので、ここらの滞納分の解消の手立てはどんなふうにお考えになっているかちょっと整いませんけれども、2、3お答えを願いたいと思います。

代表監査員
議長
議長
6 番

平澤議員にお答えを申し上げます。不納欠損それからまた未収の状態ですね、これここだけの問題ではなく先程来申し上げますように、各町村で抱える深刻な問題ということでございます。ひとつの法に照らしてということではですね、執行停止後3年で時効と欠損処理をしてもいいよということのようでございますけれども、その前にですね、時効延長をするというような手立て等滞納の内容によってですね、個々に対応をいただいております。内容についての確認も都度しておるわけでございます。そういう何でもかんでも時効が来たから不納欠損処理をしましたというそういう内容ではございませんでした。やむを得ず例えば外人で行き先不明になっちゃったとか、本人が無くなってしまった後の事情後納入困難不可能とこういうような状態もあつたりですね、生活上の問題もあるわけございまして、そういった内容に応じてやむを得ずとそういう内容がほとんどでございます。それからひとつですね、公営住宅の未納問題でありますね、これは公営住宅はご存じのように料金設定がその住宅の内容によって高低がございます。高い要するに家賃のところにお住まいをいただいております人これについては例えば安い方のお住まいを使っていたかというようなかたちに住み替えをいただいております。その上で今までの未収金については月割りで収納をいただくというような対策もとられておるように確認をいたしました。そういうような状況でございまして、それぞれこの未収金に至る過程においては非常に複雑な問題がございますので、これひとつずつやっばり個々にですね、内容を見極め対応をするより他ないんではなからうかこう考えておるところでございます。以上でございます。

議長
議長
6 番

他に質疑ありませんか。
(なしの声)
質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。林代表監査員には、大変ご苦労様でございました。
これから平成16年度会計決算7議案について総括的な質疑を行います。質疑はありませんか。
それでは幾つか質問をさせていただきます。まず最初に先程町長からこの決算に当たっての挨拶があったわけですが、今回の平成16年の1年間合併問題ということで大変に住民の皆さんも悩み、結果として自立を選択をしたという大変に問題のあった16年度だったというふうには私は考えております。そういう中で今回の決算ですので、そういう中で特に財政問題では大変に厳しいと、益々厳しくなるという中で合併を町当局としてはした方がいいではないかという方向も示される中で合併問題であったというふうには

えておりますが、そういう中で自立の道を選択したということになってその中で住民の皆さんに対してこれから16年度をどう総括をして今後それを教訓として生かしていくのかと、自立のために生かしていくのかとそういう部分についてきちっとそういう方針というか今後について総括を文書として書面として示していただきたかったかなとこのように感じているわけですが、その点についてはお考えをいただきたいと思います。それから繰越金が1億5千万余り黒字決算となりましたが、そういう部分から考えましても、また地方交付税が普通地方交付税が5,900万円確定額として補正が今後予定をされてきます。それはすいません間違えました。黒字になりました。また普通交付税の当初の予算額として決算額では1億800万円もの補正が行われて全体としては当初の見込よりも1億という大きな額が増額されたということですので、そういう点からの財政の見通し、町当局の見通しというものがこれから町財政厳しい中で大きなウエートを占め、またそういう中で施策について反映をする部分でこの大変重要な部分になってくると、財政問題では重要な部分になってくると考えるんですけども、その点についてのお考えまた合併すべきとした町当局のこの見通しが住民の皆さんにはやはり合併ではなく自立で財政も計画的にやって欲しいとそういう中で期待も含めての自立の選択でしたので、この点についてどのように今後教訓としていくのかということがすごく重要な問題で住民の皆さん関心を持っていますので、ぜひその点の総括お聞きをしたいと思います。それから少ない財源の中で今後財源を生み出しながら住民要望に答えたいかなければならないという状況であるわけですが、そういう中では人件費について3ポイント減ったものの財政規模の中からは26.4%と前年と変わらない財政の中でのウエートを占めているということで、これから来年度に向けて機構改革も行われていくと思いますが、どのような見通しをもって人件費の削減について対応されていくのか、また効率的な行政運営というものについてどのようなお考えで今後進めていかれるのかお聞きをしておきたいと思います。もう一つは町の財政厳しい厳しいということで確かに厳しいそれは全国どこでも同じであって、よく考えてみますと国の政策、政府の出している今まで行ってきたそういう方針のもとにあらゆる国の地方への負担金が減らされてきていると、しわ寄せがきているというふうに振りかってみるんですけども、そういうことから考えてみますとやはり小さな自治体として財源をどう確保するかということになると、国に対しても飯島町また全国市町村そういう声も上げておいでになるわけですが、やはりもっと町の当局として国に対して財源確保のために大きな声を上げていただきたいなというふうにも思いますし、そういう声もちらほら聞こえてくるんですけども、その点について今後のやはり住民の皆さんに対するこれからの希望としての展望を明るくするためには財源確保という点では、国のとにかくお金の使い方を地方に回してほしいという点では声を出していくべきと考えますが、その点についてのご見解をお聞きして以上で質問を終わります。

町長

16年度の決算を振り返っての所見ということで求められておるわけですが、平成16年度は私が町政担当させていただいて実質的には予算編成から決算までの通期中での実質初年度ということであったわけで、振り返ってみて無我夢中の年度であったなというふうにつくづく思います。今、お話にございましたように合併問題に明け合併問題

に暮れたこと、これは偏に町の将来の方向をどう議論して方向付けしていくかという町民上げての議論であったと思います。それからまた国の方ではこの三位一体非常に国も地方もこれから厳しいので、この交付税、補助金、起債等総ひっくるめてもってどういふふうに国地方の財政を構築していくかというその三位一体の改革の最初の足がかりの年であったわけでごさいます、先行して交付税や臨時財政対策債を減らしながら一方でその補助金を負担金方式に変えてその分を税源移譲していくというようなひとつの考え方だけは示されて地方財政の方の負担の方は先行いたしましたけれども、今年それからまた更に来年18年度の向けて3年計画で最終的にその辺が財源移譲がどう伴っていくかということはまだ未定でございます。そんなようなこと、それから色々あったわけでございますけれども、総じて予算編成がまだ自立か合併の方向かという議論の最中がスタートして時点でございましたので、まずできるところから内部的な努力を精一杯していこうじゃないかと、そして中長期的には町の財政問題を含めた将来をどういふふうに描けるのかどうかということを示してふるさとづくり計画の内容に着手して当面その改革第1年度ということの位置付けの中で内々の努力を精一杯しようということからスタートして執行したの合併16年度であったわけでございます。収入役を置かないことから始めて特に身内のこの人件費等を中心に改革をして一定の効果があつた、と同時にまた継続しておりました事業はできるだけ続けていくような努力をしようということであった先程それぞれご報告したとおりで、お陰様で継続事業等もほぼ予定どおり推進できた、なおかつまた将来の厳しい財政状況の中に備えて1億余りの財政調整基金をはじめとする基金対応の問題、それから繰越金も1億5千万くらい計上したということで、これは今お話がございましたけれども、じゃ自立1億5千万もの繰越が出るような状況の中でそこそこの自立の見通しが立っているじゃないかというようなご意見とも受け取れないわけでございますけれども、これはもう中長期的にこの地方財政というものは必ずその方向で厳しさを増していく一方であるということをお考えすると、単にこの16年度の決算の状況を見ただけで判断できるものでは決してございません。今、力の余力のあるうちに少しでも積立をして将来に備えることがまず肝要であると、そういう考え方でこの予算執行をしてきたわけでございます。従って職員中の非常に厳しくそのことを求めまして精一杯努力してくれたなというふうに職員をぜひ大きく評価したいと思っております。そんなことがひとつの考え方でございますし、また今日は口頭で申し上げましたけれども、この決算の認定の内容につきましては、広報等をもって十分にまたその内容をご説明申し上げて住民の皆さんに知らせていきたいというふうにご存じます。それから人件費の今後の問題でございますが、これはもう行政経費の最たる経費比率を上げておる要素の一番大きなものはこの人件費でありまして、ずっとここ数年来努力をしておりますけれども、ふるさとづくり計画に示された内容にまだ至っておりませんので、18年度以降も特別職、一般職、今度の人勤も出されましたけれども、この考え方に沿って更に更に進めていかなきゃならんということで色々な考え方を現在しておるところでございます。ですから財源確保の問題について国へのその要望力強さが欠けるんじゃないかというようなご指摘でございますけれども、決してそういうふうには思っておりません。事あるごとにこの市町村も含めた地方6団体、7団体

ですか、声上げて政府の方に要求をしておりますし、また議会にも折に触れてこの地方財政確保の議決意見書をいただいて要望をお願いしておるわけでございますので、今後とも三位一体の最後の仕上げの段階に入ってきて非常に市町村にとっては命運のかかる最後の詰めになるかと思えます。したがってこの秋過ぎ以降更にパワーアップして、全国の自治体とともにこの声の要望を大きくしていきたいというふうに考えておるところであります。以上お答えとさせていただきます。

議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております第5号議案から第11号議案までの決算7議案については、各常任委員会への所管事項に分割の上、それぞれ各委員会へ審査を付託したいと思います。各常任委員会への審査区分については、事務局長から申し上げます。

事務局長

(審査区分説明)

議長

お諮りします。ただいま説明の審査区分により第5号議案から第11号議案までの決算7議案について、各常任委員会に審査を付託することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって第5号議案から第11号議案までの決算7議案については、お手元の審査区分表により各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時20分といたします。休憩。

午前11時48分 休憩

午後 1時20分 再開

議長

休憩を解き、会議を再開します。

日程第15 第12号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第12号議案 平成17年度一般会計補正予算第3号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,004万2千円を追加、歳入歳出それぞれ43億2,605万4千円とするものでございます。今回の補正につきましては、平成16年度の決算がまとまり繰越金が確定したこと、普通地方交付税や地方特例交付金、臨時財政対策債などの額も確定をしたこと及び飯島東部保育園建設事業の財源措置について、国の考え方が示されましたことなどで、これら必要な予算を補正することといたしました。歳出予算の主な内容につきましては、まず総務費では今後国の交付金事業を受けるために必要な都市再生整備計画等の策定作業、策定業務の委託料を計上いたしました。また、災害等に備えるため2ヵ年計画で地域防災計画の策定業務を行うこととし、必要な委託料を計上いたしました。更に多くの地元要望がありました防犯灯の設置補助金やカーブミラー購入のための予算も増額補正をすることといたしました。また、当初財政調整基金からの繰入金5,000万円を予定をしておりましたが、これを減額をして地方財政法に基づく財政調整基金の積立を2,000万円行うことといたします。民生

費では飯島東部保育園建設事業について国の内示がありましたので、今回補正をいたすことといたしました。平成18年度完成に向けた継続費といたしました。なお、次年度の保育所、保育園建設の財源とするために社会福祉基金の積立金を計上いたしました。また、老人保健医療特別会計において平成16年度の国庫負担金等の精算がありまして、繰出金の減額補正を行います。また、農林水産業費と土木費におきましては、住民の皆様から要望の多い水路改修、道路の維持補修費、更に道路改良などの事業費として約4,000万円を計上したところでございます。また、下水道事業特別会計への繰出金を基準内繰出金の範囲内で行うことといたしまして、繰出金の増額補正をするものでございます。消防費につきましては、地元要望がありました消防設備の整備に要する交付金であります。教育費につきましては、地区公民館改修等の要望がございまして、必要額を増額補正するものでございます。また、諸支出金といたしまして土地開発公社経営健全化対策として2,000万円の補助金を計上いたしました。このように今回の補正は今後の町づくりに必要な諸施策に要する補正に加えまして、住民の皆様方からの常日頃から強い要望に極力お応えをすべく財政の許す可能な範囲での補正でございます。その他補正予算の内容及び細部につきましては、それぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長

引続き関係課長より補足説明を求めます。

企画財政課長

(補足説明)

(以下、総務課長、住民税務課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長補足説明)

議長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番

何点かお尋ねいたします。まず15ページですね、中田切の町有林の売却ですね、この目的と言いますか、どういう理由で売却したのかということですね、それをお願いいたします。それから公用車の関係でございます。これだけ車が走っているわけでありまして、事故については当然つきものであります。それについてですね、保険で効く範囲はいいんですけれども、修繕につきましてどういう基準になっておるかお尋ねをいたします。それから22ページですが、1161のこの都市再生整備計画内容はわかりましたけれども、これにつきましては、単年度事業なのかということをお尋ねいたします。合わせて逆に23ページの地域防災計画ちょっとこれ一般質問にも出ておりますのでですけれども、17年度分ということでもあります。これについては何年まで継続するのかということですね。それから通告してあります保育園の関係でございますけれども、前倒しという説明がございました。これにつきましては、ちょっと私も内容がわかるものですから非常に質問しにくいんですけれども、要は当初予算がですね、平成17年度当初予算が1,100万何がかかりましたね、これの内容内訳ですね、これは平成17年度に70%の工事をするという計画のもと金額だというふうに解釈しておりましたけれども、ついてはですね、この金額が設計料は当然17、18年度に分かれてもですね、17年度分18年度分という分け方はできませんので、当然17年度に全部やるということでもあります。それと監理費

議 長
6 番

午後2時30分 再開

会議を再開いたします。他に質問ありませんか。

それでは幾つかお聞きをしたいと思います。ただいま東部保育園についての質問も出ておりましたが、私はちょっと違う視点からお聞きをしたいと思います。大変に財政の厳しい中で東部保育園の建設事業ということで、大きなお金が動くわけです。先程も総事業費で4億2,000万近くの費用がかかるという大きな事業であります。町の一般財源から言いますと1割というような財源をかけて建設をするということになるわけです。また、用地も1億5千万でしたので、本当に大きな町としてはこのこれから本当に厳しい中で建設をしていくという財源の問題では大型の事業ということになります。そういう中で先達での全員協議会でいただきました私予定地と平面図を見させていただきましたが、本当に定員数も120人ということで飯島の中としては飯島保育所と並んで大きな施設になるということになります。将来的に考えまして120人という定員が妥当かどうか、これから少子化が進んでいくと言われているこの上伊那の中でどうやって飯島町に120人の定員を満たすだけの子供さんが飯島町に生まれてくるかというようなことを考えましてもその全体のこれからの飯島町の少子化対策とか、またそういう若い方達が飯島町に住めるようなそういう企業の誘致とか、住宅政策とか様々なことが絡んではじめてこの120人という定員数が達成できるかなというふうにも考えるわけです。そうしてみますと今の段階でこの本当にこの設計、この広さ、このものが厳しい財源の中で本当に適正かどうかということに対して私は非常に疑問を思ったり、まだもう少し検討する余地が必要ではないかというふうに感じてきたわけですが、この点について今後のその定数の問題それからそのためにどのような120人を確保するための処置を町全体の長期の計画の中で考えていかれるのか、それから実際にこの私ある専門のやっぱり設計士さんに見ていただいたんですけど、この飯島町の11,000人規模の中では随分とゆとりのある子供さん達にとって必要か、それは広いスペースがあってゆとりがあれば素晴らしいですけど、財源この財政規模からいってちょっとゆとりがありすぎるのではないかというような見方もされておりました。そういうことを考えて、そういう立場で考えるとどんなふうにも今後この120人の大きな東部の保育園を維持していくというそういうところでも経費がかかるわけですし、考えておられるのかお聞きをしたいと思います。それからもう1つは歳入なんですけれども、繰越金が補正前には4,000万という繰越金が今回の補正で1億1,000万という補正になりました。そういうこの補正繰越金がこれだけ今生まれてくるというこれは最終的なかたちの中で生まれてきたと思いますが、もう少し早く今はもう9月議会です。もう少し早くこの前の6月議会とかその時点では全くこれが予測のつかなかった金額かどうか、財源であったかどうかそういう先程も決算のときにも言いましたけれども、地方交付税についても厳しい厳しいという中で最終的に6,000万近くが最終補正として入ってくるとこういう中では見通し、財源についての見通しまた補正として上げてくるときの時期的なものというのはこの9月の議会を待たなくてはできなかったものかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

町 長

この3園統合の新しい東部保育園の建設計画につきましては、もう5年来地域の皆さん

方とともに色々と意見交換をして議論を重ねて、町としましてもこの建設調査研究委員会これをお願いをして再三にわたってこれからの見通しそれから人口、子供の数の方向付けの問題等も議論した上で120名定数というものを決定させていただきました。これは今現在のこの少子化の現象だけでもってこの今ある保育の要望を満たせばいいというものではございません。そこには今後の新しい町の長期構想、中期総合計画の中で特に人口増活性化対策というようなものをして、子供を多くひとつ支援して子供を増やしていかなくやならんということに対応のこともひとつ大きく要素として含まれておるわけでございます。その期待も含めて120名定数ということでございまして、決して手を拱いて120名ということを考えておるわけではございませんので、ひとつ今後の努力の部分が大きいにあるわけでありまして、一緒になって皆さんとともにこの120名定数の埋まるようなかたちで努力をしまいたいというふうに思っております。ただ、決して華美な内容建築であってはならないと、必要最小限度のその機能を備えた内容でもってやっていかなくやいけない、したがって今お示しておる数字は最初当初予算の中で組んだ数字でございますけれども、今後今最終的な実質設計を組んでいる最中でございます。私の方からも指示を親しまして極力事業費、建設費を縮減するよにということでもって実質的な保育園の内容、設計の内容にするよにということでもって指示をさせていただきますので、今後その修正については次のまた補正予算で対応させていただき、当然設監等の委託料の問題につきましてもそれに連動して数字が変わってくるというふうにしておるところでございます。それから繰越金の問題9月議会前に方向が出ないのかということでもございますが、これはご承知のように前年度の決算というのは4月以降2ヶ月間の出納整理期間をもってその税収の動向それから執行した足跡をみて不用費がどのくらい出るのか、それからまた国や県の最終的な交付金、補助金やそうしたものの精査をみないとなかなか出ない、6月議会はすぐ目前に迫っておりますから当然こうした数字は出ませんので、税収等で一部見込めるものは見込むこともできますけれども、一応9月の補正財源措置も含めてこれを中心に考えていくのが極妥当な考え方ではないかというふうに思っております。今年もそのようにさせていただきます。以上であります。

6 番

ただいま東部の保育所についての定員については、確かに私も承知しておりますが、建設研究委員会の皆さんが保母さんの意見やまた地元の関係者の皆さん、保護者の皆さんも交えた中で議員も当然ですけども、検討されてきたことはよく承知しております。また、保育士さんの声も反映した施設としての設計もされてきているというふうにもお聞きをしておりますし、しかし、この非常に厳しい財政状況の中で今現在建設するにあたって本当にこれだけの財源をかけてこの規模のものを定員数が120人しろ、これだけの大きな施設が本当に必要かどうかということについてももう少し検討する余地があるのではないかというふうには私は考えるわけです。また、その定員数についても飯島町全体の今後の園児の動向またお聞きもしましたけれども、今非常に未満児さんが多くなってきているということもお聞きしましたので、保育士さんの加配の問題など様々なそういう現場の実態に即したり、またこの保育園についてはまず第一にお子さんが出てお子さんの目線でその施設そのものが本当にいい施設かどうかという視点で見なければなりませんので、その点につ

いてもやはり確かに保育士さんの声も入ってますし、国の補助制度の中でもこの規模のものが妥当ではないかというふうにお考えになったと思いますけれども、町のこれからの中ではもう少しそういう意味での施設の縮小とか少し園庭をもう少し削って、また将来的には若い人達の住めるような用地をその辺に確保するとか様々な考え方もありますが、そういうふうな先程期待をしていると確かに私共も私も沿線ができたり若い方達が住んでいただければ120人いいと思いますけれども、現状去年の出生率、出生が飯島町で51人とお聞きしましたけれども、変動はあります。しかし、もっともって飯島町にお子さんが住んでお子さんを持った方たちに住んでいただくには、上伊那からどんどん飯島町に来てくださいというような上伊那の状況ではありませんので、そうしますともっと遠くから県外からというようなことも考えなければならぬし、ということにもなってきますので、そういう全体の中での飯島町での少子高齢化対策、子育て支援また企業誘致や若者対策などを考える中でやっていかなければいけないと思うんです。本当に一生懸命研究されてきている皆さんに私はおかしいとかそういうことを言おうとは思いませんけれども、財源の問題から考えて妥当かどうかということをもう一度考える必要があるんじゃないかというふうにご考えていますので、その辺についてもう一度確かに質素に険阻にまだまだこれは見直しをして少ない財源でということを先程町長の言われましたこともそのとおりだと思えますし、そうしていただきたいと思えますが、ちょっとまだそういう点では町の規模に将来的にも考えたものにもう少し考ええる必要があるんじゃないかと思えますがいかがでしょうか。

町長 この建設について極力また最終的な実施設計の成果が得られるまでも、また建設委員会も組織してございますので、中間報告を申し上げながらまたそのご意見も聞きながら極力できる経費の事業費の節減を図っていきたいというふうに思っておりますし、それからこの120人規模につきましては、単なる他の保育園との定数だけのその規模の比較ではないわけでありまして、この保育園が町のこれからの子育て支援のひとつの中核施設になるという位置付けでございます。今ご承知のように子育て支援センターそれから時間外保育の充実といったようなものを他の園も含めたかたちでここでひとつの対応をしていくという視点がございまして、その辺も含めた現在の構想になっておるということをご理解いただきたいと思えます。

議長 他に質問ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

7番 今回の補正予算につきまして提案どおり全面的に賛成する立場で意見を申し上げたいというふうに思います。町民の皆さんと色々お話をしたり、また耕地の皆さんや区会の皆さんとも色々接する中で、今町民の皆さんが思っていることは自立の町づくりを今進めているわけですが、そうした中で町の財政も厳しいと身近な要求課題を町でやっていただけるのでしょうかというそういう不安を持ちながら19年以降はまた更に財政も厳しくなりますので、余裕のあるうちに地域課題をぜひ町でもやって欲しいという意見

が大変多いわけでありまして。今回のうちの補正予算の中では約1億5千万の繰越ができたわけで、この審査は今後行うわけでありまして、これは偏に私思うに町長さんをはじめ理事者の皆さんまた職員の皆さんが予算の執行に当りましてですね、真剣に取り組んで無駄を少なくするような事業展開をやっていただいたこと、2つ目にはやはり理事者の皆さんまた職員の皆さん含めまして自らの給料を身を削ってですね、町の財政のために寄与された、そうした果実が繰越金として1億5千万というものが出来上がったというふうに私は理解をするわけでありまして。そのお金は今回の使い方予算の編成ですけれども、私大変いいんじゃないかというふうに思います。ひとつは我が町大雑把に言って借金がですね、60億くらいありまして貯金があんまりないという中で、今回の補正で財調の取崩をよして逆に財調を積立てるとか、保育園の建設に積立てるとかそういう財政措置をとっておりまして、これらも大変将来的に向かっていいことだなというふうに思います。私は今回特に感じたことは、地域の皆さんからの要望がありましたけれども、細かい点で防犯灯、カーブミラー然りそれから道路改良、水路改良等につきまして大幅な予算付けをしていただきました。また、各地区の公民館の要求課題であります公民館の整備についても予算付けをしていただきました。こうしたことは必ずや町民の皆さんが喜んでいただける事業補正であるというふうに私は思います。したがって町長さん、理事者、職員の皆さん自信を持ってこれからの自立の町づくりを進めていただきたいことを申し上げて本補正予算に賛成する立場での意見とさせていただきます。以上です。

議長 反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第12号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16 第13号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第13号議案 平成17年度国民健康保険特別会計の補正予算第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は平成16年度の医療給付実績によります過年度分の国庫支出金及び繰越金の確定と17年度の支出額が確定いたしました老人保健拠出金及び介護納付金を補正するものでございます。予算規模におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,533万3千円を増額し、歳入歳出それぞれ8億5,791万8千円とするものでございます。細部につきましては、ご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決決定賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第13号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第13号議案は原案のとおり可決されました。
日程第17 第14号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第14号議案 平成17年度介護保険特別会計補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は平成16年度の繰越額の確定と国庫負担金及び社会保険の診療報酬支払基金に関わる過年度分の返還金の精算、また国の制度改正に伴い保険給付費の内、高額介護サービス費の増が見込まれるためそれぞれ必要な補正を行うものでございます。予算規模につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,248万2千円を追加して予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,689万8千円とするものでございます。細部につきましては、ご質問によって担当課長からお答えを申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第14号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第14号議案は原案のとおり可決されました。
日程第18 第15号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第15号議案 平成17年度老人保健医療特別会計の補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は平成16年度の医療給付実績によります過年度分の国庫支出金及び医療費の交付金、償還金の確定と一般会計からの繰入金額を補正するものでございます。予算規模におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ5万3千円増額しまして歳入歳出それぞれ9億9,084万4千円とするものでございます。細部につきましては、ご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまし

てご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第15号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第15号議案は原案のとおり可決されました。
日程第19 第16号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第16号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は補正額4,573万5千円を増額し、総額で8億686万円とするものでございます。歳入につきましては、国庫補助金及び町債を補助金の確定等により減額をし、繰入金を繰出し基準に基づきまして増額、及び繰越金を平成16年度決算により増額することが中心の補正でございます。歳出につきましては、公共下水道事業費を国庫補助金の確定によりまして減額をして、飯島処理区管理費及び予備費を増額するものでございます。詳しくは担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
(補足説明)

建設水道課長 議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

9番 七久保区としては非常に気になるんですけども、その5千万何がしの工事費を減額しているということですが、予備費がありながらこれだけ削ったということはどういう理由でしょうか。

建設水道課長 この関係につきましては、国庫補助に関わるものでございますので、5千万単独でその分は減らして事業を進めるということになりませんので、要するに国庫補助も飯島地区に国庫補助の分を流用して、流用と言うか補正をして増額してそれでその分の七久保地区の関わる単独事業費も飯島に関わる単独事業費の方へ補正をして高尾の飯島処理区の高尾地区を今年度で完結をしていきたいということですので、単純に七久保処理区の5千万を予備費があるのでその予備費を使ってやるということになりますと、要するに国庫補助がその分付きませんので、そういうことになりますのでお願いをしたいと思います。ご理解をいただきたいと思っておりますけれども。

9番 予備費の問題はちょっと冗談として余談として、要するに全体のその進捗ね、七久保区

建設水道課長 に対する進捗その影響はないでしょうか。

建設水道課長 その進捗状況につきましては、今七久保につきましては20年度には一部供用開始ということで進めておりますので、何ら問題ないというように進めております。というのは来年その分飯島の地区につきましては、事業は当面石曾根、鳥居原の地区につきましては、事業が出来ませんので、その分が七久保の処理区の方へ回っていくという状況になりますので、20年度の全体的な事業の枠とすれば七久保処理区は進むということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長 他に質疑ありませんか。

5番 ちょっと1点気になるのでお聞きだけしておきたいと思っておりますけれども、先程言いました受益者分担金の償還金、苦肉の策でこういうことになるかと思うんですけど、今後こういうことが発生するようなことも懸念されるわけですか。

建設水道課長 この関係につきましては、第1期の要するに受益者負担の受益者ということでその衆達の滞納の分でございます。第3期の飯島処理区、七久保処理区の関係につきましては、確約をとって一切そういうことのないように確認をとって入れない方は当面よそに公共枩を設置しないということでやっております。ただ1期、2期の前段の部分の皆さんにつきましては、皆さんそういうことで公共枩設置をしてということで一時10万、10万を納めてきたですけども、先が見えないという状況先程説明したようなことで滞納になっているということでございますので、その方については当面そういう処置をとっていくということでございますので、お願いをしたいと思います。

議長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第16号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20 第17号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第17号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、補正額431万3千円を増額し、総額で2億2,266万7千円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金を16年度決算によりまして431万3千円を増額をし、歳出は管理費を管理台帳整備のため35万円の増額、受益者分担金の還付金を21万円増額、予備費を375万3千円増額するものでございます。ご質問によりまして担当課長から説明を申し上げます。よろし

くご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第17号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21 第18号議案 平成17年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第18号議案 平成17年度水道事業会計補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、資本的支出に関する補正でございます。総額は変更せずに節内の組替えを行うものでございます。日曾利配水池築造工事にかかる工事請負費を231万5千円減額し、配水池用地購入費として財産購入費を新たに設けて同額を増額補正するものでございます。ご質問によりまして担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第18号議案 平成17年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22 第19号議案 長野県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第19号議案 長野県町村総合事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。長野県町村総合事務組合を組織する町村数について新たに8町18村の脱退及び1市3町1村の加入によりまして84町村から63市

町村に減少すること、また同組合に安曇野市が市として初めて加入することになりまして、組合規約に市が加入できる所要の改正が必要となりました。このために市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項及び地上自治法第286条1項の規定により長野県町村総合事務組合から協議がありました。つきましては地方自治法第290条の規定により議会議決が必要となり、ここにご提案を申し上げるものであります。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第19号議案 長野県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23 第20号議案 南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役

第20号議案 南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。この組合に加入をしている下伊那郡上村及び南信濃村が平成17年10月1日付で飯田市に編入合併をし、下伊那郡浪合村が平成18年1月1日付けで同郡阿智村に編入合併するために本組合を脱退することとなり、組合を組織する市町村数が27町村から24町村に減少することになりました。合わせてこれに伴い組合の議員定数が減少するため規約の変更について地方自治法第286条第1項の規定により協議がありました。つきましては、地方自治法第290条の規定により議会議決が必要となりますので、ここにご提案申し上げます。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第20号議案 南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び組合

規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24 発議第7号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

5 番

それでは分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について趣旨説明を行いたいと思います。これにつきましては、意見書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。平成11年の地方分権一括法の成立により地方公共団体の自己決定権と自己責任は益々大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に増大しました。地方議会はその最も重要な機関である立法的機能、財政的機能、行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に適合期待される議会の役割を果たしていかなければならなりません。しかしながら現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあこと、付再議権の行使が長の認定に委ねられていること、議会を招集する暇が無いを理由に条件や予算が専決処分されている例があることなど二元代表制を採用しながらも長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていません。更に、議員定数の上限値の規定や1人1委員会の就任制度など制約的规定は議会の組織運営を硬直化し、議会の自主性、自立性を弱め議会の活性化を阻害しています。以上の理由により国においては下記の事項につき所定の処置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう求めるものであります。さて、その内容でございます。1つ、議員定数の自主選択。議員定数については、議会本来の役割その機能が十分発揮されるよう上限値の撤廃を求め地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。2 議会の機能強化。1、立法的機能の強化。町村の基本計画は住民の生命、生活に直結するものも多くその重要性からみても地方自治法第2条4項または同法96条第1項に議決事件として追加すること。自治事務はもとより法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。2、財政的機能の強化、予算の内、議会費については町と対等同格という議会の立場を踏まえて、議会側の提案を尊重することを義務付ける制度を検討すること。百条調査権行使の際に必要な緊急の費用など議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。予算の議決対象は政策論議が行えるよう款項に加えて目まで拡大すること。3、行政監督機能の強化、地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し議会が直接関与できるようにすること。監査委員はその独立性を確保するため長の任命ではなく、議会で選任するようにすること。3 議会と長の関係。1、不信任と解散制度の見直し、議会と長が別個に公選される首長制の場合、この制度を採用する欧州諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に対抗措置として議会の解散まで行うことはないため、見直しを行うこと。2、地方自治法第178条の長の不信任決議の要件を過半数あるいは3分の2まで引き下げること。2、議会招集権の議長への付与、二元代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の召集権は定例会、臨時会を問わずべ

て議長に移すこと。3、長の付再議権の見直し、付再議権の行使は長の一方的認定に委ねられるのではなく、客観的基準によること。一般的付再議権は特別多数議決ではなく過半数議決に改めること。専決処分の要件の見直し、地方自治法第179条第1項に規定する法定委任の専決処分の場合、召集する暇がなしの理由は濫用などの課題があるためこの要件を削除すること。4 議会の組織と運営の弾力化。常任委員会の就任制度の撤廃、委員会の審査調査により弾力的に行えるような常任委員会の1人1委員会の制約を外すこと。2、全員協議会の位置づけ、全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるように検討すること。以上の事項でございます。議員各位には慎重審議の上、議決いただけますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。以上であります。

議長
1番

次に本案に賛成者の意見を求めます。

ただいま提案理由説明がございましたが、全面的にこの地方議会制度の構築を求める意見書に賛成するものでございます。このところ地方分権が地方公共分権が進み、地方公共団体の自己決定権と自己責任は益々大きくなってきております。それに伴い行政執行のチェック機関である地方議会もその機能の充実強化が求められ、分権時代に対応できうる地方議会制度の構築が必要となってまいりました。現行の議会制度では、議会の招集権や付再議権の行使が長の認定に委ねられており、また条例や予算が専決処分される例が多く見受けられるようになってきております。二元代表制を採用されているにも関わらず長と議会との機能バランスがとられておらず、議会本来の機能が十分発揮されていないのが現状であります。今後益々地方分権が進む時代、議会の果たす役割が今以上に重要になってくると思います。そこで議会の立法的機能、財政的機能、行政監督機能等の強化を図り、議会と長との関係また議会の組織と運営の弾力化を進めることで行政運営の両輪の一翼を担う議会としての役割が果たせるものと信じます。皆様方の賛同をお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

議長
11番

ただいま提案者並びに賛成者の意見表明ございましたが、私も全面的に賛成するものでございます。国の地方制度調査会またその中における地方議会の活性化に関する分科会等でもこうした内容がこれからの地方分権あるいは議会と執行者の関係についてこの方向、この今謳われたような内容が示されてきております。また、我々というか私達にあっては別の機会ですらこうした内容を勉強した機会もございます。そうした中での内容についてもこれについてすぐに移行できるもの、取り入れるもの、あるいは更に時間を要するというものもあるわけですが、基本的にこのような方向が是認されるべきだとそんなふうに思いますので、討論として賛成討論です。以上です。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第7号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって発議第7号は原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。ご苦労様ございました。

午後3時31分 散会

平成17年9月飯島町議会定例会議事日程(第2号)

平成17年9月12日 午前9時10分開議

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者 竹澤秀幸 議員

織田信行 議員

森岡一雄 議員

坂本紀子 議員

三浦寿美子 議員

出席議員(15名)

1番	内山淳司	2番	宮下寿
3番	曾我弘	4番	平澤晃
5番	森岡一雄	6番	三浦寿美子
7番	竹澤秀幸	8番	坂本紀子
9番	宮下覚一	10番	松下寿雄
11番	織田信行	12番	野村利夫

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明
	総務課長 箕浦税夫
	企画財政課長 高坂浩
	住民税務課長 滝本英司
	保健福祉課長 米沢長実
	産業振興課長 斉藤久夫
	建設水道課長 松下一人
飯島町教育委員会	教 育 長 大沢利光
	教 育 次 長 北沢正文

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林廣美
書 記 小林美恵

本会議再開

開 議 平成17年9月12日 午前9時10分
議 長 おはようございます。
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配布のとおりです。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に質問を許します。7番 竹澤秀幸議員。

7 番 それでは観光立国行動計画と我が町の観光についてということで、私議席順が7番で議員のソフトの打順では7番ということですが、先輩を差し置いて1番に一般質問させていただきますというふうに思います。

最初に観光立国行動計画と我が町の観光についてでございますけれども、町長もご承知のように小泉内閣総理大臣は第156回の国会の施政方針演説の中で、日本を訪れる外国人旅行者を2010年、平成22年に倍増させる目標を掲げたところでございます。平成15年7月31日内閣幹部及び国土交通省が中心となって作成をいたしました観光立国行動計画は決定をされたわけでありまして、これなぜこうしたことを決めたかということですが、我が国の国際観光交流というものは現状海外へ1,600万人が行っておりまして315億ドルを使っておりまして、逆に日本を訪れる訪日外国人旅行者は520万人で34億ドル使っておりまして、差引きますと日本円で3.5兆円の国際旅行収支は赤字だという現状がございます。これを何とかするがために2010年に訪日外国人旅行者を1,000万人に増やすという計画であるわけでありまして、同計画書の中ではそれぞれの地域が魅力を競い合いセールスポイントを高め技術的な努力を促す意味を込めて一地域一観光の国民運動を提案しております。農村は内外の人たちに日本の優れた農業技術などを伝え、体験し楽しんでもらうとともに、都市と農村を双方向で行き交うライフサイクルを選択するといったこれからの生き方を現代人に根本から考えさせてくれる、このような交流を積極的に進める必要があるというふうに述べているところでございます。そこで我が飯島町は本計画をどのように受け止め、対応を考えているのかお尋ねをいたします。また、同計画書では体験型観光の推進として都市と農村の共生対流の国民的な運動として往来日本キャンペーンを提唱しておりまして、具体的には財団法人都市農村漁村交流活性化機構が取り組んでいますが、我が町は往来日本キャンペーンにどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。こうした観点から考えると飯島町営農センターを中心にこの間取り組んでいるところの東京生協の生き物調査、千葉市教育委員会の修学旅行を兼ねた農業体験型のアグリネイチャーや農家への民泊などを含めました取り組み、こうしたことは観光立国行動計画とマッチしておりましてこれらを推進していく必要があるというふうに思うわけでありまして、町長の考えをお尋ねをいたします。いままで申し上げたことといわゆる観光立国行動計画と若干視点がそれるかもしれませんが、第20回信州飯島桜祭りの内の千人塚公園祭りについてでありますけれども、私自身も飯島町振興公社の理事でありますし、また観光協会の副会長という立場がありますので、そういうことでございませ

も、町民の代表という意味で意見を述べさせていただきたいというふうに思いますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。去る6月30日私も出席をいたしましたけれども、第20回信州飯島桜祭り反省会におきまして与田切公園の桜祭りを含む決算では約200万円の予算の内、飯島町が100万円、飯島町商工会が100万円でございます。この200万円の中でその内約190万ほどが千人塚公園祭りに使われておりまして、その内の130万が千人塚公園祭りの名物水中花火に投じられているわけでありまして、反省会の中では特に出た考え方向性として費用対効果の考え方をこれから捉えていく必要があるんだということが盛んに強調されまして、そういう考え方の中から平成18年度は水中花火を中止する方向が出されている現状にあります。このことは町長承知していると思いますけれども、私の地元の七久保の皆さんにもちょっとお話をしたところ、まずそうした情報をまだ知らないという方もございますし、別の考え方からいきますと別のイベントである各世帯から寄附を募ってまで行っているお陣屋祭りもありますけれども、それをやめてもですね、個性的な祭りであるこの集客数も多い千人塚桜祭りの水中花火は継続すべきであるというようなご意見をいただいております。このことに対して町民の皆さんへの周知あるいは今後のあり方について町長はどのように対処するのかをお尋ねをいたしたいと思います。

2つ目の質問項目ですが、飯島町ふるさとづくり計画の実践による中間総括と今後の自立計画についてでございます。我飯島町は町民の皆さんの選択によりまして自立の町づくりを現在進めているわけでございます。その進むべき道筋は飯島町ふるさとづくり計画で述べられている事業の推進にあるわけございまして、現在も中期総合計画等々含めまして色んな計画の練り直し等々の検討がされている現状にありますし、また新しい事業が既に色々取り組められているという現状にあります。そこでお尋ねをいたしますけれども、この間に実施をされてきた具体的には町民と町長のホット懇談会それから町民の声制度、いいちゃんポスト、窓口業務の時間外の延長、それから職員耕地担当制度等につきまして実施してまだ期間はわずかでございますので、なかなか総括といいましても成果や問題、課題というのがあんまり見えてこないかもしれませんけれども、現状においてただいま申し上げたそれぞれの取組みにつきまして、実施の結果それから成果あるいは今後の課題についてそれぞれ担当の課長より答弁をいただきたいというふうに思います。次にいわゆる自立の計画についてでございますが、中期総合計画ともリンクをしながら平成18年度の予算編成を含め本格的な実施段階へいよいよ入っていくわけでありまして、現在その計画のすりあわせを先週あたりも理事者の皆さんのやりになっているようでありまして、その策定の現状とそれが固まった段階で町民の皆さんにどのように周知を図っていくのかということについて町長にお尋ねをいたします。1回目の質問は以上でございます。

町 長 竹澤議員のいただいた質問にお答えする前に、昨日行われました衆議院総選挙自民党の歴史的な勝利に終わりましたわけですが、今後政府与党においては一致結束をして地方自治確立のために一層の地方分権、交付税をはじめとする地方財政の確保に向けて特段の配慮を求めてまいりたいというふうに考えております。

竹澤議員からは2つの質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきたいと思ひます。まず国の観光立国行動計画につきましてですが、竹澤議員のご質問にありまして、小泉総理大臣の指導によりまして国際観光を国の基幹産業として位置付けて、日本を訪れる外国人旅行者の数を2010年代には現在の倍増の1,000万人としたいというこの数値目標としてその実現に向けた施策が示されたというふうを考えております。国内の各地においては、外国人の移動や滞在を容易にするためのインフラ整備はもとより受け入れに対応する人づくりの問題、地域資源を活用した魅力を高めて誇りや愛着を持って暮らすことのできる地域づくりなど幅の広い行動計画となっております。ご質問の観光立国行動計画に対する町の取り組みでございますけれども、平成14年8月にオープンいたしました道の駅花の里いじまと平成15年5月のオープンいたしましたアグリネイチャー飯島の交流と物流機能によりまして、それまで長年の念願でありました都市との交流や地産地消が大きく前進をし始めていることはご承知かと思ひます。今後においては町の自然景観や文化に加えて、農業体験等を観光資源とした都市と農村の交流事業を一層充実してまいりたいというふうを考えております。次に自然農業体験型民泊事業の推進についてのご質問でございますが、いわゆる往来日本キャンペーンの一環として当町でも平成15年度から千葉市の小学生の山村留学を受け入れて事業して実施しております。営農組合等中心になって大変ご協力をいただいておりますけれども、3年目の本年度は8月20日から24日までの4泊5日の日程で民家、民泊による農業体験や農村の自然観察等の内容で小学6年生53人と引率の先生12名、計65名の受入れを行いました。竹澤議員はじめ議員の皆様方何人かのお宅にもこの小学生を受け入れていただきましてご協力をいただきましたけれども、この事業は千葉市の要請によりまして小学生の農山村留学事業として実施しているものでございますが、受入れ農家のボランティア的な協力により継続されているのが現状でございます。農家民泊を一般観光客を対象としたこの体験型観光産業に進めるには、まず農家の積極的な取り組み意向が基本となりますけれども、次に受入れのための研修等には人づくりが必要となります。また、旅館業法等の法的な問題もございますし、食品衛生法との問題もございます。これらに適応した施設整備が必要になるということでございますので、実施する場合には相当な準備が必要になるというふうを考えております。しかしながらご指摘のように町の活性化に向けて今後こうした取組むべき大変重要な課題であるというふうに認識をしております。進めてまいりたいというふうに考えております。次に千人塚桜祭りについてのご質問でございますけれども、ご承知のようにこのイベントの実施主体は桜祭り実行委員会ということになってございます。実行委員会は商工会と町の関係者が中心となって、経費もそれぞれ双方からの補助金等で賄われておるわけでございます。祭りのメインは城ヶ池の水中花火でございますけれども、一面の桜を背景として湖面に映るこの水中花火は大変千金なものがあるわけございまして、町外からも多くの観光客が訪れていることはご承知のとおりでございます。一方でまた千人塚公園の駐車スペースには限りがあるということから、見物に訪れいただく方々が年々増加をする中で、公園の手前で入場を制限されてしまうということがこの車両の増加が課題となっておりますことも事実でございまして、本年は桜

祭りを終えてのこの今もお話にございました反省会が行われておりますけれども、年々厳しくなる財政事情の中で多額の費用を要しながらも、特に商工会員に対するメリットが見えにくいというようなことに加えまして駐車場の問題もございまして、平成18年度の水中花火は一旦中止をして様子を見ることにしたらどうかということについて、商工会の会員の意向を把握をして検討した後に商工会としての取組み方針を決めるということになされておるわけでございますが、最初にも申し上げましたけれども、祭りの経費は町と商工会の負担が大半でございますので、今後出されるこの商工会の考え方、方針は大変重い決定になるだろうというふうに受け止めておりますけれども、いずれにいたしましてもこの結果を受けて平成18年度の桜祭り実行委員会において具体的な内容が決定されることとなりますけれども、この内容によって町民や近隣への周知については実行委員会の対応も含めて決定してまいりたいというふうに思ひます。同時にこの水中花火の中止の方向付けに対する是非についてのお話でございますけれども、この飯島町を代表するイベントとして定着している現状を思うときに、私としましては何とかして継続をしてみたいというふうに願っておるところでございますので、今後必要な努力をさせていただきたいというふうに考えております。

次のご質問でございます飯島町ふるさとづくり計画の実践による中間総括の問題、今後の自立計画についてでございます。まず、いいちゃんポストなどふるさとづくり計画で既に先行実施をしているものについてのこの実績と成果、それから今後の課題について等でございます。飯島町のふるさとづくり計画の実践につきましては、できることは直ちに実践をしていくということの観点から準備の整ったものから順次実施してまいりました。新たに実施いたしました事業は、町民と町長のホット懇談会これと町民の声制度これは5月から実施をしてみたいと思ひますし、いいちゃんポストそれから職員の耕地担当制度それから窓口業務の時間延長はこの8月から実施をしておるということでございます。まず、このいいちゃんポストでございますけれども、各地区の公民館など町内5箇所に設置をございまして、職員が交代で毎日回収をしております。8月は合計24件、1ヶ月でございますけれども、24件の取次ぎを行ってございます。この内、3件が町への要望やご意見でございました。この事業は耕地担当職員など町職員によりまして書類取次ぎの方法とセットで町民の皆さんの利便性の向上を図るために役場への書類提出の手段を新たに1つ追加をしたという考え方のものでございます。今後は報告や回答をお願いする書類でポスト利用かなうものにつきましては、依頼文書の中で提出方法としてポストを紹介することなど利用促進を図っていいちゃんポストを定着させてまいりたいというふうに思っております。次に職員の耕地担当制度についてでございますけれども、6月の区長耕地総代さんの会議を通じて集約をお願いいたしました地元のご意見等を参考にしながら実施上の基本的な内容をまとめまして各耕地に担当職員を配置をいたしました。本年は実施初年度でございますので、耕地の自主性を尊重することを念頭におきまして地元と役場のパイプ役として取組みを中心に必要に応じて町の制度などの情報提供をしたり、地元のご意見などをお聞きしていくことというふうにしてございます。現在各担当において耕地役員の皆様などへの紹介を終えたところでございますが、耕地によっては要請によりまし

て制度の説明会等を職員の紹介に併せて実施をいたしております。耕地担当が耕地からの各種の問い合わせの窓口になる場合もございますし、また一般的なものも除いて文書処理をしました事例は数例の現状であるということでございます。この耕地担当制は情報の提供や地域の行政課題の発掘、それから自治活動の支援などとともに、職員の意識改革を含めたこの育成を目的としておりまして、協働の町づくりの一端を担っていかうとするものでございますが、住民と行政の協働という考え方の共有が課題として挙げられております。よきパートナーとしての住民と行政の協働の認識に立って、町づくりが進められるようになればこの制度は本来の機能を発揮していくものというふうに考えておりますので、今後のまた推移を見守ってまいりたいと考えております。次に役場窓口業務の延長、時間延長の状況でございますけれども、これにつきましては来年の3月までを一応試行の期間というふうに位置付けて毎週祝日を除く水曜の夜間と日曜日の午後実施をしております。8月は9日間実施をいたしております。この間戸籍等の交付件数が21件ございまして、税関係の証明が2件の他に納税等の相談もございまして5件これらの相談とともに税金等の収納実績が16万余りということにも繋がっております、このことから平日の業務時間ないには交付手続きや納税等を行えない皆さん方の利便性が若干図られておるのではないかと、また近年問題化してきております未納金への対応策にも効果があるのではないかなというふうに今のところ考えておりますので、今後とも継続して試行を重ねてまいりたいと思っております。また、町民の声制度についてでございますが、これは今年度4月の広報に投稿用の葉書を添付をさせていただきました。8月末までに20件が寄せられておりまして、計画ではこれらの内容をデータ・ベースとして公開することとしておりますので、今後はその研究を進めてまいりたいと思っております。現段階ではまず職員が認識する必要がございますので、役場庁舎のパソコンネットに掲載をするとともに、住民の皆様に対しましてはその概要を広報8月号から順次掲載を開始しております。この制度を利用して町政に対する積極的な提言をぜひお願いをしたいというふうに思っております。それから私との町民と町長ホット懇談会でございます。毎週第2水曜日の午後3時昼間の部分と、第4水曜日これは午後5時半から夜間にかけての2回を開催しております。私の一応仕事公務等の関係から一応予約制とさせていただいております。予約以外にも受付はさせていただいておりますけれども、一応基本的にはそういう考え方で、これまで午後3時からものについては6人と1団体、それから午後5時半のものにつきましては5人の方が町長室へお越しをいただきました。直接にお話を伺う重要な時間を考えておりますので、お気軽にご連絡をいただきたいと思います。内容的には今までやってみただけでは、町政に対する提言やご意見勿論でございますし、それから個人それぞれの生活に関わる相談的な事柄、多種多様でございます、これらの内容によっては職員に指示をしたりすぐ返事ができないものにつきましてはまた後日返事を差し上げたりというようなことに対応をさせていただいております。以上幾つかの現在進めてまいりました新たに開始した事業について申し上げますけれども、先程もお話ございましたように開始後まだ時間が間もないわけでございますので、事業の検証というまでにはもうしばらく時間をいただきたいと思いますというふうに思っておりますが、事業の実施の趣旨をぜひ

ご理解の上にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。最後に今後の自立計画の策定予定と町民への周知の方法についてでございます。このふるさとづくり計画につきましては、平成16年3月に素案を策定をいたしまして様々な検討議論を経て平成16年の9月1日に計画書として策定をしたところでございます。現在この計画に沿って行財政改革を伴う町づくりを進めているということございまして、平成17年度では職員の人件費の削減をはじめ多くの改革を伴う行政運営に着手をしております。本年度は特に内部の努力を中心に行政改革を実行しているところでございまして、このように一部の計画を実践をしながら現在この計画に基づく数多くの改革を実践するための実践書の作成作業を今行っております。この実践書は近く中間報告を行いまして今後実施計画のローリング作業に合わせて更に調整を図って平成18年度の予算に反映をしていきたいというふうに思っております。議員の皆様方には今議会最終日の全員協議会の中で一応中間報告というかたちで一部ご報告をさせていただきたいというふうに前から申し上げておるところでございます。これらの町民の皆さんの周知の徹底につきましては、今後町の広報やCATVそれから出前講座などを通じて具体的な内容と時期をお知らせしてまいりたいと思っております。希望があればまた耕地の担当制度も活用いただく中で徹底を図っていききたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもこの改革の基本は自助、共助、公助とこの3つの考え方を中心とする住民との行政との協働にある町づくりの基本であるということございまして、これからは町民の皆さんも一緒になって汗を流して町づくりを進めていただくようぜひご理解をご協力をいただきたいと思います。以上第1回のご質問に対してのお答えとさせていただきます。

産業振興
課長

ただいまの質問の中で補足させていただきたいと思っております。往来日本という取組みの中での状況はどうなっているかということでございます。これは財団法人都市農山漁村交流活性化機構というのがございまして、そこところに私共加入をして現在の段階では情報をいただいているというような状況でございます。なお、これに関連して長野県グリーンツーリズム協会というのがあるわけですが、この方にも加盟をしてこちらの方とは研修会の参加また情報提供等をしております。この観光日本行動計画の細かい部分の中に道の駅の推進だとか花の町づくりの推進、またグリーンツーリズムの推進というようなことが掲げられている、これに基づくものでありますけれども、町といたしましても町長説明のとおり14年、15年それぞれ整備しました道の駅、アグリネイチャー飯島こういった関係の中でそれまでほとんど皆無に等しかった物流だとか都市との交流が始まっております。道の駅につきましては、17年6月にレジ通過者50万人ということで地産地消が進んでおりますし、またアグリネイチャーにおきましても16年の中では延べ1万人というような人が飯島を訪れてくれたということになっております。また訪れてくれて農家民泊ということに即いなくても、その人達がここに泊っていわゆる都市との交流ができるという体制になってきております。そんな体制になってきておりますので、この先この内容を充実をいたしましてひとつの柱になるように頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

7 番

それでは2回目の質問をさせていただきます。それぞれご答弁をいただきましたが、先

に述べましたように観光立国行動計画の中では体験型観光の推進といたしまして、都市と農村の共生、滞留の国民的な運動を行っているわけであります。飯島町ふるさとづくり計画の中ではどのように述べているかと言いますと、都市と農村の共生交流促進事業として都市住民を受け入れるための地域連携システムを構築し、グリーンツーリズムの推進により都市と農村の共生滞留を進めます。というふうに期日をしております。先程も縷々ご答弁ありましたように飯島町営農センターを中心にしてこの間取組んでおりますところの東京生協の生き物調査や千葉市教育委員会の修学旅行を兼ねた農業体験型のこうした取組みはアグリネイチャー、道の駅また農家への民泊など取組みなどの手法をとりながら更に発展させる必要があるというふうに思います。先程町長から答弁もありましたように8月の20日、21日は高坂町長宅もまた私の家も千葉の小学校の児童をホームステイとして受け入れたところであります。私の家にステイをした小学生の児童と母親からお手紙をいただきまして、それを読みましてところ飯島町は第2のふるさとと思っているというふうに書いてありまして大変うれしく感激をしたわけであります。そこで提案するわけですが、こうした取組みが必要なことは共通の認識あるわけですが、どのようにこれから取組んでいくかということですが、全国的な都市と農村の共生滞留運動を飯島町として積極的に進めていくために、まず先程町長昨日の選挙の報告もありましたところですが、この自然環境の素晴らしさは昨日優秀な成績で2度目の当選を果たした某自民党代議士のスローガンにありますように伊那谷を21世紀の理想郷とするというためにも、我が飯島町は中央アルプスのコスモ、仙涯嶺、南駒田切岳など2,800m級の連山が繋がりますその懐に町民の生活空間があるという地形はですね、意外と世界的に少ないわけでありまして、我々の先祖以来自然の宝物でありまして、飯島町へ最近移住した方のほとんど色々お聞きしますと、この中央アルプスの景観と南アルプスの眺望というものにあこがれて用地選定をしたというふうにおっしゃっております。このような素晴らしい自然環境に飯島町は自信と誇りを持って取組んでいく必要があるわけでありまして、この中央アルプスの花崗岩にこなれた流れいずる水が大地を潤し、米と花と果物の里づくりをかたち作っているわけであります。さて、そこで自然農業体験型の民泊事業の推進でありますけれども、都会には団塊世代の方が年金生活をしながら色々な活動をしているということであります。この皆さんは金銭的にも余裕のある方々でありますし、またこうした人達を招致すると後年度負担が市町村で大きいとかいう問題もありますけれども、こちら辺のいわゆる団塊の世代をターゲットにして宣伝誘客活動を展開してみたらどうかということをお考えであります。こうした都会の団塊世代は色々な職業の経験がありますし、技術や資格や能力を持った方がたくさんいるわけであります。したがって何回かのこの飯島町へ来ていただいて自然農業体験を通じることによって都会の団塊世代が飯島町の自然や農業を自ら進んで何かやってくれるようになるというようなことが大いに期待できるのではないかとこのように思うわけであります。そのことを頻繁に行うことによって飯島町へ訪れていただくということになれば言い換えれば先程申し上げたような飯島町を第2のふるさとづくりにしていくというようなそういう計画方向性というものをもって取組んでいったらどうかということでありまして、こうした体験型の民泊等を通じて

飯島町を訪れる方がだんだん増えてくれば飯島町へ移住ということも可能になってくるかというふうに思うわけであります。したがって色々問題はありますけれども、どこに今焦点を絞って誘客をしていくかという招致をしていくかということですが、ただいま申し上げたような金銭的な余裕ですとか時間ですとか色々な能力を持っているとそうした部分を飯島町に活用していくようなそういう意味での取り組みをしたらどうかということでございます。そのためにアグリネイチャーや道の駅もそうですし、民間の宿泊施設それからキャンプ場等々の活用とともに、農家への民泊を推進をしてもてなしの心と癒しの心で受け入れていっていただくかというふうに思うわけであります。ご指摘のように民泊あるいは民宿ということになりますと、旅館業法ですとか食品衛生法とか色々規制を受けますので、したがってその中では色々検討を進めることとするわけですが、例えば構造改革特区的な規制緩和手法もあるようでありますので、これらを含めて十分検討して受入れ体制を準備していく必要があるのではないかとこのように思います。飯島町へ都会の団塊世代を招致するには、誘い水としても宣伝活動が当然必要になってくるわけであります。前段で触れましたように財団法人都市農村漁村交流活性化機構との連携や飯島町ホームページでの情報発信や、独自のそうしたことを受け入れるためのホームページを開設するとか、都市へキャンペーンに打って出るとか、新聞雑誌テレビ等々への広告など色々な取組みがあるかと思えます。そうした呼び水としての宣伝活動というのやっけないとなかなか来てくれないということではないかというふうに思います。飯島町はこの素晴らしい自然や農業農村の宝物を都市の皆さんにまた世界に打って出るチャンスでありまして私が常に申し上げている自立してきり輝く飯島町を作り上げていくという課題かというふうに思っておりますので、再度町長の見解と今後に対する決意等ご答弁いただきたいと思っております。

次に飯島町ふるさとづくり計画の中間総括でございますが、答弁がそれぞれございました。で、私が1つだけ申し上げたいと思っておりますが、特に町長とのホット懇談会という行事がございます。中身は本当にホットかはどうかはよくわかりませんが、一面そのいらっしゃる方がですね、一定の思いとか意見とか、強い意見を持って訪れる方がおいでになるやに思うわけでありまして、その意見を真に真に受けていると思わないわけでありまして、町長は町民の代表でありますので、冷静にご判断なさっているかというふうに思いますけれども、町長もまた職員の皆さんも大切だと思っております。こうした制度を活用して来ていただける町民の方は大いに結構ですけれども、そうした制度で意見を言えないとか、あるいはなかなかそういうところに出てこれないとかそういう多くの町民がいるということをお大切にしたいと思っております。我々議員も広く町民の皆さんの不満や意見や要求を素直に聞き取り町政に反映するよう努力していくつもりでありますので、町長も職員も幅広い町民の意見に傾けるようこの場をお借りをお願いをし、町長の見解を求めたいと思っております。2回目の質問は以上です。

町長

前段の竹澤議員のひとつの提言はまさに私共が今まで色々と考えてきた線に沿ったご提案というふうな受け止めてありまして、ふるさとづくり計画の中でもその考え方をお話にございましたように示してございまして、今具体的に基本構想審議会の人口増活性化対

策分科会の中でこのことを当然に議論をしていただいて、人口増に繋げるそれから活性化に繋げる、もう既にこうした都会の方多くの方がこちらに住んでいただいて第一線でもって色々農業その他の面で活躍していただいております。今お話のようにこれから団塊の世代の定年を迎えてくる全国的なひとつのこの傾向受け入れの中で飯島町もぜひそのところ辺にターゲットと申しますか、考え方を充ててですね、総合的なひとつの考え方でまた更にそのことを進めてまいりたいというふうに思っております。ホット懇談に対することで一部の人の色んなご意見ということでございますが、色んな方の意見を聞いてそれから町と行政と住民とのこの距離感というものも少しでも狭まって、そして町の行政にご理解いただくということがねらいでございますので、その一例のご意見で町政をそうするこうするという問題はございません。常に町民全員の幸せ、町の発展のために色んなご意見の中からまた行政を推進していくと、その材料となればというふうに考えて色々やっておりますので、今後ともそうした考え方で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

7 番 それでは最後に千人塚桜祭りの水中花火の件について再度ご答弁いただきたいと思ひまして、先程町長としてはこのイベントについては継続してまいりたいというお気持ちを答弁いただいたわけでありまして、今後において商工会等が検討なされる中で財政的な問題として商工会として 100 万円を来年出せないというような事態になった場合についてもですね、飯島町の現行の 100 万円は確保していただき、飯島町以外から訪れる大勢のお客さんのためにもこの水中花火を継続すべきであると思うわけでありまして、不足する費用があればですね、現状花火だけで 130 万でその他の費用を含めまして千人塚だけで 150 万円くらいかかるかなというふうに思うわけですが、そうした不足する費用を例えば仮称水中花火を継続する会みたいなね、そういう住民組織を立ち上げて、で寄附を足りん部分は募って、いわゆる協働の町づくりの考え方の中で、また運営にあたっては実行委員会の中にこの仮称水中花火を継続する会みたいなものもですね、その中に入って一緒にその先程申し上げた駐車場の問題を含めましてみんなで運営してお祭りを盛り上げていくというような仕組みが必要なのかなというふうに考えるわけでありまして、したがって再度継続してまいるといことですが、私が今申し上げたひとつの方法も含めて町長の見解をご答弁をいただき私の発言を終わりたいと思ひます。

町 長 水中花火を中心にした桜祭りこれは千人塚と与田切と両方あるわけでありまして、四季折々のひとつの風物詩として定着しておりますので、何とかこの問題については続けていきたいというふうに申し上げました。厳しい財政状況の中で町それから商工会も 100 万ずつというような財政負担の問題があって、商工会の方もなかなか厳しいというふうに受け止めておりますが、若干のこの削減はやむを得ないとしてもですね、イベント全体的な見直しも色々検討しておりますので、この桜祭りについてはひとつこの春の風物詩として大勢の皆さんにきていただいておりますので、そうした前提でぜひとも努力をそれぞれの立場でしていただきたいと、私も努力をしていきたいというふうに考えております。

7 番 終わります。

議 長
1 1 番

1 1 番 織田信行議員。

それでは私の質問をさせていただきます。まずはじめに先程町長前質問者の冒頭に話がありましたが、私の方からも特に質問通告ありませんでしたけれども、昨日行われた衆議院選挙についての結果につきましては、知るとおりでございます。先程町長述べられましたが、地方自治の関係それから交付税についての特段の配慮をしてもらおうというようなことも述べられましたが、町長更に述べられましたけれども、お感じになられたこと、今後の方向それから地方自治の進展などの方向について所感ございましたら、他にございましたら更にお伺いしたいと思います。

それでは通知した質問内に入ります。最初に自立の町づくり選択後の町民の意識と町政についてでございます。自立して持続可能な町づくりを選択して6ヶ月経ったわけでございます。町長は平成17年2月27日は飯島にとって歴史的な意義ある日だというふうに述べられております。合併せずに自立して町をしていく、ふるさとづくりをしていくという方向になったわけでございますが、そしてその中で色んな方向も今日まで示されてきてはおりますけれども、今町民の意識に変化はあるのか、どうお感じになっておるかそんな点をお伺いいたします。町長は多くの機会の中で自立の町づくり、持続可能な協働の町づくりということを色んな挨拶等の場で申されております。そうしたことは評価したいと思います。町民の意識そして町民の意識と今町長とお考え、その点についてお伺いいたします。私反対賛成もあって2月27日の合併に関する投票方式による住民意向調査、賛成が44%、反対が52%ということで方向が決したわけでございますが、これは今後の町づくりにおいても賛成だから反対だからというこうだこうだという一方的な内容ばかり考えるのではなくて、双方向の双方の意識改革が必要と考えますがそんな点についてのご見解をお伺いいたします。次に自立の町づくりの推進、対応と今後はいかんということでございます。これは質問前者竹澤議員の質問とダブルこととなりますので、多くは申しませんけれども、私自身も基本構想審議会の一員としてこれからの町づくりの中期計画の策定に関わる一員でございます。先程前議員に申されたように自立計画の中でとりあえず取り入れられるものは早急に取り入れていくという姿勢の中で担当制、耕地担当制、いいちゃんポスト等々の内容に手掛けてきたことでございます。今までのこうした取組から得たもの、感じたものは何かということでございます。更に私は年代別、特に若い層へのこうした内容の周知ということがこれからの町づくりに必要かと思ひますので、こんな点について特に重点を置いた周知方法等お考えいただきたいと思います。そんな点についていかがでしょうか。次に町財政の展望と構造改革の今後はということでございます。高坂町長本議会の初めの中で町政を担って予算編成から執行まで行った初めての年だったということをお申されました。厳しかったが概ね計画通り執行できたと言い、一層の行政改革と徹底した事業の厳選が必要だと言われました。内容を振り返って示されたものを見ますと非常に厳しいものが伺われるわけでございます。町税においても平成16年10億661万円、マイナス2.1%、臨時財政対策債を含む地方交付税関係で17億2,900万円、マイナス5.9%、それから国県支出金ではマイナス21.3%と非常に厳しいものがあり、一般財源の確保が厳しいことがこの数字でわかるわけでございます。反面支出に対しましても経常的

経費は減る努力はしているわけでございますけれども、維持補修費、扶助費、公債費は増えている現状でございます。そうした中で財政のよく硬直化を言われるバロメーターとして経常収支比率を言われるわけでありましてけれども、前年比0.8ポイント上昇し85.2%という水準であります。かつて平成9年代頃には79%台に落ちたこともありますが、その後こうしたまた80%台を越えて増加の兆しを見せているわけでございます。こうした現状を踏まえたときに今後の財政をどう見通しておられるかお伺いいたします。構造改革についてであります、昨年4月に第1段階の構造改革ということで暫定的な改革ということでしたが、課が10から8、係が31から29へという改革がなされました。自立した場合に第2段階の改革としてその春の言葉として秋頃10月頃第2段階の改革ができればというようなことで青写真としてはふるさとづくり計画の中で課の更なる組織再編、係の組織再編が謳われ、そうした中での人件費の圧縮等それからスリムな行政ということを謳っているわけでございますが、こうした機構改革についてどう現在お考えになっているかお伺いいたします。

次に2番目の町の公の施設の管理についてでございます。まず、このことは地方自治法の改正で平成15年6月に成立した地方自治法の改正したものがあるわけございまして、総務省の自治行政局長の通達としても末端にきている内容でもございます。公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正且つ効率的な運営を図ることを目的としたものをいうこととっております。それで地方自治法244条これは公の施設という大きな内容の章でございますけれども、その2の第3項で管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要があり、その際公の施設の管理状況全般について点検し指定管理者制度を積極的に活用されるよう望むという通知であります。これに基づき昨年当町では12月定例会で飯島町の公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例また去る今年の6月定例会で同条例施行に伴う関係条例の整備に関する条例が制定されたわけでございます。そうして町としては12の施設について関係条例の整備を行いました。委託先として今までの委託先として振興公社だとか社会福祉協議会という要綱が削除され、直営化制度導入化という方向が出てきたわけでございます。そこでお伺いいたします。質問項目の中で最初に公の施設の管理の利用の現状と課題、それから2番目に公の施設の管理についての基本的な考え方はということ、これは現状どうなっているかその基本的な考え方を伺いいたします。それから3番目に指定管理者制度の活用への対応はどうか、どうなっているかということとあります。そこで指定管理者制度についての本当のねらいというのは一体どこにあるかということをお伺いいたします。それから指定管理者制度の第4条で町長は選定基準等で町長は前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、これこれ次にかかる選定基準によって総合的に審査してこれこれこれこれの管理者の候補として選定するものとする、町長が選定するものとする謳っているわけでございますが、具体的に町長単独一人ということではないかと思いますが、選定委員会等あるいはそれに類する委員会等が設定されて町長がお決めになるのか、そこらの点について。それから今まで指定管理者制度について少しずつ広報あるいは公には知らされてきておるわけございま

すが、現状まだ団体民間業者への説明についてどうなっているか理解を得られているか、そんな点について先月も質問いたしましたけれども、改めてお伺いいたします。それから6月の定例会で12の施設について関係条例の整備で12の施設についてそうした条例が定められたわけでありまして、今後36ほどあるという施設の中で今後の公の施設のこうした制度への対応については、如何に考えられるかということをお伺いいたします。以上申しました。よろしくお祈りいたします。

町 長

それでは織田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず冒頭の今度の総選挙に関しての所見と申しますかについてでありますけれども、ご承知のように今回の衆議院の解散総選挙これについては小泉総理は参議院で否決になったこの郵政民営化法案このことの是非を国民に問うという位置付けでもって選挙戦が展開されたというふうには認識をいたしております。ただ私個人も含めて国民あるいはまた自治体の立場としてこの関係を預かるものの立場としては無論この郵政民営化の今後の処理、当面の政治に大きな課題になることは事実でございますけれども、この他に福祉や教育の面、それから色々と言われております年金などの面、それから公共事業のまだまだこの地方にとっては未整備の社会資本の不足の問題もございまして、そうしたことも国政の重要な課題としてひとつ少子高齢化の問題もございまして、含めてひとつ慎重にひとつ十分に審議をいただいて方向付けをお願いしたいというふうには思っております。特に自治体の財政運営、国も厳しいわけでありまして、この財源確保という問題非常に頭を胸を痛めておる課題でございます。既に三位一体の改革が今2年目に入って18年度をもって一先ずの方向が終了するというかたちになりますけれども、交付税や臨時財政対策債これは方向としてはもう減少していく方向は目に見えておるという状況の中で、1つ残っておりますこの財源移譲税源移譲の問題があるわけでございます。所得税を減税して住民税に上乗せしてそれを地方の財源に振替えていくんだという見返り措置があるわけでございますが、まだこの点については全然その方向が見えておりません。税率アップというふうに一旦、一見この地方にとっては財源対策ができるような印象を受けておるわけでございますけれども、住民税の課税客体というのはもともとこの農山村部は低いわけでございますので、どうしても都市中心にその税が流れていってしまっただけは困るなということとございまして、ぜひそのところを財源確保という面からを含めてひとつ格段の国の努力、地方に対する財源対策の努力をお願いしたいというふうには考えております。

それから2つのご質問をいただいたわけございまして、自立の町づくり選択後の町民の意識の問題、公の施設の管理の問題についてでございます。

まず町民の自立の町づくりについての町民の意識の現状をどう捉えておるかということについてでございますが、町のふるさとづくり計画につきましては既に実践しておる部分もあるわけございまして、17年度においては特に内部の内部的な努力改革を行って鋭意取り組みを行ってまいりました。一方で町民の皆さんにも負担増をお願いしたり、補助金の削減といった部分にも一部手を付けてきておるわけでございますが、しかしながら今年度におきましては極力町民の皆さんに大きな影響が出ないように配慮をいたしましたので、この住民のその危機感というお話でございますが、この自立の危機感といった

ことにつきましていまひとつこの意識が浸透をしていないのではないかというふうにも懸念をいたしておるところでございます、このことについては順次来年度の予算編成18年度からは住民負担の増加や補助金の削減、それから町単独の金品給付の廃止といったようなこの自立計画に盛り込まれております様々な改革が順次実行をしていくという考え方でございますので、こうした事務事業に直面をいたしますと町民の皆さんも実感としてこの次第にその厳しさを認識をしていただけるものというふうに思っているところがございます。またその説明責任も果たしてかなきゃいけないというふうに思っております。今後は協働の町づくりの中で各区を中心とした地域づくりが大変重要となってまいります。今までのように何でも行政に言えば行政が行うというわけにはまいりませんので、地域づくりに住民の皆さんが積極的に関わっていただきまして、その成果が上がるように期待をいたしておるところでございます。現在基本構想審議会の分科会においても、この協働による町づくりの分科会として検討していただいております、具体的な詰めを今お願いしておるところでございます、今後この課題につきましては、様々な機関を通じて時間をかけて検討をしていかなきゃならないと思っておりますが、町民の皆さん方の意識の問題も含めて積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思っております。次にこの自立の町づくりの推進対応と今後についてでございますけれども、自立の町づくりの推進体制につきましては、役場内部では今後も推進本部を中心にして取り組みを行ってまいります。現在取り組んでおりますこの実践計画ができれば各行政担当を通じて町民の皆さんにPRをしながら計画を実践に移していくという考え方であります。特にご質問にございましたようなこれから担う若者へのこの理解度のPRを徹底していく必要があるというふうでございます、おっしゃるとおりだと思います。特に広報やテレビや通じてのPRは勿論でございますけれども、この町のインターネットホームページあたりを若い皆さんよく見ていただいておりますので、そうしたことも含めてPRに取り組んでいきたいというふうに思っております。町民の皆さんも町民の皆さんの役割の中で積極的に町づくりに参加をいただくと自らの意思で参加をするんだという意識がどうしても必要でございますので、そんなことを特にお願いしてまいりたいというふうに思っております。次に財政の展望と機構改革の今後の考え方でございますけれども、財政見通しにつきましては歳出面でございますけれども、少子高齢化対策事業や福祉事業を中心に財政需要が今後更に増加をするということの流れの中で、加えて飯島町は下水道事業に関する借入金の返還が更に増加をしていくということがあるわけでございます。その一方では歳入面では一般財源が毎年減少をしておりまして、今申し上げたように今後更に減少をしていくことが当然予想されるということでございます。特に町にとって大変重要な財源であるこの地方交付税につきましても総額抑制の中に合って向こう20年間はどうしてもこの今まで合併をした市町村に傾斜配分をされるということがございますので、かなり厳しい状況になるのではないかと懸念をいたしております。冒頭にも申し上げましたようにこの三位一体の改革の一環である補助金負担金が廃止したことによって見返り措置としてのこの財源移譲の見通しがまだ立たないという状況でございますので、こうした状況下の中で色々とその対応をしていかなきゃなりませんけれども、職員の関係につきましては正規職員を100

人体制にもっていくということが基本的な考え方でございまして25%の職員を削減をしまっているということで現在も進めております。今後の行政は地方分権時代に対応するために専門的で且つ高度で質の高い行政が求められておるということでございます。当町においても住民との協働による町づくりというものを前提にして100人体制の職員の中でなしうる精一杯の行政サービスをしていきたいというふうに思っております。今後の行政サービスはそれぞれの市町村の財政事情や職員体制によりましてその質や水準において格差がどうしてもこれは拡大してしまうという懸念もあるわけでございますので、こうした課題を少しでも解決をしていく方法のひとつとしてこれまでも申し上げてまいりましたこの大課制、大係制というものを来年4月から導入をしていきたいということで現在作業中でございます。なおまた、事務室の産業振興課、別棟に現在あるわけでございますけれども、環境センターの方から役場の庁舎内の方に移しまして、それから教育委員会は文化館の同じ今分かれておりますのを1つにまとめて相互の連絡調整やそれぞれの分担する仕事の協力体制の強化を図りながら諸経費を極力削減をして効率を上げてまいりたいというふうに思っております。これらにつきましてまた議会最終日の中間報告の中で一部触れさせていただくことなろうかと思っております。

続きまして町の公の施設の管理について、指定管理者制度の活用も含めて幾つかの点についてご質問をいただいておりますが、公の施設の管理につきましては、今までにも何度も検討を行いながら幾多の改善を重ねて今日に至っておるわけでございます。昨年新たに指定管理者制度というものができましたので、その制度の活用を含めて現在検討をしているところでございますが、この指定管理者制度を活用すれば何でも今までよくなるということでは決してないわけでありまして、従来どおりのその管理の方法の方が一番ベターであるというような施設もあるわけでございます。今後の施設管理につきましては、ふるさとづくり計画にもお示しをしてございますように民間委託等によって諸経費の削減が可能なものは民間委託を推進をしていく、それからまた施設の利用者である町民の皆さん自らが清掃管理等をしていただく施設も当然出てまいっておりますし、現在もう一部の施設にはそのままあるわけでございます。これらを総じて整理をいたしますと各施設が1つとしてはすべての業務を直営とするもの、それから2つには基本的には直営とするけれども、一部のその中の業務を委託する場合のもの、それから3つとしては指定管理者にすべて業務を移行してしまうもの、それから4つ目に指定管理者に一部の管理業務を移行するもの、それから5つ目には施設の利用者が自ら自己責任で管理をしていただく、こういうひとつの5つくらいの分類にできるというふうに思っております。更に今後は今申し上げた職員体制100人とするために職員の施設管理業務を大幅に削減をして外部に移すことも念頭に入れまして現在1つ1つの施設について検討を行っているところでございます。総体的な着目点といたしましては、まずこの諸経費の削減が図られるということ、それから職員の削減にこれが繋がっていくことが期待できるということ、これらが挙げられるわけでございます。検討結果につきましては、この各施設ごとに中間的な考え方として議会最終日の全員協議会の中で中間報告をさせていただきたいというふうに思っております。それからご質問にございましたこの第4条の関係のいわゆる指定管理者をどういうふう

に審査をして方向を決めていくのかというこの機関の問題でございますけれども、これらは町の町長以下課長で構成しております庁議というものがあるわけでございます。ここでもって言うてみれば内部的には最高会議という位置付けになりますけれども、ここでもってひとつ慎重に検討して方向付けをしていく機関であるというふうをお願いをしたいと思っております。以上第1回の質問に対するお答えとさせていただきます。

11 番

町民の自立の町づくりについての意識の現状どう捉えるかということについては、言えなれば厳しさが双方に足りないのではないかというような認識が真の自立の意味、協働の意味がなかなか掴みきれないでいるというような現状というようなお話がありましたけれども、そんなことの中から私もそう思うわけでございますけれども、去る5月に中期計画を作るための住民意向調査というものをしました。その中で町づくりの方向性についてという中で、一番には健康福祉の町づくりだと、2番目に商工の町、3番目に自然環境の町というふうな上位3つが以上のものであり、かつて農業振興というような内容で謳われた農業の町という関係については7位ほどになっているわけでございます。それから協働の町づくりにどうしたことを通じて参加していくかということについては、一番多いのが区や耕地の活動を通じて町づくりに参加したい、2番目にアンケートや調査に協力して参加したい、3番目に団体の一員として参加したい、4番目はごみや消防だとか高齢者クラブ、公民館活動等でありますが、最後の方になりますと各種委員会への応募、審議会や委員会への自主的な応募参加について、それから百人委員会等への応募等について、それは本当末尾の方に位置しているわけございまして、自ら応募して町づくりに参加するという姿勢がなかなか口で言っても実際がこうしたものに出てこれない、色々な事情で出てこれない方があろうかと思っておりますけれども、町民の中にはなかなかこうした意向調査してみますとこの傾向があるということ、既にご承知かと思っておりますけれども、一応申し上げました。この町づくりの方向性、今3つほど出たこの内容協働の町づくりについての今申しました内容、いわゆる住民認識のことについてもう1回、今私の意識調査の内容を申した点からお答えいただきたいと思っております。それから町財政の展望と基礎改革についてでございますが、財政展望依然として今後も厳しい内容があるということは今申されましたが、入るを図りて出を制すというのはよく言われることでございます。特に人口増、産業の活性化ということは収入の増に当るわけございまして、こんな点が今後の重要な問題であり、昨今飯島町へも優良企業の誘致が成功してきたりそうした事実は経過というものについては評価し、今後もこうした内容について絶えず目配せをして工場誘致等条件的に適うものものがあれば積極的に対応していくことが大事じゃないかと思っておりますが、そんな点について見解をもう1回伺いいたします。それから機構改革について述べられました。来年4月からということで大課制、大係制ということでありますが、確かこうしたことについて経常収支比率は非常に高い中で市町村では15年度においては県下で上から2番目に高い水準だったという資料もございまして、その中で人件費が非常に高いウエートを占めているということでございまして、今の大課制、大係制の導入によってのスリムな行政ということでの人件費の削減を図られるかと思っておりますが、そんな点の中で福祉の水準よく言われますが、今後町の福祉の水準高齢者の増えてくるという先程お話がありました。そ

うした少子高齢化が進展するというお話もありました。福祉の水準についてどう改めてお考えになっているか伺いいたします。

それから指定管理者制度についてでございます。ただいま町長から経過がお話ございました。改めて伺いいたしますが、公の施設というこの場合の定義というものはどんなものなんでしょうか。公共施設という言い方ではいけません。公有施設、公共施設ということでは違うと思うんですが、公の施設という場合どういうふうな解釈されているか、それから順にこうした制度のすべてが導入すれば素晴らしいものになるということではないということは今申されたとおりでございます。必要効果のあるものへやっぱりこうした制度を適用することができようかと思っておりますが、民間参入は飯島町のような人口規模のいわゆるサービス利用人口が比較的少ないような町村の中では民間参入ということは果たして進んでいくのかどうか、そこらの点について伺いいたします。民間参入は飯島町のような町村では進んでいくのか、そんなことを伺いいたします。なお、今回の改正の目的は町長申しましたように多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するためということで公の施設の管理に民間活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ったり経費の節約を図るということは申し上げたとおりでそのとおりでございます。それでこの指定管理者制度が36ほどある公の施設と前から理事者の側は申しておりますけれども、指定管理者制度をとれないものというようなものがあるかどうか、そのことについて伺いいたします。今後いわゆる教育委員会関係の所管の内容については、12月の条例の中では町長とあるのが教育委員会と読み替えると定められています。そうしたものを含めてどんなようなものがあるかお答えいただきたいと思っております。以上です。2回目の質問を終わります。

町 長

再質問の最初にご申したこの町に住んで町の行政に求めて住みよい町づくりに一番住民の皆さん方の希望する上位3つを挙げられておるわけでございます。住みよい地域であってほしい、それから企業導入等も進んで活力のあるこの経済的にも豊かな町であってほしい、それからこの素晴らしい自然環境を維持しながら後世に伝えて環境に配慮した町であってほしいということかと思っております。これらのことにつきましては、今までも行政運営の最重点課題として色んなかたちで取り組んでまいりました。まだまだ道半ばと言う部分もあるかと思っておりますけれども、今現在この点につきましても更に今後の方向付けをしていただくために基本構想審議会の分科会で議論を重ねていただいております。方向としてはこうした願望に少しでも報いられるような町づくりをしていくということでございまして。特に色々精神的な考え方で住みよい住みよいと言ってもなかなかその経済的な活力も伴わないとどうしても町はこの経済的にも自立していけないということでございまして、今後人口増活性化対策には特に力を入れてやっていく、もう一部久根平の懸案でございました企業導入も含めてあれが全面操業いたしますと非常にまたイメージ的にもまた実質経済的にも町が潤っていくということは大きく期待が持てるわけございまして、今後もそれに続くようなひとつの企業導入を含めてひとつの財政の潤うひとつの税収等も上がることに繋がっていくような企業導入も含めてやっていきたいと、住民の協働、住民の参加ということもひとつの願望として大きく町民の皆さん持っておられるわけであり

ますけれども、何もこの各審議会や委員会に直接参加することだけがこの行政参加ということでは決していないというふうに私は思います。色んなことにボランティアの活動であるとか、あるいはまた色んな作業にも参画をしていただくとか、それから色んな声としてまたお寄せをいただくとかいうこともこれはひとつの住民参加であるわけでございますので、要は町民の皆さん方全体としてこの住民に積極的に参加をしていこうという強い意志の表れそのものが大事であろうというふうに考えておりますので、今後ともそうした面についてぜひひとつ住民の皆さんと色んな会話を通じてそのことも更にまた理解していただくように努力をしていきたいというふうに思っております。それから財政の問題当然これはもう厳しい状況の続く中で何としても自主財源確保してということでございます。できるだけひとつ行政改革をして入りを図って出すを制すというようなかたち、身の丈に合った行政の進め方というものは当然必要になってまいりますけれども、一方で経費を節減しながら出す方についてもひとつ住民の皆さんとの負担やサービスの関係も当然出てまいりますので、その点もひとつご理解をいただいかなきゃならないというかたちになるかと思えます。当然のことながらこの国に依存する財源の確保についてもまた新しいこの選挙の後の体制で国に地方7団体協力してこの強く要望していきたいというふうに思っております。それから飯島町のその福祉の水準というものをどういう視点で今後捉えていくべきかというお話でございます。これは福祉、高齢者福祉、障害者福祉あるいはまた児童福祉すべて町民生活には福祉そのもので行政というものは運営をしておるわけでありまして、これまでも福祉の水準というものはこの福祉国家として、あるいはまたこの町が従来の福祉を尊重する共に生きる町という位置付けでやってまいりましたので、できるだけ水準を落とさないようにしたいというふうに思うわけでありまして、どうしてもどうしてもこういう厳しい状況の中で一旦また振り返りながら今まで画一的あるいは一律的な福祉というものもちょっと言葉は悪いんですけども、ばら撒きの福祉も決してなしとはなかったということございまして、これからはもう1辺その辺のところの再検討をする中でふるさとづくり計画の中にも謳ってございまして、真にこの手を差し伸べていかなきゃならない福祉を支える必要のある方のところへ日を当てて、で通常の活動の中でそこそこ自立していただける方についてはその辺を少しご協力いただいというようにメリハリのついた福祉というものをしていく必要があるということであろうかと思えますので、またメニュー的には今後とも色々整理をして今検討しておりますけれども、予算編成も含めてそうした考え方で今後進んでまいりたいというふうに思っております。

それから公の施設の公というちょっと定義的なことにつきましては、総務課長の方からお答えをさせていただきたいと思いますが、この指定管理者制度ができたからということで全部その何か民間の業者参入というものが道としては開けておるわけでありまして、こうした中山間の自治体としてかなりそのそういう面が導入されてくるというわけにはいかない部分があります。飯島町の場合も色々個々に検討してみますとそういうことではございますが、できれば町の外郭団体である振興公社やそうした面でその一部を肩代わりしていただくことは可能だと思いますけれども、純然たるこの民間業者が広く参入して

くるというのが飯島町の各公共施設の管理者制度に乗っていかということとは色々やってみましてちょっと難しい面があるというのが実感でございます。それで先程5つ申し上げた内容によって整理をいたしまして一応の考え方をまとめましたので、最終日の中間報告でご提示申し上げたいというふうに思っております。以上であります。

総務課長

公の施設の定義と言いますか考え方でございます。飯島町の住民の福祉を増進するためにその目的を持って住民の皆さんが利用できるように町が設けたいいわゆる施設であります。施設というのは物的ないわゆる形のあるものというものが施設というものを定義の概念でありまして、福祉あたりでよく支援センターというようなことで人をもってその組織をして住民に福祉への増進を図っているようなものがありますが、こういったものについては公の施設の中には入ってこないということになります。したがってこの役場の庁舎につきましては、公の施設の中には入らないということです。これはあくまでも公用、町の行政事務を取り扱うために設けてある施設でありますので、そういうことで公の施設からは外れてくるということになります。それから指定管理者に指定されないものの定義等の話がありましたけれども、法律等で既に管理者を指定したある施設があります。学校については教育委員会で管理をしるかというような指定したものとありますので、そういったものについてはそこが直接管理をしていくというのが基本になるかと思えます。それで先程町長申し上げましたようにすべて指定管理者制度の中に導入するということについては、色々課題も多くあります。1つは入ってくる民間の業者が自分達のその利益に合わなければならぬというひとつの条件もありますし、町の方で指定管理者に委託するについては住民の福祉であるその施設の目的を逸脱するような内容で指定管理者を指定することができないというようなことがありますので、その辺にいわゆる協定を結ぶ相手との話し合い、それで相手はどう考えているのかというようなことも考えて指定管理者の制度を活用していかなきゃならないのかなというふうに思っております。

教育次長

教育委員関係につきましても今総務課長の言われた内容に全部含まれる内容でございますけれども、具体的に私共管理している施設で言いますと、スポーツ施設だとか文化的な施設、それから生涯学習等に対応する施設これらについては公の施設にあたります。ただいまお話にありましたように学校等におきましては、その管理につきましては法律に定めがございますのでそういった施設は除かれるということでございますので、基本的には義務教育施設は除かれるということでございます。以上でございます。

11番

答弁いただきました。この私の大項目の2つの質問については、いずれ2の問題に指定管理者制度、施設の利用、公的な施設についての利用について、これはいずれも関連する内容かと思っております。行政サービス、スリムな行政そして身の丈に合った行政執行をしていくという内容でその中のひとつとして公的施設の管理のあり方についてお伺いたわけてございます。この内容についてであります。やはり市は市、町は町、村は村というひとつの財政規模があり、財政規模が一つの体だとしますとそのいわゆる体はどういう着物を着ていくか、この町に合った着物いわゆる長い裾を引く着物ではなくて、いわゆる身の丈に合った着物を着ることがこれ大事じゃないかと思えます。また、一面町であっても「いや、どここの市へ行ったら素晴らしいものがあつた。」「どここの村へ行つた

ら素晴らしいものがあった。」と町では享受できない素晴らしいものがあるわけでございます。そうしたものについては、やはり今後の中で合併ということではなくて広域行政あるいは市内の近隣の市町村のみならず、そうした共に勉強して交流し合う市町村の交流の中でそうした市からこういうものを得た、町から村からはこういうものを得たということが飯島の町の身の丈の行政だけでは得られないものは、そうしたかたちでの広域的な連携を深める中での努力が必要じゃないかと思えます。そんな点についてのもう1回町長の所見をお伺いいたします。なお、公の施設についてはだいぶ詳しい内容もあり、また後刻細部についての報告もあるようでございますけれども、この施設についてはご承知のように今度は議会の議決ということが必要になってくるわけでございます。議員のあるいは議会に付された中でそれなりの情報公開、住民に対する資料説明、業者に対する内容そうした機関に対する説明が十分でないこの議会の議決も十分なることを相さないことも予想されます。ですので、こうした公の施設の内容について、特に先程申しましたようにすぐこれがよくなるということでこれを制度を管理者制度などを利用すればすべてよくなるということではありませんが、管理者制度の目的を効果的に達成するために必要があると認めるといった条件を満たしたときにやっぱりその制度の適用が必要だと思えます。いずれにしても根本の自らは自らがこの施設を管理するわけでございますけれども、今申した目的が達成される必要があると認めるときだとそう思うわけでございます。課長申しましたように例えばそれじゃ学校施設は公の施設ではありません。町民から見ると「公の施設じゃないの」「役場の庁舎公の施設じゃないの」というようなことになりますので、これはそうした法的なひとつの解釈の中ではありますけれども、36ある施設がどういうふうにちょっと分類されているかはそれはちょっとまた後刻示していただきたいと思えますけれども、住民の中には教育施設はまた別のところで教育委員会の項目として定めるといったことになっております。今、課長言われましたように地方公共団体が住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供する、利用するために設けるのが公の施設だということで、住民が利用したり利用のために利用に供するもの、それから住民の福祉を増進するものだということが言われておりますので、一般に私共これから色々な場でその指定管理者制度ということがマスコミや色々の中で論じられる報道される機会が多いかと思えます。そんな中での公の施設ということについてのその周知ということについて心掛けてもらう必要があるかと思えます。指定管理者制度について学校教育法は、いわゆるこの指定管理者制度を定めた法律よりそうした制度の方が個別の方が優先するということが承知いたしております。ですので、学校の施設は学校それから道路河川法に定められたそういう個別法に定めたものもありますので、そこらの点についてこれからいわゆる協働の町づくりを進めていく中で、これも協働、公の施設このところは自分達でやりたいというような点で色々この公の施設、公こういう施設ということについての論議がまた湧き起こってくるんじゃないかと思えます。そんな点について今後そんな心配されることもありますが、そんな点についてのもう1回対応についてお伺いいたします。そうした以上3回質問申し上げましたが、答弁をいただいて終了いたします。

町長 財政規模等身の丈に合ったこの着物を着て行政運営は図るべきだというまったくその

とおりでと思います。常に外にも外の市町村にも目を向けて決して無いもの欲しさということではなくてですね、町のかたちに合ったものであればいいものであればどんどん吸収をしながら対応していくことが肝要であるというふうに思っております。

指定管理者制度これにつきましては、その趣旨と目的に沿って町の真にこの行政改革に繋がるようなメリットの出るような方法でもって各施設共に検討して今後進めていかなきゃならないというふうに考えております。

11番
議長

質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開時刻は11時といたします。休憩。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

議長

休憩を解き、会議を再開します。

一般質問を続けます。5番 森岡一雄議員。

5番

それでは通告にしたがいまして質問を行いたいと思います。はじめにこの度の台風14号では九州をはじめ多くの地で災害が発生いたしました。被災された皆様そして尊い命を落とされ犠牲になられました方々に対しまして謹んでお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、私は過日伊南行政組合議会で東海地震の膝元である静岡県へ防災に関する視察を行いました。中でも自主防災組織の取組みについてお話を聞いてまいりました。担当者の話で東海地震のことが法律で定められて以来44余年取組んできましたが、地震災害の実体験が無いので自主防災組織が機能するかどうか実際のところはわからないと心配されていたことが印象的であります。災害への対応としてそのための訓練は実はなかなか難しさがあります。ややもすると訓練のための訓練に陥りがちであり、それゆえに災害時を心配するわけでございます。飯島町でも東海地震災害対策強化地域に指定されております。毎年防災訓練が行われておるわけでありまして、今年の防災訓練では自主防災会の活動に焦点を合わせた安否確認や連絡等の訓練が行われ、災害に対して的確な行動がとれるよう実践的な訓練が計画されました。4地区に分かれての訓練でありましたが、終わってみましてどのような感想を持たれましたか町長の講評をいただきたいと思えます。災害はまず起こって初めて色々問題取り沙汰されるわけでありまして、その対応につきましても結果が評価されるところでございます。反対にそうした災害が発生しなければ対応の有無についても何事もなかったように過ごされてしまいます。しかし、予想できないのが災害であります。そこで地域防災計画の見直しと現況ということでお伺いをいたします。町の地域防災計画も平成2年にまとめられその後手直しもあったかと思えますが、防災計画の中ではこの計画は必要が生じたときは速やかに修正するものとする、またあらゆる機会を通じて住民に周知し徹底を図るとあります。更に防災計画書は国県の修正などを受け毎年計画を見直し防災会議に諮り県知事の承認を受けるものとすると思えますが、今日どのようになっていますかお伺いをいたします。今日までのことであります。さて、今議会において地域防災計画策定業務が予算化され2年間の予定で策定されることになりました。

つきましてはその内容はどのようなものか現況をお聞きいたしたいと思います。更に参考までに救援物資の備蓄状況は現在どうなっているか、また災害時に自力で行動できないいわゆる災害弱者と言われる方は町内に何人いますかお聞きをいたしたいと思います。さて計画書も策定から15年を経過しております。その間東海地震では考えられなかった阪神淡路大震災や新潟の中越地震を経験実際に体験し、多くの教訓を得てまいりました。中でも大災害による復旧作業の長期化に伴い避難生活も長期化しています。その中で男女のニーズの違いによる女性をめぐる諸問題の発生と解決策が教訓としてクローズアップしております。例えば中越地震で女性の視点を担当し現地支援にあたった内閣府男女共同参画局の方の報告によりますと避難所にいる被害者の女性に比べて支援する側の行政やボランティアの女性が非常に少なかった。そのため相談や要望、特に健康面などで女性から男性に言いにくい、具体的には女性用具が足りないとか、トイレが男女一緒に男性の目が見えなくなるとか、着替えや授乳の場所がないなど女性の要望が反映されなかったそうであります。また、阪神大震災では通常時の問題が震災後に凝縮して現れたことがわかったと言われております。具体的には家事育児介護などの負担が被災により大幅に増加した。男性は仕事に追われて女性ばかりに負担が偏ったことやストレスの増大により配偶者からの暴力が増えたなどが挙げられておるといことであります。被災者の不安は男女とも変わらないものでありますが、防災担当部署には男性ばかりであり女性の視点を持つ担当者がいない状況であり、避難所には女性が圧倒的に多いことや家事や介護の負担が女性に片寄った経験を踏まえて復旧活動においては女性の視点を十分に盛り込む必要性を痛感したと報告されております。国では現在男女共同参画基本計画の改定案を作業を進めております。その中でこれらを踏まえて新たな取組みをする分野のひとつとして災害や復旧における女性をめぐる諸問題の解決のため男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立することが盛り込まれております。このような経過の中でありますので、飯島町のこの度の防災計画の策定にあたってはぜひとも男女共同参画の視点を明確に位置付け、国に準じた処置を講ずることを要望いたしますがいかがでしょうかお伺いをいたします。さて、次に防災対策事業についてお聞きをいたします。中でも自主防災組織の充実と災害弱者支援についてをお聞きいたします。地域防災計画の中では自主防災組織の育成、整備、育成に関する計画が明記されております。飯島町では計画にしたがい自主防災組織を立ち上げられ久しいわけですが、防災組織の現況をどのように今みておられるか、また実践に役立つ組織としてどのような指導育成をしていますかお伺いをいたします。また、災害弱者への支援についてお伺いをいたします。阪神淡路大震災の経験でも消防や自衛隊によって救出された人はほんの一部であり、実際には多くが近隣の住民による助け合いにより救出されております。自主防災の中でも災害弱者の避難は挙げられておりますが、今具体的な対策を承知していないのであります。行政としてどのように捉えておりますか、また何らかの動きがあればお聞きをいたしたいと思います。

さて、次にアスベスト対策についてお聞きをいたします。今、アスベストによる健康被害の実態が次第に明らかになっております。そして大きな社会問題となってまいりました。政府としても被害の拡大防止や国民の不安への対応と実態の掌握の強化に乗り出しま

した。さて、当町におけるアスベスト対策はどのようになっていますか。まず公共施設における実態はどうか、被害の拡大防止のためアスベスト除去や暴露防止はどうなっているか。また住民の不安への対応、特に健康相談や個人住宅でアスベストが使われているかいないかなどの不安に対する相談窓口はどうなっておりますか。また8月号の飯島広報では20ページ右下にアスベストによる健康被害が社会的に問題になっておりますとあり作業労務者の健康診断の問い合わせが小さく載せてありましたが、アスベストの実態の情報提供などはどのようになされているのでしょうかお伺いをいたします。以上質問をいたします。

町長

それでは森岡議員の2つのご質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。まず、本年度の地震総合防災訓練についての講評と考え方、感想ということでございました。本年度の訓練につきましては、それぞれご参加をいただいて森岡議員もご参加いただいて実態を見ていただいてご承知のことと思っております。8月の28日の日曜日の早朝、今年も地区分散型というかたちで町内4地区において実施をしたところでございます。大綱的には例年どおりの昨年と同様のような内容でございますけれども、特に大地震等の際の安否の確認が大変重要になってくるということになりまして、これまでも一部の地区ではこうした安否情報の確認訓練をまいりましたけれども、本年は全耕地、全地区このことを取り入れまして地区本部に安否の確認報告をしていただくというかたちで進めてまいりました。その状況を地区の本部から町の本部に報告をするようにも訓練をまいりました。大変参加された住民の皆さんが真剣に取り組んでいただいて一定の効果があったというふうには思っておりますが、これはいわゆる大規模地震の発生というものを想定しての訓練でありまして、訓練メニューなどにつきまして色々取り組んでまいります。とは言え予め想定をしておる訓練ということでございますので、実感としてはいまひとつこの緊張感に欠けるという点については否めないというふうに感じております。常に危機意識を持って実践的な訓練をやるのが大切であるというふうに考えております。そこでこの地域防災計画、町の防災計画の見直しと現況についてのご質問でございます。お話にもございましたが、現在の飯島町の地域防災計画は平成2年に策定をされまして、この計画を基本に防災対応等をいたしておりますけれども、この計画の内容は大綱的なかたちでございまして、災害も複雑多様化してきておる今日、また平成15年には中央防災会議において東海地震対策の大綱が余地を前提とした対策に大幅に転換をされたという経過の中でできております。国の防災基本計画及び県の地域防災計画が警戒宣言から地震発生までの対応を中心に大幅に変更となりました。今までは警戒宣言が発令された際に応急対策の準備等に入るようになっておりましたけれども、今度は警戒宣言が発令される前の注意情報の段階から準備行動を行うということになってまいりました。職員もこの段階から全員が参集をいたしまして町民の皆さんへの適切な広報等を実施するとともに、応急対策の準備行動を行っていくというふうになっております。必要に応じて小中学校や保育園、特定な事業所等においても準備行動を行ってまいります。また、洪水の危険箇所それから土石流及び急傾斜地等この危険箇所に加えて土砂災害の防止法というこの法の施行に伴って新たに土砂災害の危険警戒区域も指定をされるようになりました。合わせてこのことも住

民の皆さんにも周知をすることになってございます。これらの状況からより早く対応していくように防災対応の種別に予防計画そして応急対策計画及び復旧計画のごとに地域防災計画の見直しが必要となった次第でございまして、予算にもお願いして今後その辺のところをきちんと計画の見直しをやってまいります。内容につきましては、また総務課長の方から交通弱者と言われる方の人数掌握も含めてお答えをさせていただきたいと思っております。なお、飯島町の災害における非常用の生活物資等の備蓄状況でございますけれども、毎年度若干ずつ予算を充当しながら保存食それから保存用の飲用水等を中心に購入をして備蓄品として補充をしております。数量にはきりがございませんので、なかなか十分というわけにはいかない面もございまして、保存年数等もございまして予算等も考慮して適宜補充等をして今後ともいきたいというふうに思っております。次に防災復興対策等に関連をして男女のこのニーズの違いの問題でございまして、おっしゃるとおり一朝この有事の場合には非常にこうした点が大きな問題という課題になることはご承知のとおりでございます。これらの男女共同参画の視点をどういうふうにするか復旧体制の中で取り入れていくべきか、ご提言もいただながらお話がございました。大地震等で大きな災害時における避難所の非難をして来ている方は男女を問わず精神的に非常に弱い状態だというふうに考えられます。行政側では避難をされている方それから男女とも平等に対応をして精神的にも支えていくようにしなければいけないというふうに考えてございまして、その中で町と申しますか、対策本部的な行政側といたしましてもボランティアの皆さんに手を借りるとともに、限られた人員にて避難所の運営等をしていかなければならないというふうに考えられます。女性の相談員等の配置など地域防災計画の見直しに合わせてそのことも今度の見直しの中のひとつの重要な要素として計画の中にきちんと位置付けて、医療面、精神面それぞれ考慮して取り入れていきたいというふうに考えております。それから災害弱者支援あるいはまた関係機関相互の連携についてでございます。災害時に被害を受ける可能性が高いと思われまは、やはり高齢者や体の不自由な方だというふうに思っております。このような皆さんには民生児童委員さんが災害時での情報伝達や災害時にどのように対応していったらいいのか、現実に伝達訓練等を防災訓練に合わせて実施をさせていただいておるわけでございますが、高齢者や体の不自由な皆さんの支援援護について大きな災害が発生した直後などにおいて、やはり隣近所それから耕地等の自主防災組織での助け合いがどうしても必要、大変重要になってくるわけございまして、このような状況から民生児童委員さんと自主防災組織は災害時における対応として非常に繋がりがあって、連携を保っていかなければならないというふうに考えております。現段階では個人情報の保護の問題等も若干あるわけでございますけれども、これらの連携についても今後検討課題として取り入れていきたいというふうに思っております。それから自主防災組織の充実、行動マニュアルあるいは行政の責任指導、指導的な責任ということも含めてでございますけれども、この自主防災組織について4月の区長総代さんの会議を通じて、自主防災の組織体制づくりとともに災害時における初期行動マニュアルというものを説明して配布をさせていただいてご理解いただいておりますが、耕地内における自主防災組織については耕地総代さんを中心に組織をされていると思っておりますけれども、それぞれ

役員の皆さんが1年で交代をされるという場合も多くございまして、この継続的に組織の強化等をしていくことはなかなか難しいというふうに感じております。町といたしましても災害初期行動マニュアルの再度全戸配布等、また先程の自主防災組織と民生児童委員さんとの連携を含めた再度自主防災組織の充実等を検討して、場合によっては組織表の提出や各地区それから耕地をお願いすることも考えられますけれども、ぜひ耕地等におかれましても災害時での役割や避難時での支援安否確認等の方法を再確認をお願いして検討をお願いしたいと思っております。いつ起きるかわからない地震などの災害に被害が最小限になるように町それから地区、耕地とともに対処をしていきたいというふうに思っております。

次にアスベストについての対策の問題のご質問でございます。まず公共施設における状況と住民への対応についてでございますが、この問題につきましては、今年になって健康被害が全国で報告をされてございまして住民の皆さんも身近な問題として大変関心と不安を抱いておるということで高まってきておるわけございまして、このアスベスト石綿ということになります。綿状の鉱物で安価な安い値段の工業用材料としてスレート材それからブレーキライニングやブレーキパッド、防音材などの産業用も色々ございまして、それから家庭用のヘアードライヤーなどの身近なところまで広範囲に使用をされております。以前はビルなどの建築工事において保温断熱の目的でこのアスベストを吹き付ける作業が盛んに行われておりましたが、現在では禁止をされております。このため最近では建設工事よりもこの改修や解体工事の方がアスベストが暴露するという恐れが高いというふうに言われております。暴露をした場合の健康被害としては塵肺や悪性中皮種等が考えられ、やがて肺がんを起こす可能性があるということが知られております。WHOこれ世界保健機関の報告によれば健康被害はアスベストを扱ってから長い年月を経て出てくるということになってございまして、例えば肺がん等は15年から40年ものまたそれ以上という長い潜伏期間があるというこの潜伏期間のあと発病することが多いとされておるわけでありまして。このような問題に対応するために国においては石綿障害予防規則を制定をいたしまして本年7月1日から施行されました。また健康被害調査やアスベストの使用されている建物の調査等を実施するよう各都道府県に要請をしております。これを受けて長野県でもこれらの調査を実施するとともに、各地方事務所に相談窓口を設置しております。健康に関する相談は保健所の保健予防課、建材に関する相談は建築課と、それからアスベスト検査に関する相談は生活環境課ということでそれぞれ地方事務所の中にあるわけ、合同庁舎の中にあるわけでございます。さて、そこで町の状況についてでございますが、それぞれ所管をする公共施設について現在までに設計士等専門家によって目視または設計図書等によって調査を実施をいたしました結果、今問題になっておりますこの吹き付けのアスベストこれについては町の公共施設には全くございません。ただアスベストの含有するその吹き付けのロックウールというのがございまして、これが使用されている施設が4箇所ございました。内容につきましては、飯島小学校、七久保小学校それから飯島中学校の一部と地域福祉センター石楠花苑にあるわけでございます。これはいずれも建材として使用されてございまして、いずれも封じ込めの状態になっておりますので、今すぐ問題

になるということはないということですが、学校については更に分析を依頼して
おるところでございます。若干この教育委員会関係につきましては、次長の方から補足で
説明をさせていただきたいと思っております。このアスベスト問題につきましては、町といたし
ましては今後とも総合窓口を住民税務課の生活環境係におきまして相談内容により各部
所での県の担当課と連絡をとりながら対応するようになっておりますので、よろしくご理
解をいただきたいと思っております。また、県におきましても先程申し上げましたように地方事
務所、保健所等に相談窓口を設置して、住民の皆さんからの相談に対応する体制をとって
ございます。県の相談窓口につきましては、文字放送等で周知を図っておりますので、こ
の点についてもご理解をいただきたいと思っております。以上、補足説明、後ほどまた各課長か
ら申し上げます。第1回のお答えとさせていただきたいと思っております。

総務課長

それでは地域防災計画について補足的な説明をさせていただきます。まず町で作って
いる地域防災計画の一番もとになるのは国にあります防災基本計画というのが一番もとに
なっております。国の方では昭和38年に作って、その後幾多の変遷を経て今日の内容に
なっておりますけれども、この中では一番大きく防災計画の見直しが行われたのは阪神淡
路の大震災と、このときの経験とか教訓を踏まえて大修正が行われております。町もこの
辺を踏まえて国県の指導を受けて、いわゆる地震が起きたときの初期行動マニュアルの作
成を行ってきております。その後国の方では災害の対応が幾通りもあるわけですが、地震
それから水災害、林野火災、大規模な住宅の地域の火災だとか、いわゆる災害の対応によ
ってどういうふうに計画をしていくのか、そういったような組立てにもなっておりますの
で、今回町の方で防災計画を見直すにつきましては、国の防災基本計画の体系それから県
の方での防災計画の体系これに合うようにすべての部分についても一度見直しをして
飯島町の災害対策の内容に合うように計画を作っていくというふうに考えておりま
す。それで今現在県の方と具体的に協議をしている部分がございますけれども、先程町長
の方で答弁をしておりますように、地震の問題につきましては、今協議を進めてその部分
についての補強を進めておるといふ段階であります。これも地域防災計画の地震強化計
画、地震が起きる前の対応の計画ということでその辺を今、県との内容の詰めを行って
おります。国や県からはこういった詰めをしておる最中でも、この部分が変わりました、こ
ういうふうになりましたというははっきりなしに来るような状況で、いつの時点でその防
災計画が完璧になるのかということとはわかりませんので、その時々合った内容で防災計
画見直しをしながらやっっていかなければならないと思っております。それと町の方でも来年の4
月から組織機構の改正を予定しておりますので、それに合った防災の本部の対応等も見
直しをする必要がありますので、それに合わせて防災基本計画の中身合わせていきたく
いうふうに思っております。先程議員からご質問がありましたように避難所の収容の問題
それから災害時の要援護者への対応の問題それから施設、避難所となる施設の耐震の問題
そういった問題色々課題が多く抱えられております。私達もその地震だとかいう経験が
災害における経験がありません。で経験のあるところの話聞いてそれに基づいてこの計
画を練り直していくということになるかと思っておりますので、その辺については国や
県の指導を受けながらその内容をやっていきたいというふうに思っております。それで
災害時の弱

者の人数の把握の問題ですけれども、私達の方で具体的に何人という把握は持っており
ません。これの把握のところにつきましては、先程町長の答弁に触れておりますように民
生員の皆さんが日常活動の中でそれぞれ災害弱者になると思われる人達については把握
をされておりますので、その辺の中で実際に災害に遭う場合に場合については、その
辺のデータをもとに活動を進めていかなきゃならないかなというふうに思います。ただ
個人情報問題等色々ありますし、民生委員さん1人でそれを情報を把握しておるだけ
では災害弱者は緊急の場合に対応できませんので、その情報を各耕地の中で共有でき
るかどうかということもひとつの課題になるかと思っております。その辺につきま
しては、今年の4月の区長耕地総代会におきまして安否確認のカードを作ることを
検討していただきたいということも耕地総代の皆さんにお願いをしております。具
体的な用紙も示しまして必要があれば町の方で様式を作りましょうということでお
願いをしておりますが、七久保で1耕地これについて取り組みを始めておっていただ
くというふうに聞いております。そういった皆さんのご意見も聞きながら改善する
べきところはして、それぞれ地域の共有の情報として手元に持っておいていただ
くようなかたちで防災計画の中に取り入れていきたいというふうに思います。新潟
の辺りの地震の起きたときの様子を見ますと、とにかく立ち上がりのときは行政
としてはどうも身動きが取れない状態になるというのが実態のようであります。
したがって自分の身は自分で守ることが一番基本になるかと思っております。そ
の辺についても防災計画に誰がいつどういうことをやるのかというようなことも計
画の中に触れていく必要があるのかなというふうに思っております。この辺の具
体的な組み立てについてはこれからの作業になりますけれども、できるだけ細かに
どういう災害にも速やかに対応できるような防災計画になりますように中身を詰
めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

教育次長

それでは学校施設関係のアスベストの対策についてご質問にお答えをさせて
いただきます。大綱につきましては、町長の申し上げたとおりでございますが、
今回学校公共施設、学校の施設として調査対象としているこういったものは、
まず1つは石綿セメント等の結合材と水を加えて混合して吹き付け機を用
いて直接吹き付けたいわゆる石綿と言われるものでございます。これにつ
きましては、前々から色んな場面で問題になりまして文部科学省として
もこの除去に対する補助制度等も設けて今まで取り扱ってきておりま
して、これについては3校の学校施設それぞれございません。ただし、
今回ですね、対象となりましたものに新たに石綿を1%越えて含有する
材料を使ったものが今課題になっておりまして、それにつきましては
名称でいきますと、吹き付けロックウール、吹き付けヒルイシ、
パーライト吹き付け、それから発泡ケイ酸ソーダ吹き付け石綿、
こういったような名称で使われているものがいわゆる石綿をその元の
製品に加えて吸音だとかそれから湿気防止それから耐熱に対する強化
を高めて製品として使われた恐れがある、この部分が今回付け加
えられてまして調査を行っているところでございます。建築年度
では吹き付け石綿は概ね昭和30年頃から50年頃まで、それ
から吹き付けロックウールにつきましては概ね55年頃までが盛
んに使われておりまして、それ以降55年以降でもこういった製
品には含まれる可能性があるというふうに指摘をされております。
したが

まして今回の調査につきましては、目で見ると目視検査と設計図書などによりまして設計士からの聞き取り等によりまして調査を行っております。結果でございますけれども、学校関係では3校それぞれにこういった関係の製品が使用されておまして、これらについては完全に白ということとは言えないという状況でございますので、現在これらの製品について含有量調査を業者に委託をして行っておるところでございます。非常に全国的に急激に話題になりましたものですから、今調査機関が目一杯ございまして、私共で発注したものに對する結果につきましては、11月の上中旬に結果が出るというふうに業者の方と打ち合わせを行っているところでございます。これに對する対応でございますけれども、いずれの3校ともですね、例えば飯小、七小につきましては、天井が張っておりましてその天井裏にあるという状況、それから中学校等につきましては、今度の大規模改造によりまして更に塗装等によりまして塗り固めをしてあるという状況でございますので、まず飛散の恐れはないものというふうに考えておりますけれども、一応空気検査も合わせて今回調査発注をいたしております。この結果を出したところでまた後刻報告をさせていただきたいと思いますが、現況についてはそんなところでございます。それから関連するもので石綿の理科の実験に使います金網ですね、こういったもの、それから食器の洗浄機いわゆる耐熱の部分に使われているとか、それから耐熱の給食に使います手袋だとか、こういったものにも石綿が含まれている可能性があるということから、そういった情報を得ておりますけれども、お陰様で石綿の金網につきましては、ほぼセラミック製のものに変わってきておりますし、その他の機械については当施設では使われていないといった状況でございますので合わせてご報告させていただきたいと思っております。

5 番

それでは質問を続けさせていただきます。一般質問も通告制になっておりまして一応内容をお聞きする内容を通告してあります。数字的なことでわからないという答えは非常に残念であります。備蓄に對して適宜に準備してあるじゃなくて、私は数字的にどのくらいということをお求めたわけでありまして、多いとか少ないということをお聞きしたわけじゃなくて、今現況がどうなっておるかなということをお聞きしたわけでありまして、それから一人暮らしの弱者につきましてもわからないということでは非常に残念であります。プライベート云々とありますけれども、プライベートも大事ですけども、生命の方がもっと大事であります。どのくらいな弱者がいてどういう対応をすればいいのかと、このことは常識ですので、わからない、耕地へ任せてあります、民生委員に任せてありますじゃ、それが私がお聞きした行政の責任はどうですかということになるわけです。この場ですぐとって出なければまた後ほどお聞きさせていただきたいと思っておりますが、自分なりにこう出た資料から見ましても弱者というものは一人暮らし183人、高齢化世帯が467人、更に地域ごとに見るんなら生きがいサービスでデイサービスの方へ関係しておる人が上在が23人、下在が29人、七久保が上が17人、七久保の下が15人、本郷が11人、田切が25人、合計120人この倍くらいになるとこんな位置にこんなふうに老人がいるんだと、そうすると自主防災にしてもどんなような体制をとっていけばいいかなとこうなるわけじゃないかなと、ここの辺は非常に大事なことだと思っております。後ほどお聞きをいたしますが、色々お話をいただきました。法律のことは法律で防災計画のことは計画でまずその通りに進め

ていっていただきたいと思っておりますが、ここで絞ってお聞きをいたしたいと質問をいたしたいと思っております。それはそれこそ一番大事なことは生命を守るということで、この自主防災組織ということに絞っていききたいと思っておりますが、先程町長にお聞きしました防災訓練の経過の講評の中でもその結果について若干緊張感に欠けると私もそのようにも理解しております。更に言うなら飯島町でこの自主防災ができてからその実際に動けるかどうかということは災害のあったとき機能するかどうかということは非常に疑問視をしております。これを充実活性化していくことは非常に大事だと、その辺のことにつきましても先程の町長の答弁では非常に不満であります。納得できないそんな感を持ちました。ひとつここでマニュアルって言いますが、こんなふうにしたらどうかということを書いてみたいと思っております。提案してみたいと思っております。耕地任せだとは地域で考えてほしいではこれは進んでいきません。この自主防災組織を立ち上げるに一番大事なことは、地域の住民意識、住民合意をとることじゃないかなと思っております。自分達の地域は自分達で守るんだと、先程も話がありましたけれど、何か事故が起こったときに大きな災害が起こったときには助けには来てくれないんだと、自分達のことは自分達で守るという、まずその第一前提の合意というものが重要だと思っております。旗1本自主防災会議の旗1本各耕地へ配って、さあ自主防災ですよじゃ始めらんとするんですね、そのためにはまず形式ではなくて規約があると思っております。目的、何のための自主防災かという目的その合意形成された規約があると思っております。で、その規約の中には組織の目的、事業の内容、会員の範囲、役人の選任、任務、会議の開催、防災計画の設定こうしたものが盛り込まれて規約となると思っております。更に防災計画においては災害の発生時に迅速且つ能率的に防災活動を行い被害の発生または拡大を防止するような地域計画も考えてみることは必要です。それから1つにはよくわかりやすい自主防災組織図、会長があつて副会長があつて何班があつてそれは誰それが担当しておるといふようなこの組織図は当然必要になると思っております。更にはその防災活動の役割、活動の内容を明確化する、要するに平時時にはどのような活動をするか、災害時にはどのような活動をするか、平時時における活動としては地域内での危険性や家庭内の安全点検、防災訓練を通じて大規模な災害に備える活動など、また教育等です。また今度は災害時においては大規模な災害が発生した場合には人命を守り、被害の拡大を防ぐために必要な活動、初期消火、救出救助、情報伝達、避難誘導、こうしたことがとられるわけですけど、そうしたことを1人1人が明確にしていくことは大事じゃないかですか。これがひとつの構図になりますけれど、そのもう1つ基本になるのが先程も言っていましたけれど、自主防災組織台帳ちゃんとした年々いくわけですから、そうしたものが重要です。内容的には世帯数、役員、防災訓練、座談会、講演会等の活動や危険場所、避難所、装備など組織の概要を年次ごとに記録していくもの、またそれを通して次の会長に伝えていく、引き継いでいく、それによって防災組織が引き続いていくというものではないかと思っております。それで先程もプライバシーという話もありましたけれども、これは相互理解の中にどうしてもやっていかなきゃならないこととして台帳の中には世帯台帳、構成員、性別あるいは人材台帳、応急救護や救出活動に活用できる資格や技能を持った人は我町内には誰と誰がいるんだと、そうしたものの掌握、更には先程言いました要介護者の台帳、地区内の

災害弱者はどこおるんだと、その辺のことが非常に大事なってくると思います。そうしたトータルの中で地域防災、自主防災組織を作っていく。これがひとつのマニュアルとも思うわけですが、いずれにてもこれは地域に合った、地域と言っても住宅密集地あるいはうちが散在していることそういう違いもありますけれども、地域に合ったものとしてこれらのものをまた検討していくということが必要だと思います。で、これだけを挙げてもそれは書いていただけで進みません。実例としては静岡県ではこれは県が進めていますけれども、地域防災リーダー各自治会より数名ずつ選出して防災リーダーとして地域防災リーダーとして防災指導員制度を導入し、その人達に専門的勉強してもらって地域の防災、きめ細かな活動ができるように支援をしていく、更に静岡市ではその地域防災リーダーだけではなくて、今度は防災技能者、中でまた今度は色々な先に立って技術的にどんどん動いていける人そうした人も地域の中で選択して育成していくと、要するにこれらの人達は消防のOBだとか、警察官だとかそうした過去に経験のある人達が選ばれたりして地域を支えていく、要するに外から自主防災頼みますよじゃなくて、外からそうした行政的な支援があってはじめてそうした組織も立ち上がってくるのではないかなと、静岡辺りではこのようにしております。そんなことをまた参考にぜひ先程の町長の答弁みたいに総代会で一度話してあるでできる、任せてあるでできるじゃなくてこうしたことを十分検討していただきたいなと思うわけでありまして。それからもう1点その今度は弱者の方に入りますけれども、これらも結局大きな災害があってそうした悲惨な事例があってみんなで助け合っていかなきゃならないなということです。先程も前でも出てきますが、プライバシーの問題ですけれども、これらについても実例を挙げてみれば愛知県豊橋市見守りボランティア制度、民生委員が中心となり対象者の近隣の住民に直接声をかけ登録をしてもらってその人達を見守っていくとこういう具体的なものが必要だと、近所隣でがんばってくださいよ、見守ってくださいよだけじゃなくて、こうしたどこそこに誰がおってその人達は誰と誰とか見守るといような具体的なものがないと実際災害が起きてても誰がどうするんだということになりかねません。ちなみに対象者3,995世帯に対して2,797人の登録者があるといような事例もあります。またこの前も申し上げましたけれど、東京都の荒川区では本人の同意を得て要援護者を登録、近所の数人ずつのボランティアがおんぶ隊、何かあったときはその人達をおぶって外へ連れ出すんだとそうしたものも編成されている、こういう具体的な例もあります。そんなことでこうしたことをぜひまた検討していくべきではないかなと提案をしたり町長の所見をお聞きしたいと思います。

町長 再質問の中でこの大地震、巨大地震等の発生に対応するこの危機管理意識という問題、色々な防災計画、初期マニュアル行動、行動計画はあるわけでありましてけれども、どうもいまひとつこの絵に書いた餅であるといようなことは否めないといご指摘いただきました。非常に他の地区ではそうした災害が発生しておってあるわけでございますけれども、この地域としてはなかなかそうした具体的な体験的なその発生がないためにややもするとそうした危機管理意識というものが欠如をしておるといふふうに私も思います。地域地域でこの自主防災組織の考え方、町との行政の支援、それから地域の責任も含めてですね、今色々な指導員の設置の問題やら要支援介護の人達の掌握の問題やら対応の問題やら

すべてを今度2年計画で実施してまいりますこの防災計画の見直しの中できめ細かくひとつそこに計画に入れて込んで、で入れ込んだだけではこれは解決になりませんのでこの危機管理意識というものが町民の皆さんが等しくひとつ強く胸に受け止めていただくようなことをまた地域の皆さん方と話し合いながらして、それを示してこの防災体制の意識というものについては高揚を是非図っていきたいといことで、これはいつ来るかわからないといようなことだけで解決できる問題じゃございませんので、すぐにも来るかもしれない、行政の施策の最重要課題のひとつとしてこれは捉えていきたいといふうにご考えております。備蓄等については、数字は用意しておりますけれども、ちょっと私の方から申し上げなくて恐縮ございましたけれども、総務課長の方からご答弁させていただきます。

総務課長 備蓄品の備えでございますけれども、構成それから量について過去に何回かご説明させていただきましたが、概ね町の人口の5%の皆さんの食料の数を確保できればということに備蓄品を整えているということに基本にしておりますので、よろしくお願いたします。

5 番 それでは最後に私も基本構想審議会の一員として協働の町づくり分科会の委員としてただいま協働の町づくりについて審議を深めております。飯島の町そして町民が自立の道を選択いたしました。今、自立のため協働の町づくりを目指しておるところであります。さて、この協働の町づくりとは自分のことは自分で行うことであり、そのことは個人負担を伴うものでもあります。このことを町民1人1人が認識するか否か、協働の町づくりができるかできないかの鍵であると考えております。さて、自主防災会による自分達の地域は自分達で守る、このことも反してみれば協働の町づくりのひとつであります。一分野であると考えたわけでありまして。それ故に自主防災会の充実、活性化は自分達の生命財産を、守るとともにそのまま協働の町づくりを進めていくことになると考えるものであります。協働の町づくりといっても1つ1つの行動の積み重ねの中にできていくものであり、計画書を作っただけでは周知しただけでは協働の町はできていきません。それゆえこうした自主防災会の充実強化は欠かせないひとつの行動であり作業であると思っております。これからそれらを育成していく上において、町としてこの力強い支援、行政支援を強く求めて質問を終わりたいと思っております。所見がありましたらお聞かせください。

町長 お話でございますようにこの協働の町づくりの原点の1つでもある自分達の地域は自分達で守る、自分達でやるべきことは自分達自ら率先してやっていただくといようなひとつの考え方に沿って地域とも十分連携をとって、また計画の見直しの中への含めて精一杯努力をさせていただきます。

11 番 終わります。

議長 ここで昼食のため休憩をとります。

再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 再開

議長 会議を再開します。

8 番

休憩前に引き続き一般質問を行います。8番 坂本紀子議員。

通告にしたがいまして一般質問に入ります。少子化対策についてということでお尋ねします。飯島町は平成8年以降出生数つまり赤ちゃんの数ですけれども、70人から90人の間を推移しており新聞紙上を賑わせている出生率も平成13年1.15%、平成14年1.27%、平成15年では1.37%と全国平均よりやや高い数字ではありますが、少産化の傾向が現れております。また、母親の出産年齢の中心が25歳から29歳であったのが、ここ30歳から34歳に移ってきております。つまり結婚年齢も高くなってきているということです。現在飯島小学校の構成は1年生から6年生まで2クラスから3クラスで、全体では451名でありました。平成14年より10名ほど減っております。また、七久保小学校ではここ10年ほど1クラスの状態が続いており、現在163人です。これは平成14年より20人ほど少なくなっております。この程議員になりまして母校である飯島中学校の入学式に随分久しぶりに伺いまして見た光景は話には聞いておりましたが、大きな体育館の中に本当にこそりと座っている子供達とその親御さんたちでした。何だかとても寂しい感じがいたしました。今、この町に住んでいらっしゃる若い夫婦たちに赤ちゃんを産んでほしいと願うのは簡単なことですが、現実には如何にこの町が彼らをサポートできるかということになります。飯島在住の方々は2代目、3代目として土地や家を受け継がれているので、住宅問題にはあまり関心がないことと思いますが、町外からのあるいは県外から移ってこられる方々にとってこの町に住んで安心して子供が生まれる状態であるかどうかは重要なこととなります。土地の値段は高いのか安いのか、借家なのかアパートなのか、住宅を建てる上で補助があるかどうか、またプライバシーの守られた町営あるいは県営住宅なのか、ちなみに中川村では若者であればまた中川出身者でなくても入居資格があり現在平成16年に建てられた1戸建て5件、それから村営のアパート12戸すべて入居中だということです。これらは3年ごとの書きかえですが、最後に生まれた子供が高校を卒業するまで入居できるということで、長期にわたり住まいについては安心していられます。飯島町では若い方々に対して住宅の面で現在どのようにサポートしておられるのか、また今後どのような政策でいくのかお答えください。そして子供が生まれるまでまた生まれてから小学校に入るまでの間に医療面でどのように母親にあるいは子供達にサポートしているのかお答えください。子供の数においても1人より2人、2人より3人と子供を出産してもらわなければ少子化に歯止めはかかりません。現在3人目を出産された方にお祝い金5万円の支給がなされていますが、平成18年には廃止になりチャイルドシート購入補助も同じ年に廃止となる予定です。お祝い金は平成6年で8人で40万円ということで、チャイルドシートに関しては同じ年13万円金額は両方で53万円となります。何とか継続することはできないのでしょうか。その点についてもお答え願いたいと思います。現在ある飯島、七久保、東部保育園では、朝7時30分から8時まで、早朝保育そして一般の保育に切り替わり夕方4時から7時まで延長保育をしております。年齢は1歳から3歳まで、七久保では乳児保育もしており駒ヶ根市、中川村と比べても同じような内容となっており、制度としてはよくできていると思われませんが、ただし急な用事例えば下の子の病気が原因で病院へ連れて行かなければならないとき、お葬式ができてしまったとき

など当日でも受け入れてもらえる柔軟な姿勢がほしいものですが、その点はいかがなものでしょうか。お答え願いたいと思います。次に小学校に入ってからのことになります。現在学童クラブといって家に帰っても誰もいない家庭の1年生から4年生までの子供達を飯島小学校の体育館2階の部屋で夕方5時45分まで預かるシステムがあります。料金は1ヶ月5,000円とおやつ代です。残念ながら七久保小学校にはなく、現在行政が頼んだタクシーで七久保の子供達2人が飯島まで通っている状態です。町外から移り住んだ方々の中には本当は行かせたいんだけど、言い出しにくい事情もあり隠れた要望が寄せられています。駒ヶ根市は人口も飯島町の3倍からですから比べるのは適切ではないかもしれませんが、現在子供交流センターとして市内6箇所があり、12時から夕方の6時まで場所によっては6時30分まで預かってくれます。1年生から6年生までで料金は1ヶ月1,000円でおやつは出ません。現在は1箇所で20人から30人のところや10人から15人のところもあり。先生は1人なので飯島のように丁寧に子供達が見られませんが、子供達は自由に遊んだり宿題をやったり、お年寄りとの交流会があったり、誕生会、クリスマス会また海外協力隊の方々との交流もあり、随分楽しそうです。またお母さんたちが作ったぐりとぐらという名前のサークルがあります。毎日ではないのですが、月2回開かれる子供と親のサークルです。こういったものが幾つもあります。これだけ色々ありますとお母さんは働いていてもいなくても自分の時間に合わせて選べるのがうれしいのです。日々の子育てのストレスからも開放されます。子供達や親たちを支援することは少子化に歯止めをかけることとなります。七久保は飯島町よりも多少土地も安いですし、ぜひここに住み子供を生んで育ててくれる若い夫婦を増やしたいのです。共稼ぎになるであろう彼らを助けるためにも学童クラブをぜひ七久保に作っていただきたいこの点についてお尋ねします。また、これらの保育サービスの内容を及び学童クラブの内容、子育て支援の数々はインターネット上で外部の方々が見られるようになっているのでしょうか、その点も質問いたします。ではお願いいたします。

それともう一つございます。協働の町づくりについてということでお尋ねします。先程竹澤議員、織田議員が尋ねられたことなので重複するかと思いますが、耕地担当制は役場の職員の方々の意識改革の中のひとつの行動と現れとして私は捉えています。始まったばかりなのですが、耕地担当の方がその出身ということで逆にやりやすい反面知りすぎていてうまくいかないこともあるかと思われま。かえって何も知らない地区を担当した方が色々勉強になると思われま。いかがでしょうか。また、町民の中にも行政は私にはわからないという人がいるかと思いますが、そういった方々に少しでも関心を持ってもらうべく何を行うつもりでいるのでしょうか。以上お願いいたします。

町長

それでは坂本議員の2つのご質問についてお答えをいたします。少子化対策についての問題と協働の町づくりについてということでございます。

まず、少子化対応について幾つかの点に触れて今後の対応についてとのご質問をいただきました。お話にございましたように全国的に少子化が急速に進行をしておる中で、この飯島町においても就学前の児童数は減少の傾向が続いておるわけでございます。こうした中でこれからの子育てに対応する基本的な計画として、3月に次世代の育成支援対策促進

ご答弁させていただきます。

それから次のご質問であります耕地担当制度、協働の町づくりのひとつの考え方として耕地担当制度の問題点それから役場の職員の意識改革あるいはまた町民も自己意識の上で自立をしていかなきゃならないといったことについての関連したご質問でございます。前質問者にもそれぞれお答えをしてきておりますけれども、まずこの協働の町づくりの実践につきましては、現在検討が進められております中期総合計画の中で具体化を更にしてまいります、耕地担当制を先行実施をいたしましたのは昨年来のふるさとづくり計画等の住民説明会の場等におきましても役場と住民とのその距離が非常に遠いと、考え方の上で遠いというようなこと、あるいはまた色々とその町長と住民との距離感があるのではないかなというようなことも含めてこのできうる対応策のひとつとして取り入れた制度でございます。8月から実施をして1ヶ月余りが経過したわけでございます。この制度を通じて情報の提供や意見の聞き取りとともに、住民の視点に立った職員を育成することによって身近な役場を構築していきたいという考え方によるものでございまして、この職員の耕地担当制につきましては、スタートをしてまだ1ヶ月ということでございますので、これから担当と地元耕地の皆さんとでそれぞれの状況に応じた具体的な取組みを整備していくということになっておるわけでございます。ご指摘のように協働の町づくりを推進していくには、その前提として町も町民の皆さんも意識改革をして信頼関係を構築することが何よりも重要であるということでございますので、まだこうした担当制度問題点などを整理できる段階ではございませんけれども、今後耕地の実情も合わせて順次定着をしてまいりたいと、試行錯誤を繰り返しながら定着していきたいというふうに考えております。また、職員の意識改革の問題につきましてももう再三申し上げておりますけれども、住民に対するサービスアップ、スピードアップそれからグレードアップを住民サービスの基本目標として住民に視点に立った取組みに徹してまいります。そのための方策として職場内外での教育学習は勿論でありますけれども、人事評価制度この導入によりましてお互いが競争する中でも持てる力を発揮していくシステムをぜひ構築していきたいというふうに思っております。住民の皆さんについては、昨年来の住民説明会等において協働、住民協働が求められるこの状況というものを説明をさせていただいてまいりましたけれども、現在作業中のこの町づくり分科会においても協働の認識が課題として論議をされております。先進地の事例を見ましてもこの協働の考え方が定着するまでには相当の時間を要しておるということが実態でございますので、こうした耕地担当制により取組みを含めましてですね、住民説明会や出前講座など機会あるごとにその必要性を提案申し上げて意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、坂本議員も言われておりますように住民の皆さんの意識改革、自立に向けたその覚悟がどうしても必要であるというふうに思いますので、共にその認識を共有をしていただいで自立の町づくりを進めてまいりたいと考えております。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

教育長

議員の質問の中で町長の答えなかった部分について私の方からお答え申し上げます。1つは学童クラブのインターネットなんかで宣伝というかPRする点につきましてですけれども、非常にいいご意見をいただきました。現在インターネットではこれは宣伝という

かPRしておりません。学童クラブだけでなく子育て支援、教育委員会が行っている子育て支援全般につきまして教育委員会のホームページ等を利用しながら今までは有線やCEKでやってまいりましたけれども、それに加えてホームページでもそういうことをやっていくのがいいかなと非常にいいご意見をいただいたとこういうふうになっております。それからもう1つ駒ヶ根市の児童館の事業についてのお話がありました。いわゆる学童クラブというのは放課後児童健全育成事業というもののその実施要綱に則って行っているものでございますが、駒ヶ根市の行っているのは放課後の子供達の居場所づくりというふうなところで児童館というような言葉でこれは言われておりますけれども、そういう制度であります。ちょっと性格が違うのでその運営上やや違いが出てくるのは当然かと思っておりますけれども、そういう点で議員のご指摘のとおりであります。その中でですね、ぐりとぐらというような子供と親のサークルというような話がありました。これにつきましては多分子供達の親が自主的に作っていく、作り上げたサークルだろうというふうに私は理解しておりますけれども、学童クラブでもやはり保護者の皆さんがそういう本当に自主的に我が子をどうするかというようなところでそういうサークルを立ち上げていただくことが非常に大事なことだというふうに私も考えております。以上でございます。

保健福祉課長

一時保育の関係でございます。一時保育につきましては、いわゆる保護者、父母等が急用こういったことで保育に家庭での保育に対応できないとこういった場合に一時的に受け入れるとこういって制度でございますけれども、これにつきましてはこの当日の給食とかまたおやつこういった関係もございましてその調整等もございまして。したがって現状では前日までに申し出ていただくという状況になっておるわけなんでございます。万やむを得ない場合こういったものについては、申し出のお願いをしたいと思っております。以上です。

8番

今の一時保育のことはそれでわかりましたけれども、生まれてから3歳までの部分での支援システムについてもう少し詳しくおっしゃっていただけますでしょうか。

保健福祉課長

それでは医療面というか保健面に関わる支援システムとこういってのもでございますけれども、これにつきましては保健センターを中心といたしまして各種健診こういったもの健康審査こういったものを実施をしておるわけでございます。出生前では例えば妊娠と出産の栄養、赤ちゃんの衣類とか、また親と家族の関わりこういったようなことを母親を対象にして実施をしておると、また出生後でございますけれども、これにつきましては3歳児健康審査これは小児科医による健康審査等です。また5ヶ月これは離乳食の指導とか、またブックスタート、また6から8ヶ月では育児の発達相談とこういってような状況であと9ヶ月、12ヶ月、1歳6ヶ月、2歳、2歳6ヶ月、3歳とこういってことできめ細かくそれぞれ保健師をはじめ必要に応じて内科医、歯科医こういった皆さんにお願いをして各種健診等を実施をしておるとこういって状況でありますのでお願いをしたいと思っております。以上です。

8番

内容はわかりましたけれども、費用の点ではサポートの方はあるのでしょうか。それとあと出産した場合の費用に関しては、

議長

3回目ですよ。

6 番 ただいま坂本議員は1回目の質問の中で答弁に漏れがあるということを言いたかったんだと私は思っています。ただ質問の仕方がわからず手を上げて議長ということで3回目の質問にまで及んでしまったということで、1回目の質問であったというふうに私は思っておりますので、そのように解釈をぜひ2回目、3回目の質問ができるように配慮をしていただきたいと思います。

議長 ただいまの三浦議員の動議について取り上げるかどうかをここで採決したいと思います。決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

もう一度私の方から説明をいたします。今の坂本議員の説明に2回、3回ということになりますけれども、答弁漏れの説明ではないかという動議が出されたわけでございます。それで今三浦議員の動議をとりあげるかどうかということをご採決したいと思います。三浦議員の動議について賛成の方は挙手をお願いいたします

〔賛成者挙手〕

議長 挙手少数で動議は否決されました。

それで2回の質問といたします。それでは3回目の質問を。

6 番 動議が出て、動議は2人賛成がいたので2人で動議は成立して、それについて賛成か反対かをもう一度決を出すんじゃないですか、手法としては、違いますか。

議長 失礼しました。今動議について賛成の方がおりましたので、これで再度採決をいたします。

〔賛成者挙手〕

議長 挙手少数で、否決されました。

それで2回目の質問はこれで終わり、3回目の質問を認めます。

8 番 平成15年の資料になりましてちょっと最近の先程織田議員がここでおっしゃった資料より少し古いものになるんですけども、合併するかしないかで町民の方々から回答があった住民意向調査を調べてみますと、合併反対が多くても町の判断で進めてもよいのではないか、あるいは政治家の責任としてリーダーシップをとって進むべきという意見も書いてありました。また合併が起こったことは自治体職員の責任であると書いてある見方もあります。それは結果としてそうなってしまったけれども、長きにわたり行政のやっていることを黙認してきた町民の方々にも責任の一端はあると思われまます。反対を言っても届かなかったのかもしれないし、聞こえていても無視されたのかもしれない。議員に対しては定数を減らした方がよいとか、行政に対して勉強不足であると書かれております。町民の方々の新人議員に対する期待は大きくややもするとその思いに押しつぶされそうになるときもありますが、議員としても責任を果たすべくそれぞれ立場でたゞいま勉強中であり、皆様方の声を拾い集めて行政に届けようとしています。また合併に賛成をされた議員の方々も自立になった今色々な角度から自立の方向性を考え議会の中で、あるいは各種の団体の中で意見を言ったりアイデアを出したりしております。町民の皆様方からの行政に対する厳しい批判の声がありますが、役場の方々と共に話し合い、時には口論となることもあります。しかし、この10,600人が共に手を取り合い苦い水も飲み、分かち合っていかなければ自立はできないと私は思っております。政治など私にはわからない、

仕事が忙しくて町のことは町長に任せるなどと言わないで、ぜひ自分の身近な問題の日頃疑問に思っていることを口に出して近所の方々や家族の方々と話し合ってみてください。行政に関することは役場にあるいは議員に電話をかけてみてください。1人1人が少し行動することで1mmしか動かなかった扉は大きく開かれることでしょう。心の中にしまい込まないでどうか声に出してしゃべってみてください。そしてその小さな声それぞれの立場で耳を傾けてください。堅苦しかった町の空気に新しい風が吹き込まれることを期待して質問を終わらせていただきます。失礼いたします。私の今の質問に対してもう一度町長をお願いいたします。

町 長 坂本議員の住民の皆さんの代弁者の1人として今言われたことは大変重要な意味を持つ内容であるというふうに私も思います。色んなご意見もございませし、議論もございませ。その辺についてできるだけ多くの意見を聞きながらそのためにこうして町長への手紙あるいはホット懇談会、耕地担当制度といったような直接住民と接する間近な行政としての努力をさせていただいておるわけでございませ、そうした機会を通じてお願いしてまいりたいと思っておりますけれども、最終的にはこれは代表民主主義制度、議会制民主主義制度に乗っかって財政との問題も図りながら方向をして決定していくのがこの地方自治に与えられたひとつのシステムでございますので、その辺も含めてひとつまた今後ともご協力いただくようお願い申し上げます。

8 番 ありがとうございます。

議長 6番 三浦寿美子議員。

6 番 それでは通告にしたがひまして一般質問をいたします。自立の町づくりと財源の確保についてということで質問をさせていただきます。自立の町づくりを進めるにあたって町民の皆さんの前向きな力が今後求められてくると、必要であるというふうに認識をいたしております。まず、元気な活気のある町づくりに一番大事なことは町の皆さんが一番望んでいることをきちんと受け止めて充実させる、要望実現のために行政として力を注ぐことが必要ではないかと感じております。全国的にも社会保障の充実を願う方々が一番多いわけです。飯島町でも福祉の充実を願う方々が大変多くいらっしゃいます。ふるさとづくり計画の中にある飯島町新行政改革大綱には、飯島町の個性を生かした活力に満ちた町づくりを目指すことや少子化、高齢化、福祉、医療、環境、産業、教育、文化などなど重要課題に取り組んでいくことなど諸々の方針が打ち出されております。行財政改革に聖域を設けないと言われておりますが、しかし町の皆さんが元気を無くしてしまうような施策後退があってはならないと私は考えております。平成16年度は黒字決算となりました。今後一層地方自治体への国庫負担金の削減が予想され、地方分権という名の元に益々厳しい税源措置が行われてくるというふうに認識をしております。その中でも町税の減収は町の行政にとって財源にとって大きな痛手となっているところですので、こうした状況の中で住民要望に答えていくためには財源をどのようにして生み出していくのか、このことが大きな課題として今問題となっているところですので、この点についてどのような手法をもって財源を生み出していくのかこの点をご見解お聞きをしたいと思っております。こうした財政の厳しい中で今後取り組む事業への過大な投資は避けるべきであるというふうに私は考えております。特に

東部保育園は平成17年、18年度の大きな建設事業として事業が行われます。自立の方向を決めた中で大型な建設事業となっております。先日の補正予算の質疑の中でも私は質問をいたしました。特に42億円の一般会計予算の規模の中で1割の4億2千万円をかけることには問題があるのではないかと私は感じたわけでございます。この点についての町長のご見解についてはいかがでしょうかお聞きをしたいと思います。その質問の中で町長は答弁でこれから実施設計に入るのでできるだけ節減に努めていかれるとそのようにご答弁されました。心強いところでございます。しかし、将来の120人の定員数が誤算であったのではないかと、将来20年、30年経ったときに言われるようなことのない120人の定員が妥当であったと言われるような人口増対策を考えておられるのか、町の活性化のためにはやはり多くの若者がこの町に住んでいただくことが大切なことですので、そういう点での将来にわたった取組みについてどのように準備をし、今後又取り組んでいくように考えておられるのでしょうか。先程坂本議員の質問にもありましたが、若者の住みやすい町づくりとしてまず飯島町に住んでもらうそういう施策が講じられなければなりません。それが突っちはじめて長い目で見て少子化対策が進んだということになっていくのだというふうに私は考えますが、その点での町長のご見解をお聞きいたします。1回目の質問を終わります。

町長 それでは今議会の一番最後の一般質問の三浦議員についてお答えをいたします。大きく自立の町づくりと財源確保の問題ということでご質問をいただいております。

まず飯島町の新行財政改革大綱これは飯島町のふるさとづくり計画そのものでございまして、この大きな柱のひとつとして昨年9月に策定をいたしました。この大綱にも謳ってございますけれども、これからの町づくりにあたっては当町がこれまで行ってきた行政全般についての見直しを行って、簡素で効率的な行財政運営に努めていかなければならないというのが大きな骨子でございまして、具体的にはこの大綱の改革の概要で示されていることを基本にいたしまして入りを図って出を制すというこの原則に基づきまして身の丈に合った行財政運営をする中でこの財源確保をしてみらなければならないというふうに思っております。特に今三浦議員も触れておりましたけれども、今後は地方交付税をはじめとする依存財源の減少が当然これはもう見込まれることは明白でございまして、町税収入を中心とする自主財源の確保が非常に重要であるというふうに思っております。これには町づくりそのものから検討をしていくことが重要で必要でございまして、現在様々な角度から検討をしているわけでございます。このどこの市町村も財源確保についての特効薬というものはありません。これまでも申し上げてきたことを地道に実行に移しながら中期的展望に立った町づくりをする中で財源を見出していきたいということでございまして、個々の手法につきましては、再三申し上げますように今中期総合計画の中で人口増活性化対策のことの中で具体的に色々と取り上げてこれまでも触れてまいりましたけれどもやっておりますので、その答えを集約を待って踏み出していきたいというふうに思っております。それからこの厳しい状況の中で今後取り組むべき事業へのこの過大投資は避けるべきであるというご意見、特に東部保育園建設に関して問題点はないかということでございます。この事業を実施をする上で過大な投資などというものは当然これはあ

ってはならないし、私共常にこの点に十分心して慎重に進めていかねばならないという常に意識を持ってやっておりますわけでございます。そこで現在の東部保育園これを田切と本郷を1つに合わせて30年、40年経ったこの老朽化を進んだ保育園を1つにまとめてこの耐震対応も含めて再整備をしたいということで、これまで長期間にわたって地元のご協力をいただきながら検討を進めてまいりました。そして同時にこの3園を統合整備することによって生み出すこの色んなメリット財政上の効率化の問題も出てまいりますし、それから保育の効率化の問題、保育サービスの向上という問題も当然含めて総合的に検討してまいりました。建設規模等につきましては、先の補正予算の中でも色々申し上げてございますので、重複いたしますのでもう申し上げませんが、建設研究委員会にお諮りをいたしまして十分な審議を経て答えを出していただいた120規模でございます。この規模に合うようにこれが過大投資にならないようなこれからのこの利用活用、保育入所者数の確保も含めて精一杯の努力をしていかなきゃならないことでございますし、この事業実施にあたっては機能性と安全性を最大限考慮しながら経費の縮減を図ってまいりたいと、決して華美な施設になるつもりではもうとうございませぬので、また最終に実施設計段階でも更に精査をして建設委員会をお願いしてございまして、そこにもご報告をお諮りをした上で事業を進めてまいりたいというふうに思っております。したがってこの3園統合保育園事業規模的には内容的には飯島七久保の保育園とほぼ同規模施設面ということになるわけでございますけれども、再三申し上げますようにこの保育園にはこれからの子育て支援センターというものをここに付加しましてですね、他の3園に保育園にないようなひとつの機能の充実を図って子育て支援を図っていくという機能を付加してございまして、この点についてはこの建設する保育園が特異なひとつの保育園の姿であるということだけはひとつお願いしておきたいと思っております。したがって今現在この保育園の建設について特に問題点とはということはないというふうに私は思っております。それから今後の具体的な自主財源の確保について若者が住みやすい町づくりこの少子化対策の要として考えておる具体的な取組みの内容でございまして、町の少子化対策につきましても今前質問者にも色々お答えをしましてまいりました。基本構想や中期総合計画それから実施計画更に次世代の育成支援対策の町の行動計画色々あるわけございまして、各種の事務事業を行っているところでございます。計画に書いただけではどうにもなりません。一步も二歩もこのことを強烈に推進していかなければならないということでございまして、特に今こうして自立を選択した町にとりましては、この人口増対策や活性化対策非常に急務であるわけございまして、最重要課題の施策のひとつとして今後様々な対策を講じてまいりたいというふうに思っております。その具体的な中身の検討は色々描いてはおりますけれども、最終的に中期総合計画の分科会作業の方向を待って基本構想審議会に諮ってこれをひとつ具現化していきたいということで、今までの過去5年間の総括も含めてその上に立ってひとつ計画を推進してまいりたいというふうに思っております。既にこの分科会で現状分析等作業を終えておりますけれども、今後また新年度次期中期総合計画のスタートにあたって一部新年度予算の編成も含めて検討していきたいということをお願いをしております。いずれにいたしましてもこの少子化対策は今後自立をしていく町にとっては重要

な課題、最重要な課題として取組んでいかなきゃならないことは勿論でありますけれども、ただこれのみでもってそのすべてが解決するという問題でもございません。様々な要因を分析する中で様々なこの政策が絡み合って全体としてよい成果が上がっていかねばならないというふうに考えております。先程もお話にございました若者向けの住宅の対応に問題、それからその働き場所である職場の確保の問題、育児教育の問題あるいはまた結婚問題に至るまで色々幅の広いこの人口増、若者定住というひとつの考え方があるわけでございますので、一層活発なこの分科会の検討結果を踏まえてこのことを方向を持って今後の5年間の計画として実現に向かって努力をしまいたいというふうに考えております。

6 番

それでは2回目の質問をいたします。基本的には町長の今申されました答弁で私と一致をすと思っております。具体的に細かいことに入れば見解の相違もあると思っておりますが、今回はそういう意味では基本的な考え方について確認をさせていただくということでこの点については良しといたしますが、第2回目のこの質問の中で私は東部保育園の定員数の問題については、やはり気にかかる場所なんです。そこでこうした全体の中で少子化傾向が進んでいる中で、なぜ120人の定員なのかというふうにお聞きをしましたところ、伊南バイパスの153号線が開通すれば沿線上に人口が増えていくだろうというようなことをお聞きしましたし、そのことを期待をしているというふうにしてその120人についてのお考えがあるというふうにお聞きをしております。しかし、バイパスが開いて人口がただ増えるという話にはなりませんので、この120人の定員についてもう少し確固たる根拠は知りたいというふうに思うわけです。また、町全体の人口の動向を考えますと保育園児の流れ、将来の町のあり方そのための施策など総合的に検討先程町長言われましたが、総合的に検討した上で町の少子化対策ができその中で本当なら定員数も決められてくるというふうには私は認識をしておりますが、どうもそのところが私にはよく見えていませんので、わかりやすくどういう根拠のもとに120人なのかを示していただきたいというふうにお聞きをいたします。例えば120人の定員数という町長の将来的な人口動向をこれからの推移の予測などから考えまして適正かどうかという点では、平成16年度の入所率ですね、保育園に入所した皆さんの率ですけれども、全体が100とするわけですから76%というふうにご覧いただけます行政報告書にも載っております。人口ピラミッドから見まして統計上の各園の動向や特徴また3歳児の絶対数ということは今段階で推測をしますと、今後3歳以上児の数が300人を割っていくのではないかとこの点については私には見えております。未満児保育が増加をしていると、どこ園でも増加をしているというふうにお聞きをいたします。町外でもお話を伺いましたところ、未満児保育は年々増えていると、当初よりも現在はその倍になっているというお話も伺います。そういう状況の中で東部の保育園、田切保育園、本郷の保育園3園合わせて平成15年、平成16年100人を切っております。少子化と言いますが、出産を産するに適齢の方々の人口というのが1,000人くらいかというふうには私はこの人口ピラミッドを見ながら、男性は出産できませんから女性ということになりますし、町外に出でいられる方もありますし、町外からおいでになる方もありますので、そのくらいが産される方の年齢の人口かなというふう

に読んでいますけれども、昨年は0歳児が48人とこの行政報告書で見ますと、一昨年はどうかと思ってみたら85人でした。現状の中で推測をしますと一層少子化が進んでくるというふうに見えるわけです。保育園のこれから新設をしていくわけですが、耐用年数というのは考えましても10年ということはありませんので、20年、30年長くもてば40年という長い利用をされる施設となるわけです。そういう中で本当に120人の園児が利用をしているその風景が今の頭の中で描ける方がどれだけおいでになるでしょう。やはりこういう点では確固としたやはり人口増対策などの具体的な既に進められた中で定員数の決定でなければならないのではないのでしょうか。私は用地を含めると総額6億円を越す投資をして建設するそうした背景がよく見えてきません。補助金先にありきではなかったかということも頭に浮かぶわけです。田切、本郷保育園の保護者の皆さん大変長い間統合をするかしないか、存続するかということで悩みました。ということは保護者の皆さん本当に現場の皆さんは自分から統合してほしいそう願ったわけではないということが見えてくるわけです。本郷については、ぎりぎりまで若いお母さんやお父さん達が統合してほしい、本郷に残してほしいと頑張りました。やむなく様々な条件を付けて承諾をしたというのが経過です。田切保育園は私も何度か行っていますけれども、園児にとってとても理に適った暖かくて魅力的な保育園だと感じます。本郷、田切よりも10年後から建設をした東部保育園の方が傷みが早かった、このことを考えれば設計上の問題、建築の問題についても厳しい目が必要であったのではないのでしょうか。これから実施設計に入るということですので、まず私は利用する園児小さな子供さん達の目線で本当に今度建設する東部の保育園の広さ、間取り様々な点から理に適っているかどうか、本当に使い勝手がいいのかどうか、あまりにも小さな子供さんから見たら大きな体育館のように見えるような部屋ではないのか、そういうことまで考えた設計が必要だというふうにお聞きをいたします。当初の計画から数年経過をしたそういう中で建設ですので、財政の状況も当時と随分と厳しくなっております。また先程も言いましたが、子供の数また未満児の利用者の増加、ニーズも随分と変わってまいりました。財政の厳しいときにニーズに合ったよく工夫をされた将来にも利用のできる、よく工夫をし安くできて優れたものの保育園と町の皆さんから言われるような保育園づくりが必要ではないのでしょうか。当初予算よりも設計を見直し、もう少し小さな子供さんに合った園に設計しなれば財源も浮くのではないかと私は見えております。その分を子育て支援や若者の定住の支援、学童保育や町単独の新たな事業などにも充てるような工夫ができる、そうした財源にできるのではないかと考えますし、そう努力すべきと考えるわけです。自立の町づくりを厳しい財政の中で進めるわけですから、今までに建てた文化館や弓道場やこの庁舎のようにあとから町の皆さんから大きすぎたとか、あれは使わないのに何で造ったのかとか、みんなが使えないじゃないかと、あとから批判を受けるような建設をしてはならないと二の足を踏んではないかというふうには私は思いますが、この点について町長いかがお感じになっておいででしょうか。私は内装についてもこれからはもう少し規模も小さくし、その部屋がそのときのそのときにももう少し工夫ができて臨機応変に使えるような工夫も必要であると、既に補助金を国から120人の定員数で受ける段取りもでき、それが進められるということ

議会で決定をしていますので、そのところを今後どのように臨機応変に子供の目線で使える園にするかということをしていかなければなりませんし、まだその他見直して設計が見直せるならばもっともっとコンパクトであっていいというふうに考えるわけです。細かいことを言いますと、保育室ですね、年長が20人ということで設定をされておりますが、50.4㎡、1人辺りです。1人辺りじゃありません。すいません。20人で50.4㎡で1人当りは2.52㎡というふうに私は割算をいたしました。簡単な私のやり方ですので本当にこれが正しいかどうかは、どんなふうに見積るのかわかりませんが一応部屋割りで園児の数からそのように計算をしてみました。そうしますと年長と年少さんの保育室は同じ広さであるにも拘らず、部屋の中には15人ということになっておりますので、同じように計算しますと1人当たりがもっと広いスペースということになってくるわけです。事務室の広さは机の配置を変えればまたもう少し狭くしても十分事務ができるスペースになるのではないかとこのふうにも私の目からは見えるわけです。保育園の全体の配置を考えてみますと遊戯室が本体と離れた場所に廊下を渡っていくようになっております。私が母親としてみれば保育士さんの目に届く今のような透けて見えるほど近いところにすぐ目の届くところに安全安心な遊戯室がほしいなとこのように思うわけですが、一緒にくっついた合体した遊戯室はできなかったのかとそのようなことも感じておるわけですが、車で来てロータリーもあります、確かに本郷の方や田切の方からマイクロバスで子供さんを送迎するということになれば必要かもしれません。しかし、駐車場は随分遠いところにありまして、車で送り迎えするのに雨の日、雪の日本当に小さなお子さんを持って大変です。お昼寝の布団など持って帰る、持って来るそういうことを考えますとこのロータリー本当にお母さんたちが子供さんを送り迎えするのに便利がいいかどうか、本当に気になることですし、お忙しいお母さん達が慌てて子供さんを送ってきてもなかなか仕事に連れてくることもできない、帰っていくこともできないというふうな状況も混雑すれば生まれてくるかなと、様々なことが私の脳裏に浮かびこの設計を見たわけです。そういうことを考えますと、今後の見通しとして見直しがどの程度まで可能であるのか、一般の住民の皆さんがこの園についてご意見や提案をしたらどう取り上げてもらえるのか、いただけるのか、そのこともお聞きをしたいと思っております。2回目の質問を終わります。

町 長

統合する東部保育園の設計等の内容まで含めた設計士並の色々なご提案ご意見もいただきましておるわけでありまして、何かこの東部保育園の建設事業が非常に無駄が多くて効率が悪いというようなイメージで捉えられているような節もちょっと感じるわけですが、このことにつきましては、もうご承知のようにこの3園統合保育園整備計画調査研究委員会を立ち上げまして、何回もの検討を踏まえて色々な資料、それから新しい保育の要望に対するその要望事項も取り入れた中で120人の規模それから位置につきましては少し当初の計画よりもずれましたけれども、そういうことで慎重にやってみてまいりました。今このことを振り返って基本的な部分でどうのこうのというわけにはまいりません。ただ具体的に今度は建設をしていく段階で建設委員会ございまして、その最終設計をしておる決して無駄があってはならないし、それから華美な部分もあってはならない、今色々とお話にあったことも含めてですね、今設計業者に最終的なものを設計と

して提示を願ってその内容をまた建設委員会にかけて極力今ある予算の総事業費の枠からも落としてもらうような努力をしておりますので、今このどの位の目途でその経費削減が図られるのかということとはちょっとまだ定かではございますけれども、相当のひとつのぎりぎりの線でひとつ設計してもらうようにということでやっております。真にこの子供の目線、子供の使い勝手がいいようにということで当然でございますが、いちいち園児にそのことを技術的な部分を相談するというわけにはまいりませんので、これは現場の保育士それから地域の保護者の代表も入っていただいた上のこの調査研究委員会で長年積上げた結果でございます。ぜひそのことをひとつ胸において今このことを元へ戻していくというわけにはまいりません。ただ、この保育園を将来定数のこの問題も含めてですね、今あるこの出生予定の人だけを捉えてやっていくんでなくて、将来の活性化構想、人口増構想も中に入れて更にまたこの多様な保育を要求されるこれからの時代に入っていくと、未満児保育の問題もそうですし、延長保育、時間外保育も含めてそういうもの全体の子育て支援センターも含めたかたちでこの保育所の位置付けをしていくという考え方で現在進んでおりますので、単なるこの出生率がどうのこうのという問題だけでこのことは解決できない、またそのように定員になるように色々な町の基本政策を努力していかなくちゃならないということも含まれておるわけでございますので、そのことぜひひとつ合わせて胸においてひとつお考えをいただきたいというふう思うわけでございます。更に120人定数の経過等につきましては、所管課長の方からその根拠となる考え方をお答え申し上げます。

保健福祉課長

定員の120人の算出根拠ということでございますけれども、これにつきましては基本的にこの研究委員会の中で基本的には飯島、七久保この規模を目安としていきたいとこういうようなこともございました。またもう1つはこの中で特に1つは未満児保育の関係でございますけれども、特に田切、本郷の地区につきましては未満児の保育やっています。したがって田切、本郷地区の子供達の未満児保育はないわけでございます。したがってこの際統合することによって未満児保育室も拡張できますから人員も増えてくるというようにみております。また現在飯島の保育園でございますけれども、定員が120人でありまして、実は6人オーバーしております。これは国の定員の容認の基準の中に入っておりますので、問題というわけではないわけでありまして、それにしても6人オーバーしてあるということです。これは特に中途から希望で入所する子供でございますけれども、東部保育園が空いておりますからどうぞご覧いただきたいということになると、両方また飯島保育園も見てぜひ飯島保育園へ入れていただきたいというような強い申し出等ございまして現在こうなっているということでございます。したがって保育園等が広くまた新しくなればそちらの方へ人員も廻っていくとこういうように考えるわけでございます。現在の現況でみますと、3つの保育園合わせますと83人というようなことで、丁度70%でございますけれども、こういったものはこの入所定員の率これも上がってくると言うように考えておるわけでございますので、お願いをしたいと思っておりますし、まず何よりもパイパス等によって人口増を期待をしていきたいとこういうことでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。そして保育室の関係でございますけれども、保育室の関係につきま

しては、これもいわゆる設置の基準等ございます。この基準の中でみておまして、この内容1つ1つの保育室、施設これらにつきましても現在の飯島、七久保保育園に準じたかたちの中で算出をいたしたわけでございます。また、遊戯室といわゆる本体が離れておることとありますけれども、これは地形的にやむを得ないということとご理解をいただきたいと思っております。またもう1つは駐車場が遠いということとありますけれども、これは駐車場は確かに遠いわけでございますけれども、雨降りとか忙しいときそういったときにはロータリーまで車がいわゆる個人の自家用車行っただけの範囲内だと思います。これはマイクロバス等も行きますから十分乗用者が通れるスペースを持っております。したがってロータリーといわゆる保育室の建物これは隣接しておりますから雨降り等についてもあまり心配ないのではないかというふうなことでありますので、よろしく願いをしたいと思います。以上です。

6 番 では3回目の質問をいたします。今の課長の答弁では私は納得できませんが、まずこのことは私は保育園のこのなぜこの敷地、過大ではないかと大きすぎるのではないかということと言ったかといいますと、私も長いこと子育てをしてまいりました。東部の保育園には未満児で子供を預けましたし、飯島の保育園には障害児保育で子供をお世話になりましたし、保育園には3人の子供が長いことお世話になっております。ですから子育てをした経験また母親としての経験から初めてこの私これいただいたのはこの間の全協のときの説明のときにこんなのを綴ったものをレジュメをいただきました。そのあとこれを見ましてもとてもこの広さとかわかりませんでしたので、お願いをしまして数字の入ったこれをいただいたわけです。ですから私が東部の保育園の図面これを見たのはそのときが初めてでした。用地は今の東部の保育園から南に開発公社が取得をしたということと見てまいりましたし、大きさも一応知っているわけですけれども、実際にその敷地の中にどのような施設ができるかというのはついこの間知ったわけです。そういう中で私はとても自分としては驚きでしたので、知り合いの設計士さんに見ていただきましたが、これだけの規模の保育園は10万人規模の都市にあって市にあってまあ妥当だろうと、農村地帯の1万人強の飯島町に42億円一般会計で42億円の町の財源の中で4億2千万かけた建設費はあまりにもかけすぎだというふうに驚いて言っておられました。そこで私はその方にこの図面にどこからどこまで、どの位の距離があってどの位だというようなことも教えていただいて書き込んでまいりましたけれども、とても小さな子供さんが端から端まで移動する、とても大変な広さだと私自身も思っているわけですし、また使い勝手が本当によいのかということもそういう立場から一議員としてだけではなく、そういう目線から見ても過大だというふうには言わざるを得ないと、そして先程言いましたが先に補助金120人の補助金ほしさに先に用地の広さ、算定されて作られてきたのではないかと、120人の規模飯島保育所、七久保保育所のような施設がほしいと、それは確かにみんな思います。私だってそうだったら七久保の保育園はとてもいいと言われる方がおりますので、いいと思います。しかし、町の財源今こんなに厳しいと住民の皆さん福祉も削らなければやっていけません、このことだって大事だけれども我慢してもらわなければなりませんと言いつつ、本当にこの建設費事業費いいのかどうか、この用地を丸ごと使っていいのかどうか、やはり今考え直さな

ければ造ってしまったからではもう取り返しがつかないという段階まで来ているのではないのでしょうか。建設したあと住民の皆さんから色々な批判をいただいても取り返しはつきませんし、実際に先程言いましたが20年、30年後想像も私はつきません。先程課長は120人は妥当だという根拠を言われましたが、私はその根拠では納得いきませんので、しかし現実120人で補助金ももらっていますのでそこをどう補助金が影響しない部分をどう削るか、そういうことも含めて真剣に考えていかなければ住民の皆さん東部の保育園を建設にするにあたって納得できないのではないのでしょうか。本当によかったと言われるようなそれだけの投資をしても少子化対策にも役に立った、若者対策にも役に立った、本当に町が活性化できた住民の皆さんから喜んでいただけるような東部保育園にしなければ、この厳しいときに意味がないではありませんか。よく確かに建設研究委員会の皆さん早くから本当に保育士さんも一生懸命検討されました。よくお聞きをしております。しかし、現実は今財政の厳しい今日なんです。これからもっと厳しくなると先程町長言われました。そういう中で建設をする大きな事業なんです。もっと町の皆さんの大切な税金を使って建設するわけですから、考え直しもっと町の皆さんからの工夫もしていただく、知恵を借りるということが必要ではないのでしょうか。先程お聞きしませんでしたけれども、どこまでこれから住民の声や意見がどこまで通るのでしょうか。お聞きをして一般質問を終わらせていただきます。

町 長 決してその無駄にならないように、この保育園を造ってよかったと言っていたような保育園にするために全力を上げてまいります。住民の意見をこれからどのように取り入れてという段階ではもうございません。研究を経て建設の段階に入っている、具体的な内容についてはまた最終実施設計を見ながら、そのことの対して建設委員会でも十分また検討いただいて最終的に無駄のないみんなに喜ばれる子供本意の保育園、これからの次代を担う子育て支援の考え方も含めた保育園にしていきたいということでございますので、ご意見はご意見としてお聞きしておきますけれども、今そういう状況で進んでおることをご確認をいただきたいと思っております。以上です。

6 番 質問を終わります。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後2時59分 散会

平成17年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成17年9月20日 午前9時10分開議

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第5号議案 平成16年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 第6号議案 平成16年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 第7号議案 平成16年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 第8号議案 平成16年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 第9号議案 平成16年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 第10号議案 平成16年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 第11号議案 平成16年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議会閉会中の委員会継続審査について

閉会宣言

出席議員（12名）

1番	内山 淳司	2番	宮下 寿
3番	曾我 弘	4番	平澤 晃
5番	森岡 一雄	6番	三浦 寿美子
7番	竹澤 秀幸	8番	坂本 紀子
9番	宮下 覚一	10番	松下 寿雄
11番	織田 信行	12番	野村 利夫

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明
	総務課長 箕浦税夫
	企画財政課長 高坂浩
	住民税務課長 滝本英司
	保健福祉課長 米沢長実
	産業振興課長 斉藤久夫
	建設水道課長 松下一人
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭	教育長 大沢利光 教育次長 北沢正文
飯島町監査委員 代表監査委員 林良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣美
書 記 小林 美恵

本会議再開

開 議
議 長

平成17年9月20日 午前9時10分

おはようございます。

町当局並びに議員各位は、大変ご苦労さまでございます。

本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中にはそれぞれの委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。

去る9日の本会議において付託した決算7議案について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告が提出されております。

本日は委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いいたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

日程第1 諸般の報告をします。報告はありません。これで諸般の報告を終わります。

日程第2 第5号議案 平成16年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、日程

第3 第6号議案 平成16年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい

て、日程第4 第7号議案 平成16年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、日程第5 第8号議案 平成16年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認

定について、日程第6 第9号議案 平成16年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算認定について、日程第7 第10号議案 平成16年度飯島町農業集落排水事業特

別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 第11号議案 平成16年度飯島町水道事

業会計歳入歳出決算認定について、以上決算7議案を一括議題とします。本案については

各委員会に審査を付託してありますので、各委員長から一括議案審査報告を求めます。

総務産業
委員長

それでは委員会審査報告をいたします。去る9月9日の本会議において総務産業委員会に付託された第5号議案 平成16年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について分割付託分、第9号議案 平成16年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第10号議案 平成16年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第11号議案 平成16年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定については、9月13日及び14日、15日に委員会を開き、説明員として関係所管課の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第5号議案については認定すべきもの、第9号議案については認定すべきもの、第10号議案については認定すべきもの、第11号議案については認定すべきものと決定したので報告をいたします。

なお、審査の経過その過程に出された意見について何点かを申し上げます。

1つ、自立の町づくりのために行政改革が行われているが、保育士については親子二代にわたる保育に住民の批判もある。人事管理については、今一步考慮した対応をされたい。1つ、16年度は自立合併の研究を経て結果として自立となったが、町づくりに住民が関心を持ったと思われる。実践については、住民の理解と協力を求められたい。更に新しい町づくりの基本はその背景を住民に理解していただくことが重要である。地域によって協

働の取り組みに差が生じると思われるので、住民すべてが同一レベルで理解できるような取り組みをされたい。1つ、ふるさと大使については、外から見た飯島町について提言を求めたらどうか。大使全員に飯島町の将来を語ってもらったらどうか。一同に会することを検討を求める。1つ、職員の適材適所への配置は、協働の町づくりにおいても重要となる。計画に基づいて適正な人事体制に努められたい。1つ、税金の滞納額が毎年増加している町税、固定資産税で3,311万余円、国保税1,899万余円、水道関係477万余円、下水道負担金1,900万余円となっている。これら整理には助役を中心として各課において努力はされているが、町財政運営上重要視しなければならない。納税は住民の義務行為であるので、法的手段も必要かと思われる。整理について一層の努力をされたい。

また特別会計について申し上げます。特に石綿管の布設替えが約24キロくらいあるが、財政上町単独施工は無理である。これらは下水道保償工事により施工が必要とされる。なお、特別会計全関係においては、今後一層一般会計よりの繰出金が毎年増加の傾向にあるので、健全経営に努力されたい。なお、未納金が増加であるので整理に努められたい。以上、主な意見を申し上げましたが、平成16年度決算をみるに1億5千万円実質収支額となり、単年度収支では1億3,900万円となりまして、一定の行政を評価いたすものでありますが、先程意見で申し上げたとおり特別会計への繰出金、行政組合等への負担金、更に今後環境整備、福祉に対する手当が当然増加するものと思われま。行政運営にあたっては、節減に十分配慮され町長他職員の一層の努力に期待し報告といたします。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番

委員長報告をお聞きいたしました。1つ、2つお伺いいたします。税金の滞納の関係での整理努力をせよというようなお話があり、法的手段もというような今ご報告がありましたが、その法的手段のことなどについてさらに例えばというような突っ込んだお話し合いがあったかどうかその1点と、第5号議案について審査経過の中で委員会の皆様満場ということではなくて反対の方もおられたようにこの数字から見えるわけですが、どんなようなことが言われた内容でしたか、その点についてお伺いいたします。以上です。

総務産業
委員長

滞納については、報告以外に何点か意見がありました。滞納をしている人は年々同じように滞納を重ねていくということで、なかなか徴収が難しいということでございますけれども、それについてはそのような意見がありましたことを申し上げます。それから滞納者の生活環境が改善されているのかどうかというようなご意見もありました。それから飯島町一般会計の歳入歳出決算分割分でございますけれども、反対者の理由といたしまして認定できないという反対者の理由といたしまして市町村合併推進費に500万、関係支出に約700万円、一昨年は合併反対意見が多かった状況下の中でそういう予算を使ったということはいかがなものか、自立計画を検討している中で合併研究を行ったことに対する反対意見でございました。以上でございます。

議 長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻りください。

厚生文教
委員長

それでは厚生文教委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る9月9日の本会議において本委員会に付託されました第5号議案 平成16年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についての分割付託分、第6号議案 平成16年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第7号議案 平成16年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第8号議案 平成16年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についての議案審議につきましては9月13日及び14、15日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果お手元の報告書のとおり第5号議案については認定すべきもの、第6号議案については認定すべきもの、第7号議案については認定すべきもの、第8号議案についても認定すべきもの決定したので報告いたします。

なお、審査の経過その課程に出された意見の内容について以下申し上げます。

最初に教育委員会については、公共施設の管理のあり方について、文化館は利用者が減少の一途にある。可動式等ある施設も使われていない。利用者管理の徹底を図り費用対効果、使用者負担、公平性を考え平成18年度に向け住民に親しまれるよう町づくり計画で検討されたい。また、他の施設B&G海洋センターも健康づくり等で対応していることは良とするが、利用対策等は厳しい財政の折、協働の町づくりに向け手引きしていく方向を重視していかなければならないと思われるので、指定管理者制度の導入等今後の一層の配慮が必要である。次に町長部局の生涯教育と教育委員会所属の社会教育の運営と経費の割合に対する方向性が見えにくい。施設は別として既定した割合を弊害が出てくる、教育費全体の中で学校にかかる経費と社会教育費、保健体育費に分類している。通年ベースでいくと特別な事業は省いて発展的連携を深めることが大切である。教育福祉はすぐ結論が出るものではなく、目に見えない部分が多いものですから、少子高齢化対策を視野に入れ中身の充実を図り対応していくべきで、政策的な支援も今後必要である。保健福祉について、飯島町は介護給付費の費用額が昨年に比べ6,000万くらい増えている。また、後期高齢者75歳以上の出現率が高い。高齢者社会に向けての予防サービス需要の拡大が求められている。介護度は年々上がる傾向にあるので、公正の審査で予防重視の介護保険改革を望むと同時に老人クラブ友愛活動等も政策的に検討する必要がある。支給限度額は昨年より下がっている努力は是とする。個人の健康管理が基本であるが、福祉教育のさらなる配慮が大切である。住民税務については、環境自治会に加入していない戸数は外国人を含めて700戸くらいある。耕地加入は無理でも環境自治会への加入は推進すべき。派遣会社等を活用し対策を講じる必要がある。国保の外国人加入も増えている。専任看護師体制を講じレセプトは明確に処理しないと今後大きな問題になるので、最善の処置を望む。医療費の額が上がってきているので適切な指導を保健予防係と連携し医療予防に力を入れる必要がある。

第6号議案につきましては、加入者が世相を反映して増加している。国保税の収納率は92.6%と昨年より低下の一途にある。抜本的な解消策が必要であり、計画的な推進実施を求める。

第7号議案につきましては、制度を理解して良好な運営を望むとし、介護給付費が増え

ている。関係係りを結集して健全な体力づくり等予防知識の普及に努める必要がある。

第8号議案につきましては、保険料は払えない人、滞納者については6ヶ月以上は短期証、1年以上は資格者証で対応しているが、納税相談で計画的な執行を望む意見がありました。

最後に予算執行については、高坂町政の初執行の1年でもあり、また合併問題の1年でもあった中で、予算どおり効果的に事業が遂行されており、厳しい財源の中で福祉の向上、また行政改革にも積極的に取組んだ職員の努力がうかがわれ高く評価します。今後は事業実施推進にあたっては、行政効果、経済効果を求めるわけでありますが、新しい手法を考え費用対効果を重視し、十分な調査と検討を行い職務にあたってほしいとの意見がありました。以上主なる意見を申し上げます報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 1つだけお聞きをしておきたいと思います。福祉の現場ということについてこれからは介護の問題や障害者の問題、子育ての問題様々なところで大きな問題になってくると思うんですけども、職員の皆さんのその現場を把握していただくということがすごく大事になってくるのではないかと私は考えているんですけど、そのようなことについてのご意見とか討論があったかどうかお聞きをしたいと思います。

厚生文教委員長 福祉の現場については、所管課職員より説明を求めました。具体的なことについては、特に発言がございませんでしたが、飯島の状況等は一応把握をしております。以上です。

議長 他にありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。

以上で決算7議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

ここでお知らせいたします。室内が高温になってまいりましたので、上着の着用は自由といたします。

これから議案ごと討論採決を行います。

最初に第5号議案 平成16年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。まず原案に対する反対討論を行います。

6番 それでは一般会計決算の認定について反対の立場で討論をいたします。平成16年度は合併問題に明け暮れました。私は平成16年度にかかわる3月定例会を含めて4回の一般質問は自立と合併に関わる質問を行い、特に町長の姿勢を質してまいりました。当初行政主導から行政と住民が対等に協力をしあう住民主導行政支援を基本に町づくりについて情報を共有し、町民の意見が反映できるようできる限り計画の段階から進めていきたいというふうに答弁を町長はいたしました。ふるさとづくり計画素々案の耕地説明会は合併も選択肢とする行政主導型であったと私は感じております。また、その上出席者のアンケートで合併の選択肢が多かったことを民意であるかのように推し進め、ふるさとづくり審議会の建議も一部を根拠に住民への説明もないまま3市町村合併へ向けて高坂町長自らが動いたことは住民の皆さんも承知をしておりますことですし、大きな衝撃を受けたものです。住民投票条例に基づく投票による合併の是非を求める住民運動や直接請求の第1回目の

署名は取り下げにはなりましたが、2,100余筆の提出がされるなど民意の反映が住民運動にあり、結果は飯島町の存続という結果になったわけです。1年間の流れを振り返ってみればこれほどまでに1年間を通じて住民不在で自立の町づくりの足を止めさせた住民を混乱させた年はなかったのではないかと私は感じております。住民の合意のない中で市町村推進体制整備費が500万円行い、市町村合併の研究費として3市町村合併協議会への負担金を含む776万円が出資されたことは自立を求めている住民と町当局、議会とのねじれた関係の中で予算が執行されたものであって、民主的な行政運営が行われなかったという結果であったと私は認識をしております。そのためこの決算については認定をすることができません。平成16年度の反省の上にまた17年度を踏まえて今後の行政運営について幾つかの意見を付して討論としたいと思います。財政はなお一層厳しい状況になることは先の総選挙の結果からも明らかでございます。特に10月1日からは実施される介護保険の改悪で居住費や食費の個人負担は施設入所者の方の経済的な負担、年間平均39万円増額となると言われております。年金額を越える想像以上に重い利用料となってまいります。また既に医療制度改正や消費税増税の方向、また各種の工事の廃止など次々と住民への増税の計画もされております。このような社会状況の中で社会保障の改悪や増税は住民生活に大きなダメージが予想され、地方自治体の打撃も大きいものと思われまます。厳しい財源の中で何よりも住民の命と暮らしを守る立場を貫いた行政運営がこれからはなお一層強く求められてまいります。行政は福祉のためのもの、できるだけ水準を落とさないばら撒きの部分の真に手を差し伸べなければならぬところへ厚くメリハリのあるものにすると町長はおっしゃっておられます。住民のおかれている実態を把握することが大事になってまいります。声なき声を受け止めるための工夫がこれからはなお一層されなければなりません。耕地担当制、ホット懇談会、いいちゃんポストも有効な方法と思えますが、特に福祉の現場での職員の実習や研修など課や係を超えて体験を通して住民との心の通う町づくりを進める必要があると私は考えております。住民との協働を進めるためには、まず行政側がまず何をすることが鍵になってくると思います。是非そのような方向を検討し実施をしていただきたいと考えております。財源を確保するためにはあらゆる角度から研究検討をしなければなりません。例を挙げますと東部保育園の建設に関わる計画と実施への流れです。まず計画を立てる段階での住民の合意の形成のあり方への改善が私は必要だと考えております。計画の押し付けはかたちでは合意したように見えても住民の皆さんの本意ではないために感情的にじっくりいかないということが現実には起きているわけです。建設研究委員会はもとより保育士さん達の施設についての論議をされてそういう立場での視点での意見も反映されているわけですが、補助金先にありきの中で組み立てられその枠の中で研究検討がされても財政的な問題研究がされていかない、これが現実だと私は感じております。数十年先の施設利用の状況や現状の中での裏付けのない定員数の設定、施設規模を担保する人口などの施策などが曖昧な中で国庫補助が確定をしまいいりました。町当局の財源確保に対する考え方が旧態依然としているために財政状況から計画の見直しをしようという発想にならなかったものと私はかんがえておりますし、そのチェックをすべき議会の代表が建設研究委員会の正副委員長であるために問題意識があ

っても一議員として触れることができないという主張も出てきてしまったというふうにも感じております。今までも大きな予算執行の伴う審議会や委員会の長はチャック機関の議会として議会の中から出すべきではないという議論もされております。町当局も議会としても認識を新たにすべきであるというふうにも今回の件で感じております。補助金が既に確定している今としてはとにかく子供ということで、これからのこのような事業に対して住民の声また最初から計画の段階でよく精査するそういうことが必要になってくると、ぜひ今回のこの東部保育園の建設事業にあたっての流れの中での反省と今後を生かしていただきたいこのように感じているわけです。最後に町内の経費の節減など非常に職員の皆さんの努力また代休制の協力など積み重ねにより大きな繰越金が生み出されました。これからも住民の皆さんと協力をし合いながらぜひ経費節減また財源を生み出すための様々な努力をしていっていただきたいとこのように意見を述べまして反対の討論とさせていただきます。

議 長
7 番

次に原案に賛成の討論ありますせんか。

それでは三浦議員の発言を否定をいたしまして第5号議案 一般会計歳入歳出決算認定につきまして全面的に議案賛成の立場で討論に参加をいたしたいと思います。いわゆる政党に所属いたしまして党の指令などに基きましてこの市町村議会の重要案件の採決に対して反対を唱える議員もいらっしゃるわけでございますけれども、画一的なその政治判断をするのではなくてですね、この飯島町議会への対応を自分の頭でよく考え、私達議員に投票してくれたすべての有権者である町民の皆さんの意思や意見を尊重するということがまさに求められているのではないかとこのように思うわけでありまして。自立か合併かが平成16年度のまた将来の飯島町の進むべき道筋を選択する最重要な課題でございました。高坂町長を筆頭に職員が一丸となって説明責任を果たし過去に例のない住民投票によりその可否を町民の皆さんに問った結果、結果として自立することが町民の皆さんの判断により決定をしたわけでございます。私思うに、この取組みの過程で町民の皆さんが地方自治行政のあり方、すなわち町づくりにつきまして関心を高めたことは多き成果であるというふうに思っておるわけでありまして。先程発言者の方からありましたけれども、議会といたしましても町長から提案されたそれぞれの合併問題の予算それぞれ法定協加入等々の問題については議員多数でその道筋を決めてきたわけで、反対者にしてみれば住民不在で決めた方なのかもしれませんが、これはあくまでも議会制民主主義の中で議員の皆さんが決めてきたことですので、私はそういう考え方は否定をするわけでありまして。結果はともかく町も一生懸命やったわけでこうしたプロセスというか過程をお互いに大切にしていきたいというふうに町民の皆さんとともに思うわけでありまして。今後は自立の町づくり行政と住民の協働町づくりにこの教訓を生かしまして採用することが求められているわけでありまして。ある意味、三浦議員やその支持者の皆さんのその皆さんの努力があつて考え方をえれば自立の道は選択されものではありませぬか。先の町議会選挙では私に対し合併は反対したけれども、支持をしていただいた町民も多くいらっしゃいます。それは自立と決まった以上、道のりは厳しいが行政の町民が一緒になつてずくを出し、汗をかき知恵を絞って新しい地方分権時代の飯島町をみんなで作っていかうという思い

があるからこそでございます。私が常に申し上げているように自立してきり輝く飯島町を三浦議員も一緒になっておやりになってみませんか。三浦議員指摘のように以前の合併に対する町民アンケートで反対が上回ったのに合併法定協議会を立ち上げ、一般会計補正をいたして合併の姿を研究説明したことは無駄な税金の使い方だから決算を承認できないという考え方も理解をしないわけではありませんけれど、逆に考えると合併の姿や新市の名称などを提示したことで飯島町はどうあるべきか町民皆さんが真剣に判断いただいた結果だというふうに思うわけであります。合併にかかる費用は500万円の市町村合併推進体制整備費補助金及び特交466万等々振替措置されたわけでありまして、飯島町が決算上持ち出しがたくさんあったということではないと思うわけであります。数字的にも問題はないというふうに思っております。高坂町長は予算執行にあたりまして自立の道を選択した中で人件費や需用費の節減、職員手当の内なる改革を一丸となって進めてきたからこそ1億5千万余の繰越を見出すことができ、財政調整基金などの積立を可能とし多くの住民要望施策を平成17年度3号補正予算で確認したのではありませんか。三浦議員我が飯島町は全国の潮の流れと同様少子高齢化が進んでおります。妊娠期から老後まで安心して暮らせる町づくりを私達議員と一緒に歩調を揃えてやってみませんか。高坂町長から提案され総務産業委員会に分割付託された議案について慎重審議した結果を踏まえ理事者及び全職員の血の出るような努力を評価し、敬意を表するとともに町民の皆さんが議員定数を16人から12人にした中での住民の声を議会に反映しているのか2つの常任委員会にしたけれども、真剣に審議しているのかなどの関心が高いかと思えます。言い換えれば私共議員の資質向上は問われているわけであります。微力ながら私も新任として今後もがんばっていきたいというように思うわけであります。先輩議員であります子育て支援や障害者から高齢者福祉まで幅広く活躍されております三浦議員さんが私の意見が他の議員の皆さんとともに。

議 長 固有名詞をだすことは注意してください。
7 番 失礼しました。町民福祉のためにも原案を賛成していただきたいことを一考を苦慮していただくということをお尋ねの議員さんにお訴え申し上げ原案賛成の立場での私の発言を終わりにしたいと思います。固有名詞を多く申し上げたことにつきまして、心からお詫びをいたします。以上。

議 長 他に討論ありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案 平成16年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決をします。

議 長 この採決は起立をもって行います。

本議案に対する各委員長報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立多数です。したがって第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に第6号議案 平成16年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず原案に反対討論を行います。

次に原案に賛成討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案 平成16年度飯島町国民健康保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決をします。

この採決は起立をもって行います。

本議案に対する委員長報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に第7号議案 平成16年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず原案に反対討論を行います。

次に原案に賛成討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第7号議案 平成16年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決をします。

この採決は起立をもって行います。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に第8号議案 平成16年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず原案に反対討論を行います。

次に原案に賛成討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第8号議案 平成16年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決をします。

この採決は起立によって行います。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議 長 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。
〔賛成者起立〕
お座りください。起立全員です。したがって第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
次に第9号議案 平成16年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
まず原案に反対討論を行います。
次に原案に賛成討論はありませんか。
(討論なし)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第9号議案 平成16年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
この採決は起立をもって行います。
本議案に対する委員長報告は認定とするものです。
本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。
〔賛成者起立〕
議 長 お座りください。起立全員です。したがって第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
次に第10号議案 平成16年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
まず原案に反対討論を行います。
次に原案に賛成討論はありませんか。
(討論なし)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第10号議案 平成16年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
この採決は起立をもって行います。
本議案に対する委員長報告は認定とするものです。
本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。
〔賛成者起立〕
議 長 お座りください。起立全員です。したがって第10号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
次に第11号議案 平成16年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
まず原案に反対討論を行います。
次に原案に賛成討論はありませんか。
(討論なし)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第11号議案 平成16年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
この採決は起立によって行います。
本議案に対する委員長報告は認定とするものです。
本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。
〔賛成者起立〕
議 長 お座りください。起立全員です。したがって第11号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
日程第9 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。
会議規則第72条の規定によりお手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について申し出があります。
お諮りします。申出の案件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって本件については、各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。
以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。
町 長 9月議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。去る9月9日から本日までの12日間にわたり開催をされました飯島町議会定例会、議員の皆さん方には連日慎重な審議、審査をいただき提案いたしました各案件につきましては、いずれも提案どおり可決認定をいただき誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。特に今議会は決算議会としての平成16年度の各会計の決算に対する審査と、一般質問等を通じて真剣且つ活発な議論をいただきました。厳しい財政事情の中にあって審議中また認定に付して出されましたご意見等を真摯に受け止め、今後の行財政運営に一層の努力をしてまいる所存でございます。特に自立を選択した今後の町の将来計画と行政運営、財源確保にかかる未収金対策など引続き多くの課題が山積しておりますが、精一杯意を注いでまいる覚悟でございます。今後はふるさとづくり計画を基本といたしまして一層の行財政改革を進めるとともに、自立の町づくりに向けた町民の皆さんの理解を得るための一層の努力を精一杯行うとともに、それぞれが責任を果たしながら効率的かつ重点的に施策を講じてまいりたいと考えております。なお、今議会には林代表監査委員さん、河野教育委員長さんのご出席をいただき審議を傾聴いただきまして誠にありがとうございました。特に林代表監査委員さんには平成16年度の各会計の決算に対する審査を通じての所見と意見報告をいただきました。心から感謝を申し上げます。また、いただきましたご意見を理事者以下職員重く受け止め今後に処してまいる所存でございます。さて、実りの秋もたけなわとなりました。また衆議院総選挙も終わり、これを受けた特別国会も明日21日招集をされます。郵政民営化法案の処理が当面の課題でございますが、その後平成18年度に向けた予算編成の概算要求等を経ていよいよその取組みが始まってまいります。一

層の地方分権改革を進めながら、地方の大きな課題である地方財政の確立、財源確保について最大の配慮を求めるとともに、国民生活に山積をしています諸課題についても真剣に取り組んでほしいと念願をするものでございます。一方、農家の皆様方には更に収穫のお忙しい毎日が続きます。今後台風の被害などを祈りながら、最後になりましたが議員の皆さんにはいよいよご健勝で飯島町発展のため一層のご活躍をお祈り申し上げ、議会閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議 長 以上をもって、平成17年9月飯島町議会定例会を閉会します。

午前10時3分 閉会

上記の議事録は、事務局長 小林廣美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員